資料1

【代替案たたき台】標準仕様書（骨格） 07. 法人登録					標準仕様書（骨格）		帝国高見原			高知県認証等	高知県認証等に対する帝国高見原	
機能名称 仕様書たたき台				関係ロール	現状の今与方・根拠	検討項目（論点案）	検討項目（論点案）	仕様書たたき台（修文案）	追加要件の内容	検討項目（論点案） 回2025/9/9時点	仕様書たたき台（修文案） 回2025/9/9時点
1. 法人登録及び法人情報（個人を含む） 1-1. 基本情報管理・更新											
0010	1.1.1.	法人基本情報管理	法人設立（設置）届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 ・法人番号（番号法に定める法人番号） ・法人格（株式会社、合同会社等） ・法人管理番号（団体独自に付番している番号） ・代表関係者の管理番号 ・法人名（漢字・カナ・アルファベット） ・代表者名（漢字） ・本支店区分、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・届出日 ・異動日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立日、設置日、廃止日、解散日、清算決了日、事業開始日、事業休止日、事業再開日 ・異動区分（設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算結了、事務所等なし、除却、復活等） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類）、事業種別 ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・中告書発送区分 ・送付口座情報 ※実施情報は事務局に登録できること	1.5.	台帳管理機能は、全ての実施の基本情報であるため必須としています。また、下記の詳細については検討項目としています。 【対応案の意見、確認事項】 ・代表者名（一部事業者が任意項目）、支店数（一部の自治体や事業者で「数の制限がない（登録可）」、産業分類（現在は「その他」）、市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・届出日 ・異動日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立日、設置日、廃止日、解散日、清算決了日、事業開始日、事業休止日、事業再開日 ・異動区分（設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算結了、事務所等なし、除却、復活等） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類）、事業種別 ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・中告書発送区分 ・送付口座情報 ・ELTAX利用状況 ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・ELTAX利用状況 ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・ELTAX利用状況 ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・ELTAX利用状況 ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、**資本金**事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・中告書発送区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・ELTAX利用状況 ・市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等） ・看板掲げ有 ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、**資本金**事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等） ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・中告書発送区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・ELTAX利用状況 ※1 **現在現時システム上での管理の問題は出来ないとする前提** 例2. 実施情報**（地域区分）**管理は不要。支店この関係引き管理できること。	【1）法人番号（番号法に定める法人番号）**（案1）** ・法人管理番号（団体独自に付番している番号） ・代表関係者の管理番号**（案1）** ・法人名（漢字・カナ・アルファベット）**（案1）** ・代表者名（漢字） ・本支店区分、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号）**（案1）** **（案2）** ・届出日 ・異動日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立日、設置日、廃止日、解散日、清算決了日、事業開始日、**事業休止日、事業再開日** ・異動区分（設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算結了、事務所等なし、除却、復活等） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等）**（案1）** ・看板掲げ有**（案1）** ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、**資本金**事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等）**（案1）** ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・**ELTAX利用状況**、市町村内事務所 **※1 現在現時システム上での管理の問題は出来ないとする前提** 例2. 実施情報**（地域区分）**管理は不要。支店この関係引き管理できること。	法人設立（設置）届出、異動届、申告書に基づき、以下の法人基本情報を登録できること。 ・法人番号（番号法に定める法人番号）**（案1）** ・法人管理番号（団体独自に付番している番号） ・代表関係者の管理番号**（案1）** ・法人名（漢字・カナ・アルファベット）**（案1）** ・代表者名（漢字） ・本支店区分、本店（所在地、郵便番号、電話番号）、市町村内事務所（名称、所在地、電話番号、郵便番号）**（案1）** **（案2）** ・届出日 ・異動日（登記上の住所異動日等、法人の異動が行われた日） ・設立日、設置日、廃止日、解散日、清算決了日、事業開始日、**事業休止日、事業再開日** ・異動区分（設立、設置、異動、事務所廃止、解散、合併解散、清算結了、事務所等なし、除却、復活等） ・法人区分（普通法人、公益法人等）、組織区分（株式会社、有限会社等）**（案1）** ・看板掲げ有**（案1）** ・施設区分（事業所/療養） ・決算期（年次決算法人の管理を含む）、**資本金**事業年度 ・資本金の額 ・従業員数 ・分類区分 ・産業分類コード（大分類、中分類） ・連結申告情報 ・税理士情報（氏名、住所、電話番号等）**（案1）** ・中会期国税系の有無および期間 ・収益事業の有無 ・消費・非課税区分 ・送付口座情報（収納・口座管理システムでの対応も可とする。） ・**ELTAX利用状況**、市町村内事務所 **※1 現在現時システム上での管理の問題は出来ないとする前提** 例2. 実施情報**（地域区分）**管理は不要。支店この関係引き管理できること。
0020	1.1.2.		法人番号情報の最新化ご要参謀チェックができること。	1.5.	対比表には表示記載はないものの、団体独自の法人管理番号は自動連番で付与されるべきであるとの考えです。 なお、1の「任意で登録」について、利用シーンを明確させてください。	**<相談事項>** 法人の管理番号を任意で登録することが必要なケースはありますか。ある場合は、利用シーンを教えてください。（通常は自動付番されるものと考えます） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	仕意の例番は不要。自動付番とする。 ※不在要件の、同一法人の重複登録に関する機能を別途定義。→4.1.1　で検討。	法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。 **任意での番号登録も可きることも。**		APPLICIO側での追加要件提案を受けて、オプション機能を追加します。 なお、本件の考え方は最下部の要件をご参照ください。	法人台帳を新規作成する際、法人管理番号が自動付番されること。 *【オプション】* ***各自治体の法人管理番号を任意で登録できること。*** ***例：市役所庁内、市町村内、県庁内、国税局庁内等を考えており、**法人管理番号**を任意で登録できること。***
0030	1.1.3.		法人基本情報の最新化ご要参謀チェックができること。	1.5. 8.1.	正確な税名で業務処理を行うために必須と考えますが、対比表（2市1社が該当）の内容も様々であり、具体的な機能（運用）イメージについてご教示願いたいです。 確認いただいて、 ※対比表にある運用の内容を踏まえた確認項目は、右記をご参照。 ※関連機能：8.1.1.検索（検討項目のなかで同一法人管理を検討） 1.特別な機能がない運用（重複チェックは検索時に職員が実施） ・検索画面で職員が目視確認してから登録登録画面に（メニューを経んで）移動するパターン 2.自動登録の流れで確認できる機能（重複チェックは検索時に職員が実施） ・新規登録処理の最初の画面が「検索画面」となっているパターン ・上記と同じで、検索画面から名称登録・異動処理を行えるパターン 3.補系等で事後的にチェックする機能 ・法人名称、所在地をもとに、同一法人候補リストを出力するパターン その他 ・オンライン登録時に法人名、代表者氏名、法源番号等で重複候補の表示が出るなど、オンライン登録の流れでチェックが効くパターン ・その他のパターン ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	【オプション】 *検索結果画面から、法人の新規登録、又は異動登録ができること。* 【必須】 **法人登録をもとに、重複時に重複チェックができること。重複している場合はアラートを出すこと。**			【オプション】 *検索結果画面から、法人の新規登録、又は異動登録ができること。* 【必須】 法人番号をもとに、重複時に重複チェックができること。重複している場合はアラートを出すこと。
0040	1.1.4.		法人区分は、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等）また、公共法人、公益法人等は地方税法第701条第1項に掲げられるものとそれぞれに区別できること。	1.5.	対比表は「事業者を扱いて細かく区分けはありますが、法人税法第2条の分類に基づいて管理できること」とあります。 なお、疑問の「それぞれに区別できること」について、区別した内容で課税区分が自動で設定されるべきかまでいて確認します。 *<検討案件>* ・1市の「課税・非課税区分（均等割のみ、課税免除、非課税、減免等）の選択ができること」について、「均等割のみ」や「減免」について法人区分から自動判断されるべき、職員が非課税区分として手動設定するべきか意図する。 ※関発関連機能：6.1.1.	**<相談事項>** （1）民間法人を登録するときに、法20条第1項に定める公共法人、公益法人等で収益事業を行わない（収益事業「有」で登録されていない）、その他自治体で定める減免法人の区分に該当する場合には、法人区分とは別に職員が手動で「非課税」「減免」などを設定する機能・選択できればいでしょうか。 （2）手動で非課税等区分を選択する場合の選択肢について、現行システム仕様もしくは望ましいユーザ設定があれば教えください。なお、下記例は公益法人等の「法人区分」とは別に非課税区分として設定することを想定しています。（特に、の要求事項をご参照） （例） ・課税 ・課税（均等割のみ） ・課税免除 ・非課税 ・減免 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**（1）法人区分とは別に組織区分を登録** ・法人税法第2条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等）また、公共法人、公益法人等は地方税法第701条第1項に掲げられるものとそれぞれに区別できること。 →市見解：法人区分を使って発送管理や業務処理、運用上の管理機能をすべて使り込むのは困難 **（2）課税区分** ・非課税（法人税非課税・均等割非課税） ・均等割のみ（法人税非課税・均等割課税） ・課税（法人税課税・均等割課税） ・減免 ・非課税と減免は明確に区別することが望ましく、「課税／非課税／均等割課税／減免」の４区分が適切と想定。	法人区分は、法人税法第２条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等）また、公共法人、公益法人等は地方税法第701条第1項に掲げられるものとそれぞれに区別できること。 →市民見解：法人区分を使って発送管理や業務処理、運用上の管理機能をすべて使り込むのは困難 **【必要** **法人区分とは別に、課税区分を登録できること。課税区分は、「課税／非課税／均等割課税／減免」の４区分が適切と想定。** ※APPLICIO社ヒアリング：1社のみ均等割課税免除の区分を利用しているが、均等割課税／減免の区分を利用する法人区分は、1市のみ。 →上記を確認したうえで、マスタ管理とテキスト入力が分かれた場合の課題や、システム上の望ましい構成があるかをAPPLICIO社に照会します。 **<申請登録処理>** （1）マスタ管理の要否 ・申請　8-2-イ・8-4 ・必要　利用シーン ①（関与法人の一覧化）（C, E, H, J ②（関与法人分をまとめて送付）（C, H, J ③（税理士の関与法人の検索）（C, J ④（市内税理士一覧表の作成）（C （2）集役税理士の管理 ・不要 （3）その他追加意見（地方税共同機構より） ・税理士のELTAX情報（利用者ID/納税者ID）管理の要否				法人区分は、法人税法第２条の分類に基づいて管理できること。（普通法人、協同組合、人格なき社団等、公共法人、公益法人等）また、公共法人、公益法人等は地方税法第701条第1項に掲げられるものとそれぞれに区別できること。 法人区分とは別に、課税区分を登録できること。課税区分は、「課税／非課税／均等割課税／減免」とする。
0050	1.1.5.		税理士情報はマスタ管理を行い、マスタ情報と連動して関与税理士情報が登録できること。	1.5.	**<追加提案>** （1）税理士情報を、フリーテキストではなくマスタ管理する前提として、①一不のうち、必要な運用の番号をご教示ください。 ・税理士マスタが必須な場合の運用想定例（一是に絞りく必要があれば手一情報が必要） ①税理士の関与法人を、税理士名ごと一覧化する ②税理士間に、関与法人分をまとめて送付している ③税理士名ごとに関与法人の分類を検索・絞込する ※その他、税理士マスタ管理が必要となる業務（詳細は回答ください） （2）「後任税理士」の登録機能は必要でしょうか。必要な場合は、どのような機能か、また必要な理由をご教示ください。必須でない場合は、法人台帳に複数の税理士情報を上書きする（後任等は登録しない）機能を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<申請登録処理>** ・マスタ管理をした場合は、税理士の変更の都度メンテナンスが必要になると考えます（マスタ管理していない税理士がいる場合に、都度マスタを更新する）。税理士の関与法人分をまとめて送付する、という運用を除けば必須ではないと考えます。法人基本情報の登録時に都度入力する運用では支障があるでしょうか？ →上記を確認したうえで、マスタ管理とテキスト入力が分かれた場合の課題や、システム上の望ましい構成があるかをAPPLICIO社に照会します。 **<申請登録処理>** （1）マスタ管理の要否 ・申請　8-2-イ・8-4 ・必要　利用シーン ①（関与法人の一覧化）（C, E, H, J ②（関与法人分をまとめて送付）（C, H, J ③（税理士の関与法人の検索）（C, J ④（市内税理士一覧表の作成）（C （2）集役税理士の管理 ・不要 （3）その他追加意見（地方税共同機構より） ・税理士のELTAX情報（利用者ID/納税者ID）管理の要否	申告書等の送付先として、本／支店、**代表者・代表者法人**、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。		マスタ管理の要否がかかることから、本件オプション機能として管理しました。関連して、8.2.5、8.2.4もオプション機能化します。 なお、APPLICIO社ヒアリングにおける類似登録の可否 ・マスタ以外からの個別登録可能：1社 ・マスタ以外からの個別登録不可：4社 （※有効回答数：7社） 2.マスタ管理ーマスタ以外のシステム稼行、又は不の逆における データ移行の課題 1.管理項目の差異によるデータ移行課題 2.マスタ管理でない場合は、同一の税理士であっても異なる漢字で登録されている可能性があるなど、同定作業に工数を要する。	*【オプション】* ***任意で税理士マスタ管理を行い、マスタ情報と連動して関与税理士情報が登録できること。***
0060	1.1.6.		申告書等の送付先として、本／支店、代表者・代表者法人、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。	1.5.	送付先の設定情報は完名管理の目的の一つであり、対比表にも記載が多く、必須と考えます。 ただ対比にある「任意の住所」を登録できるとして、8市の要求と同様に「書類送付先」と「発送対象」を別々に管理し、発送上本店のケースや複雑が本店以外の場合、税理士、代表者住所などが様々なケースに対応できることにしています。 なお、0・3市、8社では、さらにコード管理（例. 税理士を選択して登録）に言及しているため、想定される区分を記載しておいてご確認ください。 10市の「発送停止」については、2.1.5.に記載しています。	**<相談事項>** （1）管理する区分（本支店ーその他住意）としてお必要か分かるご確認ください。 （2）税理士は送付先の区分として、税理士を送付先と登録した場合は、関与税理士が変更になった際に送付エスが起こる可能性も想定されます。 ※代表者・代表者法人は、1.1.1.で代表者情報の管理が必須となった場合です。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	申告書等の送付先として、本／支店、**代表者・代表者法人**、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。 **【必要最見原】** 送付先区分は必要＝分、多くは本店所在地に送付する。 ※本支店は、任意とした所管理をしている。代表者住所（1.1.1. で不要と整理）、税理士マスタ（1.1.5. で検討）が無い場合には、送付先区分を選択したとて送付先住所は手入力する運用です。（送付先住所が「何の住所」を判断するためのフラグになる見込み） **【実装必要】** 0.10市は、異勤届出書等により任意の住所に送達するようあらかじめ入場の入力時に選択させている「連絡先」がないよう？だが大丈夫か（「その他」がそれにたれる？） 8.「その他」を選択して「任意の住所」を入力することを想定します。	申告書等の送付先として、本／支店、**代表者・代表者法人**、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。		申告書等の送付先として、本／支店、関与税理士、その他を選択できること。 任意の住所も入力もできること。
0070	1.1.7.		法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。 メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモには200文字以上を登録できること。	1.5.	法人台帳のメモ機能は必須です。（台帳項目で管理しきれない情報や内容等を記録するため） その際、右記の詳細について確認いたします。 8の市では法人住民税の共通メモをしています が、他方で1.2 申告書管理で「メモ機能」を考えるとした自治体・事業者も多いことから、ここでは法人基本台帳を対象としたメモを想定しています。また、0市の「付箋」、9市の「ワンクリック」などは、それたさ合が想定するメモ機能の目的（法人とのやり取りやレギュラーケース対応の記録など、管理項目以外での情報収集、及びメモ内容が登録されていることが現法者に分かる仕組み）が達成できれば、実装方法を具体的に固定する必要が無いと考え、対応外としています。 ※「200文字」は9市の要求から仮置きしています。	メモもは、APPLICIO社ドへも実装方式の検討を依頼しますが、町では実装方式について業務実施上の妥当有無及び内容を整理します。 **<検討事項>** （1）（主に廃棄課関などでかんメモ入力をする場合）メモを入力している場合に、画面・リスト等の何かしらの手段でその旨を確認できる機能（ex.付箋貼ったかどの???目）を必須とします。 10市の「メモを登録している場合にアイコンが表示される」と同調致の要件。 （2）メモの実装方式として各項目に要望があれば詳細を記載ください。 ①メモの数（法人台帳ごとに1つの管理／法人台帳ごとに複数管理可能） ②メモの管理方法（ア・エは、1つ複数管理が必要とする場合） 　ア　メモごとのタイトル管理の要否 　イ　メモ入力日やユカ市の管理の要否 　ウ　メモ管理期間の要否（○年○日まで などの期間指定／年度内のみ管理／期間に関係なく管理） 　エ　メモ１件ごとの入力可能な文字数の上限（○○字以上） 上記、特段の要望がない、特段の難しいなどの場合はその旨をご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**（1）メモ入力の有無が確認できる** ・必須　非メモ有と表示される。など **（2）メモ容量の容量** ①メモの複数管理（8・C・E・F・H・K市）⇒法人台帳ごとに複数必須　※K市ご意見も。複数管理で対応可能と想定します。 ② 　ア（タイトル）　必要（E・H市） 　イ（入力日・入力者）　必要（8・C・E・H・K市）　※特に入力日の要望。 　ウ（管理期限）　多くの団体が不要。 　エ（１件あたりの文字数）　200～1,000字程度 ⇒上記を踏まえて、法人町ととしては、以下整理します。（上記により修正の可能性） **【メモ機能案】** 法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモは、法人台帳ごとに複数管理ができ、メモごとに200文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。			法人基本情報に備考・メモ機能を有すること。メモが登録されている場合、画面上でその旨を確認できること。 メモは、法人台帳ごとに複数管理ができ、メモごとに200文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。
0080	1.1.8.	台帳修正	法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異勤入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異勤日・処理日を含む）を含めて照会できること。 *法人履歴リストが出力できること。*	1.5.	履歴を含めた台帳情報の参照機能は、全団体・事業者で共通に記載があり、必須機能です。 各団体は、届出日ー異勤日ー処理日を反映することを要求しています。申請されたほと実際の異勤発生日、入力日を区別することと規制し、これらも照会時に確認できることを必須機能としています。 なお、0・1市、7社で最新情報の初期表示、最新情報のみの修正を規定しています。一方で、対比表にはありませんが、最新情報以外の履歴の修正ができるシステムも市場にはあることからこれの要否を検討項目とします。 また、対比表にはありませんが、履歴を持たない「訂正機能」も導入力対象として利用シーンがあると想定されるため検討項目とします。 「対のみ「法人履歴リストの表示」機能の記載があります。こちらも運用上の必要性を確認させてください。（ただ当さは背景ーオプション機能としています）	左記の要件に加えて、①履歴の修正機能が必須であるか、②法人履歴リストの出力が必須であるか、その理由をご教示ください。 **<検討事項>** （1）履歴の修正機能 ・履歴の修正機能（機能案①）や、最新情報の訂正機能（機能案②）は必須でしょうか。理由を含めてご教示ください。 機能案①： 法人基本情報の履歴を修正できること。（最新台帳情報だけでなく、過去の異勤履歴を訂正する） 機能案②： 最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。 （2）履歴リスト 履歴リストの出力は必須ですか。必須の場合は、理由（運用シーン）も含めてご教示ください。 ※画面上での履歴の照会機能は別で必須要件として定義しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**（1）履歴の修正について** **機能案①：**必要（C市・D市・H市・G団体・J市）、不要（8・E・K市） 法人基本情報の履歴を修正できること。（最新台帳情報だけでなく、過去の異勤履歴を訂正する） **機能案②：**必要（8） 最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。 **<検討事項>** ・機能案①：利用頻度が高くなく、区別させても問題がないのであれば、機能自体は不要と考えます。 ※理由：台帳入力時にチェックをする運用であれば、誤入力は最新情報の「訂正」で足りること。かつ履歴を修正できてしまうとK市ご指摘のように過去の入力結果がおかしくなってしまう可能性があります。頻繁になければ、不要な機能と考えますがご意見をください。 **（2）履歴リスト** ・不要	法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異勤入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異勤日・処理日を含む）を含めて照会できること。 【検討】法人基本情報の履歴を修正できること。（最新台帳情報だけでなく、過去の異勤履歴を訂正する） 【必須】最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。 **法人履歴リストが出力できること。**			法人台帳画面は最新情報が初期表示され、異勤入力は最新基本情報のみを修正できること。 法人台帳の情報を履歴（届出日・異勤日・処理日を含む）を含めて照会できること。 最新の法人基本情報の訂正処理が行えること。訂正処理では、履歴を作成しないこと。
0090	1.1.9.		法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。 *法人情報を他段でも共通的に管理しているシステム構成であるとき、他段でも利用がある場合は削除不可とすること。*	1.5.	台帳削除は、8・9・Iの2団体が要求しており、7社が機能に記載しており、必須機能と想定しています。 誤操作防止のため、申告情報がある場合のワーク機能も同様に団体1基業者が設定しており、必須としています。 なお、以下は別要件で確認します。 ・削除を作成しないは定 1.1.8. ・削除・復活：1.1.16. また、対比表にはありませんが、他段で共通の利点を利用する際はたたき台（総案）の要件が必要と想定されるため、論点としています。	左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 また、統合完名システムを前提とした場合に、経平の部分についても認識に齟齬がないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として案件案を確定します。					法人台帳を削除できること。法人台帳を削除する際に、申告・課税情報が登録されている場合はエラーメッセージを表示し、削除不可とすること。 ※法人情報を他段でも共通的に管理しているシステム構成であるとき、他段でも利用がある場合は削除不可とすること。
0100	1.1.10.	連結法人管理	連結子法人のシステム管理項目にて、連結開始日を管理できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は法人基本情報を連携して、開示申請ができること。	1.5.	連結法人の管理は、対比表内で多くの団体・事業者が共通に記載があり、必須と考えます。 一方で、「管理」（「登録」とのみあるケースが多く、具体的な管理方法や情報の登録に触れられていないことから、詳細を検討事項とします。 連結法人の管理は、子・親（登録がある場合）の特記事項記載のみで管理するケース や親子間係の有名称・ナ、みなし事業年度の管理などは、ほこどのシステム運用が異なると考えています。 ※関連機能として、1.1.1.の台帳管理で「連結申告情報」を必須案件に、1.1.12. でみなし事業年度を検討項目としています。本案件で管理目的を確認して機能化します。	**<相談事項>** 必須機能を具体化する検討に関して、下記の運用詳細を確認させてください。（連結法人を管理する目的を整理し、関連事項の運用性・必要性を確認いたします） （1）標準系の業務では、連結法人をどのように台帳管理しているか。（ex.その既当運用を教えてください） ①連結法人の情報は、みなし事業年度ごとの開始・期末日を管理して事業年度にも反映されるが、親子法人の完名情報はメモのみ（台帳は絞ってない） ②連結子法人の登録で、連結親法人が法人管理番号で紐づいて台帳管理している（法人台帳で相互参照も可能） ③連結法人は、連結であるフラグが管理できれば良い（統計資料用、事業年度や課税計算は特別な機能なし） ④連結法人に関する特別な機能はない（親・子ともに特記事項等での管理） （2）連結時の事業年度（みなし事業年度）、申告期限の延長（親法人の台帳管理がある場合の連携）はどのように管理しているか。 一般に親法人の法人基本情報と紐づく場合に、子法人の申告期限の延長は手入力で差し支えないか。 ※第20号様式別表1（課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書）の申告情報管理が必要な場合は、2.2.20. で検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**（1）連結法人の管理** ・（1）8・E・H市 ・（2）8・F・J・K市　※団体・1市　※但し、G団体もJ市参照が望ましい ・（3）8・F・J・K市　※但し、J市は2が望ましい **（2）開始法人数予測の現状確認** ・延長など多めで不要　※延長は最適資産通知で確認する。また、親法人が市町村内になく台帳管理していないケースもある。 ！！！！【即不要機能】！！！！ 連結子法人のシステム管理項目にて、連結開始、期末日が管理（設定・保持・修正）できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は、親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ※（2）は、親法人の情報を紐づけできれば足り、相互参照までは不要とした。 ※連結みなし事業年度は、1市のように運用しきれない可能性も考慮し、開始・期末日を管理したとT1.1.12. で検討。	連結子法人のシステム管理項目にて、**連結開始、期末日が管理（設定・保持・修正）**できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は、**親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。**			連結子法人のシステム管理項目にて、連結開始、期末日が管理（設定・保持・修正）できること。 連結親会社の法人基本情報がある場合は、親法人を検索して、親法人の法人基本情報を管理（設定・保持・修正）できること。

資料1

	機能名称		仕様提たたき台	本対アポ	提件の寺九方・個別	検討項目（論点案）	検討項目（論点案）	仕様提たたき台（修正版）	追加説明の内容	検討項目（論点案） 第2025/9/9時点	仕様提たたき台（修正版） 第2025/9/9時点
0110	1.1.11.	合併法人管理	被合併法人の合併情報として、合併先法人の法人番号および合併情報を紐づけて表示できること。合併先法人（存続法人）の法人番号でも合併実施済の情報が閲覧できること。	1.5.	合併の人力は、ｅ-Ｔｅｘｔ形式を求めていますが、事業者の施策一型にはありませんが、また、全国標準レイアウトでも合併区分の管理はユーザー管理外にありません。 より詳細に記載されている点でもとどれたかきなかにしましたが、受取たたき台に関する法的仕と合併により決定する項目を検討項目とします。	**<相談事項>** 必須機能かどうかの検討に際して、下記の運用詳細を確認させてください。（案件の正確性を担保するため） 現法人の業務では、合併法人をどのように管理しているか、下記の①～②のうち現行パッケージで実現できる内容を教えてください。（現行運用が、合併に関する時知な機能がなくメモ管理や清算決了などで代替運用している場合はその旨ご回答ください。（パッケージの対応が難しい場合はAPILIO経平等への提言を行うため、まず法的仕様を確認します。） ①被合併法人の合併解消で、合併法人情報を管理できる（法人管理番号等で紐づけられる）。 ②合併法人の合併から、被合併法人の合併と解散は、合併法人管理番号等で紐づけられる）。 ③解散決が（「合併」が多い）、被合併法人の合併に解散決が、解散日を入力することで自動的にみなし事業年度が登録される。 ④合併報告は清算結了と同様に、自動的にみなし事業年度以後の申告書は発送対象外となる。未申告法人としても抽出されない。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**【相談事項案】** 現行作法人の合併情報として、合併法人の法人分析があれば合併情報を紐づけて表示できること。 **【オプション】** *合併法人の合併情報でも被合併法人の情報が閲覧できること。* **【結果：提件合併法人は、合併日翌日までの事務年度決算の提出年度について法人税申告義務がある。** 【メリット】 合併法人の合併情報でも被合併法人の情報が閲覧できること。 【デメリット】 合併法人の合併情報でも被合併法人の情報が閲覧できること。 【相手】 ・合併法人は、合併元（消滅）法人で入力するケースが大多と想定。合併元で、合併先（存続）法人の基本情報を紐づければ、基本的な運用としては足り、合併法人のみ情報に合併元（消滅）法人のみ名・所在地等を登録する運用でも支障はない。 ・現互参照は、必須ではないが出来ればなお望ましいとして、オプションとした。 ・合併消滅し法人が開設されたなら、合併後も消滅法人宛に申告書が送られてしまったり、紐計上の不備が出る。従って、合併で消滅後は自動抽出されるシステム処理が望ましいと判断。現行でも、約平時の団体が所轄の処理を実現している。 **<現行の実装機能>** 1）C・G・I市 2）C市 3）C・I・F・G・J・K市 4）C・G・J・K市 機能なし：B・D・E・H市 ※C市は①②をみなし事業年度の生成はなし。	被合併法人の合併情報として、合併先法人の法人分析があれば合併情報を紐づけて表示できること。 **被合併法人は、合併日前日までの事務年度決算の提出年度について法人税申告義務がある。** *【オプション】* *合併法人の合併情報でも被合併法人の情報が閲覧できること。*	被合併法人の合併情報として、合併先法人の法人分析があれば合併情報を紐づけて表示できること。 **被合併法人は、合併日前日までの事務年度決算の提出年度について法人税申告義務がある。** *【オプション】* *合併法人の合併情報でも被合併法人の情報が閲覧できること。*
0120	1.1.12.	事業年度異動	法人税法第14条の規定に基づくみなし事業年度が課税台帳に自動で反映されること。手入力による事業年度の修正もできること。	1.5.	法人税法に規定されるみなし事業年度は、均等の為明示しています。利息の対応者に対応する記載がありますが、みなし事業年度の全てがシステム対応できているとは限らないと思います。 システム事業年度の対応度を図るとて、現行の運用と要望ベースの内容を整理します。	**<相談・検討事項>** 以下の①～③に示して。 （１）みなし事業年度の規定に関して、異動区分／異動日の入力により、現在もシステム対応しているものもご教ていただく。（「法年に基づく事業年度管理」が出来ているかを確認するため） （２）また、対応していないが、事務上の効率性から必要性が高いと考えられるものを、「現行機能・運用あり」「機能はないが要望する」「不要」を挙えてください。その他が挙がれば合わせて教えてください。 ①解散 ②被合併による解散（事業年度開始一合併の日の前日） ③清算法人の事業継続 ④清算結了 ⑤公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始 ⑥公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合、又は その逆 ⑦連結納税加入／離脱 ⑧破産手続き開始 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・①②法人、⑦⑧は必須機能　※多くの団体が対応・要望しており、必要と判断 ・⑤⑥も必須機能　※必要性がかかるが、法に基づく定義であり、必須と判断 →上記で対応者がA市L1社平に確認する。 **<事務担当結果>** 異動年月日、異動事由に応じたみなし事業年度について、自動で判定する範囲　（）市は要望 ①解散（C市、（）市既）、（C市、G市、H市、J市、K市） ②被合併による解散（事業年度開始一合併の日の前日）（C市、（C市）、E市、G市、（H市）、J市、K市） ③清算法人の事業継続（C市、（C市）、（E市、（H市）、K市 ④清算結了（C市、（C市）、（E市、G市、H市、J市） ⑤⑥公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始（E市、（H市） ⑥公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合、又は その逆（E市、（H市） ⑦連結納税加入／離脱（（C市）、（E市、（H市）、（J市）、（K市） ⑧破産手続き開始　（（C市）、（E市、（H市）、（J市）、K市 ※系性仕様（①②）は、異動区分に応じて警告メッセージが表示され、事業年度を手動で変更している。 ※H市、（※C市）要見　可能な限り法律上のみなし事業年度を自動判定することが望ましい。 **<実務必要>** 【C市】 ①②「清算法人の事業継続」がどのようなものかわからず判別できませんでした。 ④ 解散後に会社継続を決め、継続の登記を行った場合、継続の日一定欲上の事業年度末日を事業年度とするものです。 【D市】 法人合帳への異動入力によるシステム対応を想定されていますが、決算期が近い法人に関して、みなし事業年度での申告が必要となる場合で、法人からの届け出の提出がギリギリであったり、遅かった場合に、申告書作成のデータ処理の時期より後になることもある。課税台帳に自動反映されるのは、申告書作成年度としたものが多いと思われ、申告書作成機能での検討が必須。 ⑧ 申告書作成は、決算月末に行う想定（3月決算の場合は4月。など）です。従って、異動日などが提出されていない場合は、破産の事業年度や申告書等は作成されず、なお、既に解散していた法人で、しばらくして異動届が提出された場合は一括作成から漏れるため、個別法対応する。あるいは法人が自ら申告書を入手・作成する運用になると想定します。	**<事務具見解>** ・現在の運用案件を踏まえて、差新システムへの移行での登録を必須とします。また、仕様書たたき台の「電子申告利用届出されている法人」→「組ツイが」きれている法人」に記載を変更します。 ・データ取込による登録機能については、実装されているが、利用していない実態からもオプション機能が妥当と考えます。実装方式については、特段の指定は ないが、業務上に必要な業務チェックの工夫要します。 ※補給事項は、1.1.1. の確認を踏まえて整理します。 **<事務機器結果>** ①②は法務対応（B・C・D・E・F・H・J・K市 ・②：C・G・I市　※C市は機能はあるが運用は③	eLTAX利用届出内の利用者ID之法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が**紐づけ**されている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。 *【オプション機能】* *・eLTAXから利用届出データを取り込んで、法人住民税システムの法人基本情報と紐づけできること。既に紐づけがされている法人の場合は、重複チェックによりアラートが出ること。*	**<追加説明事項>** **（１）eLTAX届出をされている場合** ・納税者ID毎に一括登録できれば、利用者ID単位必須ではないでしょうか。APILIO経打からも変更さ れる場合がある利用者ID之り、変更されない納税者ID単一情報として変更しないとの意見があります。 ・個別利用者ID毎、eLTAXの紐づけは共に利用されている場合はご教示ください。 **（２）eLTAX届出をされていない場合** ・納税者ID単は、システムに登録していませんか。 ・その場合は、電子申告利用届入力をすることなどのように管理していますか。（電子申告フラグが登録できる、など）。あるいは、法人基本情報の「申告書要否登録」機能で個別に登録処理をされていますか。 ※2.1.7.の案件の参考にします。 **（３）納税者ID管理機関（登録台システム）** ・APILIO経ずより、納税者ID以外を管理システム等で管理する機成もあるため、「法人住民税システム（管理している）」の文言を納税データ参照関係がありましたら、特段問題ないと考えるため、現在を受け入れる想定ですが、意見があればご指摘お願いいたします。 【Ｅ市 村で確認した内容】 ・C市：納税者ID のみ利用している。 ・E市：納税者ID の利用している。 ・K市：利用者ID で基本台帳と紐づけ。納税者ID で課税データと紐づけ。	（１）納税者ID又は利用者ID の要否 ・納税者ID　キー情報として必須（C・E・G・H・I・J・K市） ・利用者ID：問合せ対応に必要（K市）	【一括登録番号】 **キー情報は納税者ID**として、要件を変更します。 ・K市意見より、利用者ID については、問合せ対応であることから、eLTAX利用者が多い地方市町の大規模自治体で必要性が高いと考えられます。全国様では必須とは言えないため、**1.1.1.利用届情報（オプション機能）として実装**することでいかがでしょうか。 （３）納税者ID を管理するシステム ・E市・K市から、プレ申告データ作成等に関しての提案をいただきました。但し税有管理システムの管理であっても、2.1.19.（プレ申告データ作成）などの条件を満たすことは必須となります。 ・したがって、管理するシステムを限定する必要性はさやさいとして「法人住民税システム管理する」の文言は削除します。	【但、機能番号】 eLTAX利用届出内の**納税者ID**（利用者ID と法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて**（オプション機能）**法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が紐づけされている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。 *【オプション機能】* *・eLTAXから利用届出データを取り込んで、法人住民税システムの法人基本情報と紐づけできること。既に紐づけがされている法人の場合は、重複チェックによりアラートが出ること。*
0130	1.1.13.	eLTAX連携	eLTAX利用届出内の利用者ID之法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が紐づけされている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。	1.9.	eLTAXの以上の紐づけは42団体の対比表にあり、「基本事業」で定義しています。また、全ての自治・事業者でeLTAXの運用が在ることから、記載されていない地般案件・機能一覧でも前提条件として管理できるものであり、必須機能と想定しています。 （ID管理が必要な機能） ・2.1.19.のプレ申告データ作成 ・2.2.41.のeLTAX連携 ・8.1.2.の利用者ID の検索 なお、各団体のシステム処理について、C・I市が「非取認」機能を要求しているため、改記確認させてください。	**<相談・検討事項>** 電子申告利用届の登録系システムへの登録フローを確認させてください（一括取込処理などはないか）。以下は一例です が、現行運用を教えてください。望ましい運用が異なる場合は、合わせて教えてください。 eLTAX利用届をオンラインで紐付し、重複や誤りがないかを確認 利用届のID毎をIDとして登録 （法務系システムにオンライン画面で個別に手入力 ②自動又は一括で取込（このような機能があるか） ※②の場合、重複登録のチェックや認証画面・帳票が実装されているかも教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・現在の運用案件を踏まえて、差新システムへの移行での登録を必須とします。また、仕様書たたき台の「電子申告利用届出されている法人」→「組ツイが」きれている法人」に記載を変更します。 ・データ取込による登録機能については、実装されているが、利用していない実態からもオプション機能が妥当と考えます。実装方式については、特段の指定はないが、業務上に必要な業務チェックの工夫要します。 ※補給事項は、1.1.1. の確認を踏まえて整理します。 **<事務機器結果>** ①②は法務対応（B・C・D・E・F・H・J・K市 ・②：C・G・I市　※C市は機能はあるが運用は③	eLTAX利用届出内の利用者ID之法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が**紐づけ**されている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。 *【オプション機能】* *・eLTAXから利用届出データを取り込んで、法人住民税システムの法人基本情報と紐づけできること。既に紐づけがされている法人の場合は、重複チェックによりアラートが出ること。*	**<追加説明事項>** **（１）eLTAX届出をされている場合** ・納税者ID毎に一括登録できれば、利用者ID単位必須ではないでしょうか。APILIO経打からも変更さ れる場合がある利用者ID之り、変更されない納税者ID単一情報として変更しないとの意見があります。 ・個別利用者ID毎、eLTAXの紐づけは共に利用されている場合はご教示ください。 **（２）eLTAX届出をされていない場合** ・納税者ID単は、システムに登録していませんか。 ・その場合は、電子申告利用届入力をすることなどのように管理していますか。（電子申告フラグが登録できる、など）。あるいは、法人基本情報の「申告書要否登録」機能で個別に登録処理をされていますか。 ※2.1.7.の案件の参考にします。 **（３）納税者ID管理機関（登録台システム）** ・APILIO経ずより、納税者ID以外を管理システム等で管理する機成もあるため、「法人住民税システム（管理している）」の文言を納税データ参照関係がありましたら、特段問題ないと考えるため、現在を受け入れる想定ですが、意見があればご指摘お願いいたします。 【Ｅ市 村で確認した内容】 ・C市：納税者ID のみ利用している。 ・E市：納税者ID の利用している。 ・K市：利用者ID で基本台帳と紐づけ。納税者ID で課税データと紐づけ。	（１）納税者ID又は利用者ID の要否 ・納税者ID　キー情報として必須（C・E・G・H・I・J・K市） ・利用者ID：問合せ対応に必要（K市）	【一括登録番号】 eLTAX利用届出内の**納税者ID**（利用者ID と法人住民税システムで管理している法人管理番号を紐づけて**（オプション機能）**法人基本情報に登録、変更登録ができること。電子申告利用届が紐づけされている法人は、法人基本情報でその旨が確認できること。 不要になった場合、電子申告利用届出の登録削除も出来ること。 *【オプション機能】* *・eLTAXから利用届出データを取り込んで、法人住民税システムの法人基本情報と紐づけできること。既に紐づけがされている法人の場合は、重複チェックによりアラートが出ること。*
0140	1.1.14.	未登録法人	法人台帳に登録されていない法人について、未届法人として管理するか否かを選択できること。	8.1.	「未届法人の管理」は、ｅ-Ｔｅｘｔの機にあるためたきかに記載しましたが、総合林の要求に様にはありませんでした。 対応のようパッケージの統合完名システム上の連携を前提としても可能性もあるため、未届法人に関する運用を確認して機能の要否を検討します。	**<相談事項>** ①未届法人の管理をされていますか、その場合、以下①～④のいずれの法人を特定していますか。 ①税務データ連携起因：国税、県税データがある法人台帳に登録がない法人の抽出 ②パンチデータ・eLTAX等の一括取込起因：申告があるが、法人基本情報が登録されていない法人 ③地方税管理システム連携起因：総合税務を採用するパッケージシステムで、総合税務管理システムに登録されていない法人 住民税や登録がない法人 ④その他 （２）上記で未届法人管理をシステムで行っている場合、未届法人調査票の登録・作成など何かしらのシステム処理を行っていますか。その場合、法人名や住所などは画面に直接入力したものが帳票出力されますか。 ※上記の場合のシステム運用を整理して、機能案件を検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・パンチデータ取込、県税通知取込、eLTAX等、データ取込時に台帳登録がないものはエラーとなる機能を別で定義しています。 ・したがって、「未届法人」を把握できる仕組みはあるため、別途管理する機能は不要と想定します。 ※本機能案件を削除。 **<事務機器結果>** 整理なし：B・C・D・E・F・G・H・J・K市 要望する：I市 他システム管理：K市	**法人台帳に登録されていない法人について、未届法人として管理するか否かを選択できること。**				※削除
0150	1.1.15.	基本情報異動リスト	法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。 異動年月日を起算日として、対象の異動が抽出できること。	1.10.	異動確認用リストは、中間設定情報の設定が正しくされているかを確認するために必要ではないでしょうか。 異動の確認用リストは、T社、T社が定義しています。機能には少なくとも、帳票一覧を見ると、はぜ？ご教示をおかせてご教示ください。 なお、T社（異動受付日）、T社（異動年月日前期限定）や異動区分別の出力案件について、要件を確認させてください。 ※テックがある程度まとめて実施することも想定し、たたきさせてT社の「起期限定」を採用しています。	**<相談・検討事項>** （１）異動確認リスト（帳票）は運用上必須との認識で良いでしょうか。帳票以外の方法で異動入力の確認を行っている場合は教えてください。 （２）T社：異動年月日の指定、T社：異動年月日の「範囲」指定、は必須でしょうか。月次で確認するのも年月指定で良いなどのご意見もおかせてご教示ください。 （３）他出できる異動区分の指定は必要でしょうか。（T社には起動がなく、T社は異動区分ごとの一覧が出力できると見受けられます） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・異動リストは、帳票確認ができれば必須ではないが、運用上利用する団体もあるため「オプション機能」とします。 ・要件は、仕様書たたき台から「年月日を範囲指定」→「年月を範囲指定」に変更します。 **<事務担当結果>** ①「異動確認リスト（帳票）」 ・不要：B・C・D・E・G・K市　※画面で直接確認 ・必須：H・J市 （２）範囲指定 ・月次で問題ないため、年月指定ができれば可 （３）区分指定 ・無しでよい	*法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。* *異動年月日を起算日として、対象の異動が抽出できること。*				*法人基本情報に登録・変更があった異動内容について、異動リストを作成できること。* *異動年月日を起算日として、対象の異動が抽出できること。*
0160	1.1.16.	除起処理	法人台帳からの除起処理ができること。除起された法人については参照のみ可能とし、当該事業年度以降の申告書の発送、課税対象とならないこと。除起状態を解除する、復活処理もできること。 除起・復活関係表 除起法人一覧が出力できること。	2.1. 2.2.	・C市のみが要求仕様に定義していますが、多くの自治体で表処理要編等で検定しており、課税台帳の対象外として除起処理、復活処理は必須機能と想定しています。 なお、除起は処理構造レイアウトにもないため、この除起処理の考え方が正しいか、及び代替案として「調査書」についての要否を検討事項とします。	・「申告期限」を起点として対象抽出すべき、という場合は理由を吉かりてご教示ください。 ・中間申告書は一括出力による法付は不要との認識です が、相違あればご指摘ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・除起条件は、決算月月で確定します。 ・中間申告書は、法人の意思によるものであり、一括作成は必須とし認識です。（※市のように個別作成機能があれば足りる） →上下の意見を踏まえ、中間申告書は一括作成は必須とし認識します。 KBが出て1.2.で「清算予納申告書」は申告・納付書を一括対象としていないとを踏まえて、清算予納申告書はオプションとします。 **<事務機器結果>** ・決算月月で問（多くの団体） ・中間申告書について、「非算」との意見が多いですが、以下の見解も あり。 　即時：中間法前清算データから・不要を自動判断したうえで、一括処理の対象としてほしい。 　判断：現状、中間申告書も出力される。法付漏れがないように一括作成できたほうがよいのでは。 　KBが中間申告書を法付修正していない法人の管理は、特段一切入力で対応しており、発送時に引抜作業をし、対入円即を変更。 ※B市に意見：「電子申告義務のある大法人を分けて管理する予定」については、2.1.7. で確認します。	除起した決算月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 ・一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書	**<追加説明事項>** **（１）APILIO経打により、「中間申告書も一括作成の対象とすることが一般的であり、必須機能とす べき」旨の意見があります。** ・法の趣旨、構成員の現行運用を踏まえると、中間申告書の一括作成機能は無くても良いと判断していますが問題ありませんか。 一括処理の処理は2.1.15.で行うことができ（2.1.15.は申告書種類を指定していないため）、個 に中間申告書がみ基で法人を登録したい場合はオプション機能（2.1.6.）で登録して個別対応よい う流れを想定しています。 （２）APILIO経打により、抽出条件は決算期に限定せず、申告期限のパターンも話のみべきとの意見 があります。それぞれメリットがあるため、よいと思えますが、機成自の実態確認機能では決算期 であるべきで、早期申告義務とすべきではないとの見解でした。事務効率も例これめ、決算期に限定す ることを法人Kの相談としたいと考えますが問題ないでしょうか。	中間申告の一括作成について、団体間で運用がばらかれるものの、実装 平可とすべき機能ではないことからオプション機能として定義します。 ＜法人確認結果＞ ・必須：B・I・J市 ・不要：B・C・D・E・F・G・K市	除起した決算月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 ・一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 *【オプション機能】* ***・中間申告書を一括作成の対象に含められること。*** *・清算予納申告書を一括作成の対象に含められること。*
0170	2.1.1.	申告書、納付書作成（一括処理）	除起した決算月の法人を対象に、申告書を一括で作成できること。 ・一括出力対象> ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 ・清算予納申告書	2.1. 2.2.	・一括での申告書作成は全ての団体が要求仕様としており、全事業者に課される基本機能のため必須としています。 申告書の一括作成の対象は、T社を参考に「第21号様式（清算予納申告書）」まで を対象としています。 なお、発送対象の抽出方法は、B市（納期限）、D市（申告する期限）、T社（翌決算年月）、T社（前月が決算日もしくは決算日＋6か月）などを定義されていますが、大きく決算系／申告期限に分かれています。 ぼまいしの日申告期限の延長に関わりず決算年月を起因として不表抽をおすることと考えますが、これも検討項目とします。	・中間申告書は一括出力による法付は不要との認識です が、相違あればご指摘ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務具見解>** ・除起条件は、決算月月で確定します。 ・中間申告書は、法人の意思によるものであり、一括作成は必須とし認識です。（※市のように個別作成機能があれば足りる） →上下の意見を踏まえ、中間申告書は一括作成は必須とし認識します。 KBが出て1.2.で「清算予納申告書」は申告・納付書を一括対象としていないとを踏まえて、清算予納申告書はオプションとします。 **<事務機器結果>** ・決算月月で問（多くの団体） ・中間申告書について、「非算」との意見が多いですが、以下の見解も あり。 　即時：中間法前清算データから・不要を自動判断したうえで、一括処理の対象としてほしい。 　判断：現状、中間申告書も出力される。法付漏れがないように一括作成できたほうがよいのでは。 　KBが出て1.2.で「清算予納申告書」は申告・納付書を一括対象としていないとを踏まえて、清算予納申告書はオプションとします。 **<事務担当結果>** ①②法人、⑦⑧は必須機能　※多くの団体が対応・要望しており、必要と判断 ・⑤⑥も必須機能　※必要性がかかるが、法に基づく定義であり、必須と判断 →上記で対応者がA市L1社平に確認する。 **<事務担当結果>** 異動年月日、異動事由に応じたみなし事業年度について、自動で判定する範囲　（）市は要望 ①解散（C市、（）市既）、（C市、G市、H市、J市、K市） ②被合併による解散（事業年度開始一合併の日の前日）（C市、（C市）、E市、G市、（H市）、J市、K市） ③清算法人の事業継続（C市、（C市）、（E市、（H市）、K市 ④清算結了（C市、（C市）、（E市、G市、H市、J市） ⑤⑥公益法人等又は人格のない社団等の収益事業開始（E市、（H市） ⑥公益法人等が普通法人又は協同組合等になった場合、又は その逆（E市、（H市） ⑦連結納税加入／離脱（（C市）、（E市、（H市）、（J市）、（K市） ⑧破産手続き開始　（（C市）、（E市、（H市）、（J市）、K市 ※系性仕様（①②）は、異動区分に応じて警告メッセージが表示され、事業年度を手動で変更している。 ※H市、（※C市）要見　可能な限り法律上のみなし事業年度を自動判定することが望ましい。 **<実務必要>** 【C市】 ①② 「清算法人の事業継続」がどのようなものかわからず判別できませんでした。 ④ 解散後に会社継続を決め、継続の登記を行った場合、継続の日一定欲上の事業年度末日を事業年度とするものです。 【D市】 法人台帳への異動入力によるシステム対応を想定されていますが、決算期が近い法人に関して、みなし事業年度での申告が必要となる場合で、法人からの届け出の提出がギリギリであったり、遅かった場合に、申告書作成のデータ処理の時期より後になることもある。課税台帳に自動反映されるのは、申告書作成年度としたものが多いと思われ、申告書作成機能での検討が必須。 ⑧ 申告書作成は、決算月末に行う想定（3月決算の場合は4月。など）です。従って、異動日などが提出されていない場合は、破産の事業年度や申告書等は作成されず、なお、既に解散していた法人で、しばらくして異動届が提出された場合は一括作成から漏れるため、個別法対応する。あるいは法人が自ら申告書を入手・作成する運用になると想定します。	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 また、E市の「地方税法施行令第7条のｈただし書該当法人」の別について、非該税となる場合は帳票は作成していなと考えられるため、該当する法人・組織区分の法人は出力時指定（あるいは収益事業の有無まで良む）で良いかを確認したとてオプション機能とします。 **<事務機器結果>** 1）単独／分割別　※E市、K市一必要 2）法人管理番号の範囲指定　※E市、H市一必要 3）法人管理番号順、法人名カナ順　※B市、C市、D市、E市、H市、K市　※但し、多くはカナ順不要 4）税理士別　※C市一必要　※税理士分をまとめて送付している。 5）区内特別郵便　※B市、C市、E市、K市一必要 6）法務番号順　※全機成済一不要 7）その他 ①「組長法人の区分　※K市（見込納付の同封のため）一仕様書たたき台「単独／分割法人（組長の場合は一）」で対応 ②地方税法施行令第７条のｈただし書きに該当する法人　※E市（非該税判定の書類同封のため） 一非該税となる場合は帳票は作成していなと考えられるため、該当する法人・組織区分の法人は全件抽出することで良いか。 （あるいは収益事業の有無まで良む）	申告書と納付書は、帳票アウトソーシングボへの送付 は様々、方内作業の場合も同封物を効率的に入れられるための効率化を指定することなどの様式で、カスタマイズにしなりやすい部分と想定しています。 対比表をもとに考えられる出力順制御を整理しました。全て全業種すべるのは業務過多になる可能性もあるため、必要なもののみを整理したいと考えます。 なお、対入の関係上、申告書と納付書の出力順は同一とすることを必須としています。 ＜対比表抜粋＞ **D市：** ・法人数、関与税理士数別に抽出。 ・分割区分こと（非分割、分割のみ、分割組合 など）に、管理番号順に出力。法人名カナ順も良好可能。 **E市：** ・市内分法が市外分の申告書・納付書の出力順 と同じ順 **K市：** ・市内法人分の申告書（確定・予定・中間）、納付書は、申告書・納付書の申告区分ごとに法 務番号の昇順で出力。また、法務番号の入力のないものは、別途市外分とは区別して出力（三 特典所発送のため） **F市：** ・国内特別郵便など独自の出力順で作成が可 能。	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順（**番号の範囲指定も可**） ・単独／分割法人順（**組長の場合は組長有無を組み合わせる**）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（住所順での出力） **一法人名カナ順** **・法務番号の昇順（法人数一非組合形態とのE市特例郵便発送を行う自治体のため）** ***【オプション機能】*** *・税理士別での出力対応*	**<追加説明事項>** ・APILIO経打により、「法人管理番号順（番号の範囲指定も可）」については範囲指定ではなく個別 指定で足りるのではとの意見があります。 ・これについて、「範囲」で指定しなくとも、個別に対象法人を検索して出力できれば足りる場合は、（）内の番号範囲指定を削除します。 （例えば、法人管理番号0100-0200番を指定して一括出力するようなシーンはあまりないと思 う） ※個別に検索する機能は、2.1.15.に記載しています。	（２）単独／分割法人順（組長の場合は組長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（住所順での出力）	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順（**番号の範囲指定も可**） ・単独／分割法人順（組長の場合は組長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（住所順での出力） *【オプション機能】* ***・社会保険事務、緊急郵便は、申告法人を選択して一括作成ができること。*** *・税理士別での出力対応ができること。*
0180	2.1.2.	申告書・納付書作成（一括処理）	除起した決算月の法人を対象に、申告書と見込納付用の2部を同時に出力できること。 確定申告については、申告期限の延長が登録されている法人には、申告書用と見込納付用の2部を同時に出力できること。 ・一括出力対象> ・予定申告書用 ・確定申告書用 ・見込納付用 ・均等割申告書用 ・清算予納申告書用	2.1. 2.2.	納付書の一括出力は、対比表に記載の有無に関わらずすべての自治体で必要であり、全パッケージに適合る機能と考えています。 B・C・I市、U・I社が記載している「見込納付」用の納付書についても、申告期限延長法人・見込納付、確定申告分の納付の這を解決す るためのお要機能と考えます。 この申告期限延長の利期は、法人基本台帳で登 録する申告期限延長の有無・月数に基づき制御されることとしています。	・中間申告書は一括出力による法付は不要との認識です が、相違あればご指摘ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	2.1.1.に合わせて清算予納申告書をオプションとします。 なお、KBで「申告書一括処理対象」については、帳票一覧で確認します。 具体的には、以下の種類があります。 ・申告書（汎用紙・フォーム品） ・申告書（専用紙・フォーム無・データのみ） ・納付書（汎用紙・フォーム品） ・納付書（専用紙・フォーム無・データのみ） ・申告書・納付書一体型（汎用紙、データのみ）	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 また、E市の「地方税法施行令第7条のｈただし書該当法人」の別について、非該税となる場合は帳票は作成していなと考えられるため、該当する法人・組織区分の法人は出力時指定（あるいは収益事業の有無まで良む）で良いかを確認したとてオプション機能とします。 **<事務機器結果>** 1）単独／分割別　※E市、K市一必要 2）法人管理番号の範囲指定　※E市、H市一必要 3）法人管理番号順、法人名カナ順　※B市、C市、D市、E市、H市、K市　※但し、多くはカナ順不要 4）税理士別　※C市一必要　※税理士分をまとめて送付している。 5）区内特別郵便　※B市、C市、E市、K市一必要 6）法務番号順　※全機成済一不要 7）その他 ①「組長法人の区分　※K市（見込納付の同封のため）一仕様書たたき台「単独／分割法人（組長の場合は一）」で対応 ②地方税法施行令第７条のｈただし書きに該当する法人　※E市（非該税判定の書類同封のため） 一非該税となる場合は帳票は作成していなと考えられるため、該当する法人・組織区分の法人は全件抽出することで良いか。 （あるいは収益事業の有無まで良む）	申告書と納付書は、帳票アウトソーシングボへの送付 は様々、方内作業の場合も同封物を効率的に入れられるための効率化を指定することなどの様式で、カスタマイズにしなりやすい部分と想定しています。 対比表をもとに考えられる出力順制御を整理しました。全て全業種すべるのは業務過多になる可能性もあるため、必要なもののみを整理したいと考えます。 なお、対入の関係上、申告書と納付書の出力順は同一とすることを必須としています。 ＜対比表抜粋＞ **D市：** ・法人数、関与税理士数別に抽出。 ・分割区分こと（非分割、分割のみ、分割組合 など）に、管理番号順に出力。法人名カナ順も良好可能。 **E市：** ・市内分法が市外分の申告書・納付書の出力順 と同じ順 **K市：** ・市内法人分の申告書（確定・予定・中間）、納付書は、申告書・納付書の申告区分ごとに法 務番号の昇順で出力。また、法務番号の入力のないものは、別途市外分とは区別して出力（三 特典所発送のため） **F市：** ・国内特別郵便など独自の出力順で作成が可 能。	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順（**番号の範囲指定も可**） ・単独／分割法人順（**組長の場合は組長有無を組み合わせる**）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対応（住所順での出力） **一法人名カナ順** **・法務番号の昇順（法人数一非組合形態とのE市特例郵便発送を行う自治体のため）** ***【オプション機能】*** *・税理士別での出力対応*	02.1.2.と同様に中間報告書用をオプション機能化しました。	除起した決算月の法人を対象に、申告区分別に以下の条件で出力順・範囲を制御できること。 申告書と納付書は、同一の順序で印刷できること。 ・法人名カナ順・例別 ・法務番号の昇順・降順 ・税理士第一オプション機能 【選択可能な出力順】 ・法人管理番号順（**番号の範囲指定も可**） ・単独／分割法人順（組長の場合は組長有無を組み合わせる）に法人管理番号順 ・区内特別郵便の出力対

	機能名称		仕様書たたき台		課題番号/大分類	検討項目（詳細版）	検討項目（簡易版）	仕様書たたき台（修正版）	追加機能の内容	検討項目（簡易版） 2025/9/9時点	仕様書たたき台（修正版） 2025/9/9時点
0220	2.1.6.		予定申告書の一括作成は、前事業年度の課税標準額（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。 ※前一年間申告書の要否は申告書入力、法人基本情報から、原則20万円を超えるものを抽出する機能は必須と定義。 ※前一年間申告書の要否は申告書入力、法人基本情報から、原則20万円を超えるものを抽出する機能を定義。（構成員の運用から代替運用可能と判断） ただし、ここは法人税額が0の業種業態、必須と考えます。 【中間申告「要」手動登録】 ・9期、11期 ※但し、自動判定に頼からないケースがあった場合ご必須 【税額から判断】 ・E・R・I期、7期 ※7期は判断基準を前事業年度の課税標準額20万円いかの法人を除外するを選択することいるが、「要答」の登録と同一運用が可能と想定される。 一方で、中間申告の義務がある法人を全て抽出できているかは疑がある中と思っています。	2.1.1. 2.2.	**<前提事項>** ・ユ-ザに関する情報の運用方法やご要望を踏まえて仕様を検討していきます。 （1）申告書類の抽出条件について、ご、ご、ご確認ください。 「 20万円以下の法人も、予定申告書を送付しているか、その場合、プランラ発行（完名印字のみ）で送付しているか。 」 前年度分11月に遡ってみていて、課税標準額が20万円以下だ所法人の計算式では対象となる法人も現在抽出できているか、（機能案件の抽出条件の確認） ※連結納税法人など、対象から漏れる可能性を考慮し、個別登録機能を定義しています。 （2）予定申告書の全関申告書の作成条件について、以下アーウを確認させてください。 ア　システム上、課税開始（いずれかの）に なって作成されるか。 イ　様抽となる場合は、どのような制限ポ行うか。（例　法人基本台帳上に、中間／予定の切替登録ができる、中間申告 ⇒E・I・K形のみシステムで抽出できている。（多くのパッケージシステムでは対応できていない） ウ　予定 ⇒中間申告書という形で、2期カット終と使用することはあるか。システムから当該帳票が出力できるか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	2.1.1. 2.2.	**<事務局見解>** **◎中間申告書の抽出条件** ・予定申告書の対象は、原則20万円を超えるものを抽出する機能は必須と定義。 ・予定申告書の対象となりうる予定申告の対象とできる機能を「オプション」機能と定義。（構成員の運用から代替運用可能と判断） ・予定／中間申告書を該当期間ご登録できる機能を定義。 ・ただし、実装されていない団体も多く、2.1.1.で中間申告書を一括作成対象としていないため、オプション機能としている。 **<早期抽出機能>** **（1）中間申告の抽出条件** ア、法人税額20万円以下法人への予定申告要件送 ⇒全団体「送付無」　※K形のみ。「」 個別登録は登録内容を優先 イ　前年度分11月に遡たない法人で、課税標準額が20万円以下だ所法人の計算式では対象となる法人の抽出 ⇒E・I・K形のみシステムで抽出できている。（多くのパッケージシステムでは対応できていない） （2）予定申告書と中間申告書の作成条件 ⇒各団体既存とする団体では、「法人基本情報で、予定／中間申告書の切替設定が可能」。	予定申告書の一括作成は、前事業年度の課税標準額（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。 *【オプション】* *前事業年度の月数が12に満たない場合は、月数計算して予定申告の対象となる法人を自動判断して対象とできること。* **【必須** **予定申告書の新設は中告導入入、法人基本情報から中間抽出もでき、前年度の法人税額が20万円以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。** *【オプション】* *中間申告書の作成が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象外とすること。また、リスト等で発送月別に抽出できること。*	2.1.1. 2.2.	・G・K形の抽後を踏まえて、「課税標準額」の文言を削除します。 ＜事務局提結果＞ 中間申告の個別登録機能について、 ・必須：R・I・K形 ・任意・不要：B・C・D・E・F・J形 *【オプション】* *前事業年度の月数が12に満たない場合は、月数計算して予定申告の対象となる法人を自動判断して対象とできること。* *【オプション】* *中間申告書の作成が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象外とすること。また、リスト等で発送月別に抽出できること。*	2.1.1. 2.2.	予定申告書の一括作成は、前事業年度の**課税標準額**（法人税額）が20万円を超える法人を自動的に対象とできること。 **【必須** 予定申告書の新設は中告導入入、法人基本情報から中間抽出もでき、前年度の法人税額が20万円以下の場合でも「要」フラグがある法人は一括作成の対象とできること。 *【オプション】* *前事業年度の月数が12に満たない場合は、月数計算して予定申告の対象となる法人を自動判断して対象とできること。* *【オプション】* *中間申告書の作成が必要な法人を管理できること。中間申告書「要」と登録された法人は予定申告書一括作成の対象外とすること。また、リスト等で発送月別に抽出できること。*
0230	2.1.7.		申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを団体ごとに一括設定できること。 なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。 ・eLTAX利用法人（利用者ID登録無法人、納付書は一括作成の対象とできること）。 ・事務所等だしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）。	2.1.1. 2.2.	不必要な申告書を送付しないため、抽出条件指定機能は必要性が高いと考えます。 ただし、その一括設定の対象について、運用が異なると考えます。 【事務所等がない法人への罰金】 ・8期 【eLTAXへの罰金】 ・C期	現行運用を踏まえて以下にご回答ください。 **<前提>** **・抽出条件指定** （1）eLTAX利用法人を申告書発送対象外とし、納付書のみ発送する。いずれも発送しない。 （2）事務所等を有さない法人を申告書発送対象外とする。（申告書・納付書のいずれも発送しない） （3）システム上の定まらない要件・運用は下記のいずれか。 ①事務所等を有さない場合も継続的に発送する ②事務所等を有さない場合は申告書は発送しない（申告書発送対象外） ③事務所等を有さなくなった状態の翌年度分の発送する（1年目のみ申告書発送対象） ※上記いずれも発送対象法人リスト上には出されたい想定。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>　所位情報たたき台に反映なし** ・団体ごとに運用要件があり、かつ組成ベースの影響の中で各納付勘案のスタイル差などがあるため、統一化が容易ではないと考えます。 ・したがって、仕様書たたき台にあるとおり、「団体ごとに一括設定できる」という記載を追めて必須要件とします。 ・なお、「事務所等なし」の法人の取扱は、検討項目（3）を参照とします。多くの団体の運用に対応できるものと考えます。 **<早期抽出機能>** **（1）eLTAX利用法人** 申告書も発送：B形、C形、E形 納付書のみ発送：D形、F形、G形、K形 **（2）事務所等を有さない法人** 発送対象：B形、E形 発送対象外：B形、C形、F形、G形、K形 **（3）事務所等を有さない法人への申告書相当分** （1）D形、J2形、K形、J3形、E形、F形、G形 **（4）その他** ①型不申告義務がある法人への対応（2.1.1.で出た意見） 一必須とする。（例　利用者ID が登録されていなくても、資本金が1億円を超える場合は自動で納付書のみ作成対象とする、など） ②引継作業（K形意見） 一毎月決まったタイミングで、異動リストをもとに引継処理を行う運用を想定。 所在地変更の場合は、差戻もしくは処理されるため、運用面は可能と想定。 ※「団体ごとに」、は記載せずとも問題ないため削除しました。	申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを**個別**ごとに一括設定できること。 なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。 ・eLTAX利用法人（利用者ID登録無法人、納付書は一括作成の対象とできること） **・事務所等だしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）**		非個別所で、利用者ID の登録に関わらずeLTAX利用法人に申告書を送付しないが応えていただめ、記載を変更しました。	申告書・納付書の一括作成時に、以下の法人は作成対象外とするかを一括設定できること。 なお、法人基本情報で申告書「要」と個別設定した場合は、個別設定が優先されて申告書・納付書一括作成の対象となること。 ・eLTAX利用法人（**利用者ID登録無法人**、納付書は一括作成の対象とできること） **・事務所等だしの法人（事務所等が無い状態となった翌事業年度以降の申告書・納付書は対象外とできること）**
0240	2.1.8.	申告書送付先・宛名シール作成	（窓空き封筒対応として）申告書に、法人基本台帳に登録されている送付先宛名を出力できること。 送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。 上記は、一括処理・個別処理もいに可能なこと。	2.2.	申告書の送付対応によって必要な機能が異なりますが、窓空き封筒対応、宛名シールの発送に対応できれば問題ないと考えます。 従って、ただ、ただきは必須機能と判断して作成しています。 ただし、本項目は明示的が明確に要求しているため、必須とすべき機能かについて検討項目としています。	以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・申告書送付書用紙（申告書・納付書一体型）、2段式用紙にするかで異なると考えます。各機成員の説明を踏まえて、以下整理しました。 ［申告書・納付書一体型の作成機能　オプション機能　※専用紙の購入有無が分かれる。帳票一覧でも整理。 ［申告書、納付書の共用紙での作成機能（2.1.1及び2.1.2で定義）　必須機能　※送付先が出力できないため、申告案内文書（2.1.9で定義）が必須となる。 ［宛先シールの作成　必須機能。窓空きおよび個別関係にある。	**<窓空き封筒対応として）申告書に、法人基本台帳に登録されている送付先宛名を出力できること。** 送付先宛名に対応する宛名シールを作成できること。 上記は、一括処理・個別処理もいに可能なこと。	**<追加機能事項>** ・専用紙は利用頻度が低いことから、オプション機能とします。	・宛名シールは利用頻度が低いことから、オプション機能とします。	**<窓空き封筒対応として）申告書に、法人基本台帳に登録されている送付先宛名を出力できること。** *【オプション】* ***専用紙を使用して宛名表シールを作成できること。*** ***上記は、一括処理・個別処理どちらに可能なこと。*** *【オプション】* *専用紙一体型申告書を作成できること。専用紙一体型申告書には、窓空き封筒対応として、法人基本台帳に登録されている送付先宛名を出力できること。* *上記は、一括処理・個別処理どちらに可能なこと。*
0250	2.1.9.	申告書同封宛科作成（一括処理）	*決算終了後として、申告書案内通知を一括出力できること。* *現時点では法人毎または現時用そ分別登ュニーズ出力できること。* ＜対象申告書＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・消費税申告書 ・均等割申告書	2.2.	案内通知（申告のお知らせ）は、B・C・I形が要とし、中間申告書は前年度から考えるとと必須機能ではないと考えられます。 これら登録えて業務上の必要性を確認のうで、必須／オプション等要件を整理します。 （ただ当分では、オプションと想定しています） また、対象申告書、送付先についても検討項目とします。 【対象申告書】 ・R形、予定、確定、均等割 ・C形　均等割のみ判定 ・D形　明記なし ・I形、予定、中間、確定 【税理士判定】 ・C形、I形（「税理士番号が設定されている」とあるため、税理士送付用のみの発行の可能性がある）	**<前提事項>** ・1）税務システムの作成機能、窓空き封筒機能の両方がある場合、申告書案内通知は必要でしょうか。 具体的には、お知らせ文書を入れる場合でも、送付先が別でかるのであれば、お知らせ文書は一律共通のプレプリント印刷すれば足りると想定します。 業務上の運用の必要性が高い場合は理由を合わせてご指摘願います。 （2）必須とした場合、対象の申告書は以下で良いでしょうか。 ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 ※中間申告書は不要でしょうか。 （3）税理士判の案内文の出力は必要でしょうか。その際、税理士コードの出力もめますか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・申告書案内通知の一括作成機能は必須。個別での作成機能も必須とする。 ・税理士判の送付文書は、オプションとし、実装要否はシステム事業者に委ねる。（税理士コードは不要） **<早期抽出機能>** ・1）必要との意見多数。また、K形より、一括のみなら了個別作成も必要との意見あり。　⇒個別作成機能も追加。 （2）送付する中告書区分は異論なし。 （3）税理士判で：C・J形のみ必須と回答。⇒オプション機能を想定。コード出力は不要。	決算期を設定して、**申告書案内通知を一括出力できること。** *税理士判の案内通知も出力できること。* ＜対象申告書＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書		非送付先宛名を出力できることを記載して、内容を明確化しました。 ※中間申告書、清算予納申告書をオプションで追記しました。	決算期を設定して、**個人事業主分類に登録されている送付先宛名（窓空き封筒対応）を出力した**中告書案内通知を一括出力できること。 個別での出力もできること。 ＜対象申告書＞ ・予定申告書 ・確定申告書 ・均等割申告書 *【オプション】* *均等割のみ案内通知も出力できること。* ***中間申告書を対象とできること。*** ***清算予納申告書を対象とできること。***
0260	2.1.10.		申告書を印刷した法人宛の関係書類一括出力できること。	2.2.	「社」が実装していますが、申告年引きの一部に相当し、システム出力が必須と対思って おりません。 なお、保有事業者の帳票を申告案内通知・申告のお知らせ、税率表（法人税額の税率や均等割額表）が通知された時点であり、事業之の配内通知に等しいものと考えています。	**<機能事項>** 以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ・現在、こうした帳票をシステムから出力されていますか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・実装不要（実装不可）として整理する。 **<早期抽出機能>** ・J形を除き、全団体がシステム帳票としての作成は不要と回答。（別で一律の文書を作成すれば足りる）	**中告書を印刷した法人宛の関係書類は一括出力せずとこと。**			非利用
0270	2.1.11.		**各評価年対に当いて以上の区域に帰属等を有する法人を対象に、各評価年対有名の内容を記載した個別帰属内容を一括出力できること。** **（実装要件が出力できない場合は、各評による平均一課税定部がされている法人の中告書出力現を分けられること。）**	2.2.	各評価法決用の機能であり、近年は利用する場面が無いと想定します。 加えて、本様式はプレプリントでも足りると考えられるため、不要な機能として整理しています。 実装：対 要望：なし	**<前提事項>** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として実件案を不要（実装不可）で確定します。				非利用
0280	2.1.12.	申告書送付対象法人抽出	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書発送リストを作成できること。 申告書発送リストは、予定、確定、均等割、清算予納を対象とし、申告区分別に一覧化できること。	2.1.	申告区分別の申告書発送情報、発送対象外となった法人の場合、未申告法人が発生し場合の発送原因が管理などにも使用できることが必要であると考えます。 なお、リスト出力の対象申告書は、2.1.1.申告一括出力と同じにしています。（対応が容易） 申告書発送一覧としていますが、中間申告書の一括発送は必須ではないと想定しています） 【要求団体】 ・B・C・H・I形 【実装事業者】 ・I・J・K・L・Y形	・中間申告書の一括発送、発送リストの確認は必須ではない（実装不要）と考えますが、現在送付されていますか。 ・その他、左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・中間申告書の一括作成の対象外と整理。（2.1.1.） ・中間申告書／予定申告書の要否登録はオプション。（2.1.6.） ⇒**中間申告**のリスト機能も同様にオプションとして、2.1.6.で定義しました。 ・なお、2.1.1.で清算予納申告書をオプションとしていることから、本項目でもオプションにします。 **<早期抽出機能>** ・B形、E形、H形が中間申告も必要と回答。ただし、不要との意見も多い。 ・2.1.6.で、「予定／中間」の要否を録時で登録できる機能をオプションで定義。	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書発送リストを作成できること。 申告書発送リストは、予定、確定、均等割を対象とし、申告区分別に一覧化できること。 *【オプション機能】* *清算予納申告書の発送者リストで確認できること。*		※中間申告書の発送について、オプションで追記しました。	指定した決算期で申告義務のある法人を抽出し、申告書発送リストを作成できること。 申告書発送リストは、予定、確定、均等割を対象とし、申告区分別に一覧化できること。 *【オプション機能】* ***中間申告書の発送者リストで確認できること。*** *清算予納申告書の発送者リストで確認できること。*
0290	2.1.13.	申告書発送情報管理	申告書の発送履歴、発送有無の管理ができること。	2.2.	発送履歴の管理は、申告書作成情報とイコールであり、申告法人管理のベース情報になると想定しています。 なお、1形の「発送・停止等」については、発送原因が登録できれば現場は簡単管理で足りると考えて、たただきには記載しておりません。	**<機能事項>** （1）法人台帳システム上で、支配情報を管理しているか、またしている場合はオンライン画面等で職員が確認できる状態かを確認させてください。 （2）なぜその機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）をご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・発送履歴、発送有無の管理は必須。画面参照です。EUCを含むデータ出力ができれば良い。 ・なお、発送履歴は「発送日、発送有無」に変更。 **<早期抽出機能>** ・E・I・J・L・K形が管理しており、問合せ対応等に活用している。	**申告書の発送履歴（発送日、発送有無）が必須できること。**		・APPLICIO版ではなり、本件について機能を考えないベンダーがおり、本機能がなくとも申告管理には経営ないといった意見ももっています。（別で対応、オプション化を要望） ＜確認事項＞ これについて、問合せ対応をまとした機能ではありますが、実際には法人基本台帳上で「申告書送付要」となっている法人であれば、発送管理機能がなくとも送付有無は回答できると考えます。したがって、本件オプション機能として整理して良いでしょうか。 対応ての抽出やオンライン画面での確認はできなくなる可能性があります。 ＜APPLICIO版行意見＞ 「当該機能がない場合にも来申告法人の管理には支障がないか →法人基本台帳と申告書の登録状態から来申告法人を抽出可能であるため、来申告法人の管理には支障はない。 ②必須機能とした場合に支障があるか →上記を踏まえて、「来申告法人の管理に支障がなければオプション機能とする」取り扱いとしてはどうか。	*【オプション】* ***中間申告書の発送履歴（発送日、発送有無）が必須できること。***
0300	2.1.14.		発送履歴はCSV等で抽出できること。		2.1.13. の基件で確認します。EUCで差し支えない場合は、EUC機能への統合も検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・K形意思のように、CSV等が望ましいため、必須機能で定義。EUC等による対応でも可。	**発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で抽出できること。（EUC機能でも可）**				発送履歴は、CSV等の加工可能なデータ形式で抽出できること。（EUC機能でも可）
0310	2.1.15.	申告書・納付書発行（個別処理）	法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。 **財務協会様式の記載、納付書も発行できること。** **郵便振替用紙**についても個別発行できること。		個別での発行機能は、再発行などの用途で必須と考えます。利用による用途を踏まえ、以下の通りとしました。 （1）財務協会様式の記載、納付書も発行できること。 （2）郵便振替用紙（「郵便振替用紙」の要否） （2）「財務協会様申告書・納付書」の要否→「形」の場合は、一括出力の必要性もご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** （1）財務協会様⇒不要 （2）郵便振替用紙（私設取扱業）⇒利用するケースは多くないため、システム出力不要と考えますがよろしいでしょうか。 （1）「郵便振替用紙」の要否 （2）「財務協会様申告書・納付書」の要否→「形」の場合は、一括出力の必要性もご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。 **財務協会様の申告書・納付書も発行できること。** **郵便振替用紙**についても個別発行できること。				法人の申告区分、事業年度を指定して申告書・納付書を個別発行できること。送付済の法人、過年度分についても再発行できること。
0320	2.1.16.	予定申告書出力項目	予定申告書に、以下を出力できること。**プランク発行もできること。** ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・資本金 ・資本金及び資本準備金の合計 ・資本等の部 ・前年度資金繰図金 ・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額 ・予定申告額	2.2.	対応表をもとに、予定申告書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 なお、以下についてはご検討項目とします。 ・プランク発行　C形 ・出力内容を編集　T社	**<機能事項>** （1）起訴案件の出力項目について、過不足がないかご確認ください。 （2）「社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （3）「プランク発行」について、送付先、キーとなる法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 プランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しない＝情報を出力する。 【プランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については概要一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・送付先、所在地、と変更しました。 ・税務ウ プランク発行（フォームのみの発行）。一部プランク発行（法人名・所在地・法人管理番号）を要件化しました。 **<追加機能事項>** ・予定申告書の前事業年度又は前連結事業年度の法人税額の明細（第20号の3様式分を含）までの欄は印字されていますが、印字されている場合、空かっ分すべての項目を印字されていますか。 ---------- **<早期抽出機能>** ・最低限の項目 ・法人名 ・法人番号 ・事業年度 ・申告区分 ~~・資本金~~　**一前期末現在の資本金の額又は出資金の額** ~~・資本金及び資本準備金の合計~~　**一前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額** ~~・資本等の部~~　前期末現在の資本金等の額 **・前年度繰越額** **・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額** ・予定申告額 **■プランク発行** ・完全なプランク（フォームのみ）の発行 ・法人名、法人本店所在地、法人管理番号の出力	予定申告書に、以下を出力できること。**プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。** **<出力項目>** ・法人管理番号 ・法人名 ・~~送付先~~ ・~~事業年度~~ ・申告区分 ・~~資本金~~ ~~・資本金及び資本準備金の合計~~ ~~・資本等の部~~ ~~・前年度繰越額~~ ~~・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額~~ ~~・資本金の部~~　**前期末現在の資本金の額又は出資金の額** ~~・資本金及び資本準備金の合計~~　**前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合計額** ~~・資本等の部~~　前期末現在の資本等の部 **・前年度繰越額** **・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額** ・予定申告額	**<追加機能事項>** ・1）予定申告書の前事業年度又は前連結事業年度の法人税額の明細（第20号の3様式分を含）までの欄は印字されていますが、印字されている場合、空かっ分すべての項目を印字されていますか。 ---------- （2）前期末現在の資本金・資本準備金・資本金等は、出力されていますか。APPLICIO版行より、抽出後（法人）が記載すべき項目のためオプションとすべきとの意見があります。 ---------- （3）申告書の印刷する前について、以下のいずれかご回答ください。 ①AX用紙 ②OCR用紙 ③申告書納付書一体型（専用紙） ④その他 ↑ ※2.1.8.の仕様書たたき台修正案でオプション機能として記載したものについて、その妥当性を確認するために各機成員の運用を通知確認させて頂くものです。 ※専用紙を使用されている場合、申告書格式内の自由スペースに、窓空き封筒用に送付先情報（郵便局とは異なる場合がある住意の送付先）を出力されているかもご回答ください。 ※2.1.16.の2.1.18.は、システム出力項目を定義しています。（省令様式で定まっている規定の文言＝フォーム部分は定義していません）	**（1）予定申告書の出力項目（第一版）** ・法人名、法人本店 ・法人管理番号・・・必須 ・送付先・・・任意 ・事業年度・・・必須 ・申告区分・・・任意 1形 一前年度の申告内容であり、管理情報を出力するだけであるため、窓空き封筒として良いと考えます。ご意見があれば聞いていたします。（修正案は第一版のままで良い。） また、予定申告額の出力に関して、システム出力対応として①②ポ③④で出力項目としました。 ※R形ご質問事項については、お見込みのとおり修正されれば最新の内容とさらに対応する前提です。 **（2）窓封き、宛名印字必要などの出力** ・出力していない機成員がいるため、オプション機能として整理します。 **（3）申告書の出力用紙** ・納付書一体型の専用紙などを利用している機成員が半数程度います。これらをインプットに帳票ずれていないと思います。		予定申告書に、以下を出力できること。**プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。** **<出力項目>** ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・前期末現在の資本金等の額 ・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額 **・法人税額** **・法人税額の明細** **・前期末現在の資本金等の額及び出資金の額** **・前期末現在の資本金等の額及び資本準備金の額の合計額** **・前期末現在の資本金等の部** **・前年度繰越額** **・前事業年度の最終申告（確定・修正確定等）期額** ・予定申告額
0330	2.1.17.	確定申告書出力項目	確定申告書に、以下を出力できること。**プランク発行もできること。** ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額	2.2.	対応表をもとに、確定申告書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 なお、以下についてはご検討項目とします。 ・プランク発行　C形 ・出力内容を編集　T社	**<機能事項>** （1）起訴案件の出力項目について、過不足がないかご確認ください。 （2）「社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （3）「プランク発行」について、送付先、キーとなる法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 プランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しない＝情報を出力する。 【プランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については概要一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・送付先一所在地としました。 ・プランク発行、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行を必須として定義しました。 ※R形ご意見のみなら処理との関係性について、中告があったものとみなされる時期と、確定申告書データ作成までには数か月の期間があることから、運用上問題ないと考えます。 **<早期抽出機能>** ・法人管理番号 ・法人名 ・~~送付先~~　一　所在地 ・~~事業年度~~ ・申告区分 ・法定納期限	確定申告書に、以下を出力できること。**プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。** **<出力項目>** ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額				確定申告書に、以下を出力できること。プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・当該事業年度の既に納付の確定した法人税額 ・当該事業年度の既に納付の確定した均等割額
0340	2.1.18.	納付書出力項目	納付書に、以下を出力できること。**プランク発行もできること。** ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・送付先 ・会計年度 ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限	2.2.	対応表をもとに、納付書への出力内容を指定しています。必要な項目を出力して印刷することは業務の正確性・効率性から必須機能と考えます。 R形が要望される「プランク発行」について、検討項目とします。 なお、以下についてはご検討項目とします。 ・プランク発行　C形 ・出力内容を編集　T社	**<機能事項>** （1）起訴案件の出力項目について、過不足がないかご確認ください。 （2）「社が実装する「出力内容を編集」について、出力項目のなかで自由に編集できるべき項目があればご教示ください。 （3）「プランク発行」について、送付先、キーとなる法人管理番号を出力する内容で相違ないかご教示ください。 プランク発行＝窓空き封筒を前提とした送付先出力と、法人管理番号など通常変更しない＝情報を出力する。 【プランク出力項目案】 ・法人管理番号 ・送付先 なお、汎用紙、OCR、申告書納付書一体型については概要一覧で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・送付先一所在地としました。 ・プランク発行、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行を必須として定義しました。 **<早期抽出機能>** ・法人管理番号 ・法人名 ・~~送付先~~　一　所在地 ・~~会計年度~~ ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限	納付書に、以下を出力できること。**プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。** **<出力項目>** ・法人管理番号 ・法人名 ・~~送付先~~　一　所在地 ・~~会計年度~~ ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限		APPLICIO版行より、記載の手引きとは「「中告納付する月の属する年度を記入する」とあるから「会計年度=年度」であるとの回答を受けました。これにつき、KB：仕様書たたき台（修正案）を変更しました。認識相違があればご指摘ください。		納付書に、以下を出力できること。プランク発行（フォームのみ）、法人名・所在地・法人管理番号のみの発行もできること。 ＜出力項目＞ ・法人管理番号 ・法人名 ・所在地 ・事業年度 ・申告区分 ・法定納期限

資料1

	機能名称			仕様提たたき台	本庁プロード	提件の号九方・機能	検討項目（論点原）	検討項目（論点原）	仕様提たたき台（修正原）	追加説明の内容	検討項目（論点原） 2025/9/9時点	仕様提たたき台（修正原） 2025/9/9時点
0350	2.1.19.	プレ申告データ作成（eLTAX連携）	eLTAX利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。 *（自動連携オプション）* *プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAXに自動連携できること。*	法知の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 eLTAXとのデータ連携について、以下の点について確認します。 **<検討事項>** ・市町村の基幹システムにeLTAXデータを取り込む方法は、どの方法によっていますか。ご教示ください。 ①連携ずずに手入力 ②CSV等経様をかしたデータ連携 ③連携サーバを介して、LGWAN一個人番号利用事務端に自動連携 ・その他 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・プレ申告データのファイルの作成機能を必須として定義。 ・自動連携機能は、オプションとして定義。（地方税共同機構様の二度見を踏まえて、記載内容を修正） ・プレ申告データを作成した法人のリストを作成も必須として定義。	eLTAX利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。 **プレ申告データ作成対象法人をリストで出力できること。** *（自動連携オプション）* *プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAXに自動連携するための機能を有すること。*			eLTAX利用法人について、プレ申告データを抽出・作成し、eLTAX連携ファイルが作成できること。 プレ申告データを作成対象法人をリストで出力できること。 *（自動連携オプション）* *プレ申告データを、外部媒体を経由することなくeLTAXに自動連携するための機能を有すること。*
0360	2.1.20.	退原法人情報管理	都合資等の退原法人情報（開業状況・組織、決戦日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。	9.3.	C-）市の要求にあるため、たたき台に記載しました。 本案件に関して、実務上の必要性及び法令回体等がシステム運用を確認させてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<検討事項>** 退原法人は、メモ機能での テキスト管理、パッケージの宛名管理システムへの登録などで運用するケースもあると考えます。 退原情報を管理項目として設定する必要性や、調査情報の管理の必要性があるか、その場合はどのような機能が想定されるかご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・メモ管理でも問題ないため、退原管理の機能は削除する。	~~中告管理の退原法人情報（開業状況・組織、決戦日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。~~			~~中告管理の退原法人情報（開業状況・組織、決戦日等）の管理（登録、修正、削除）ができること。~~
0370	2.1.21.	公示送達処理	調査の結果、無条不明のときについて公示送達の処理ができること。 ※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。	9.6.	C-）市の要求にあるため、たたき台に記載しました。 法人税に関しての公示送達の運用について、市様の実務運用を確認させてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	以下を確認させて頂きます。法人住民税については、更正決定であっても、課税実体が当該団体内に存在していることが求められるための公示送達を実務上運用していないケースもあると考えられます。 **<検討事項>** （1）公示送達の運用を行っていますか。行っている場合は、どのようなシステム機能を活用していますか。 （2）公示送達の機能が必要ない場合は、なぜ必要ないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）をご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・公示送達の専用機能は必要ない。システム外処理でも可。 ・G市の「公示送達日」の入力については、件数が少ないことからメモ管理等でも足りると想定。	~~調査の結果、無条不明のときについて公示送達の処理ができること。~~ ~~※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。~~			~~調査の結果、無条不明のときについて公示送達の処理ができること。~~ ~~※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。~~
0380	2.1.22.		公示送達の調査結過を管理（登録、修正、削除）できること。 ※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。	9.6.	※2.1.21. で確認します。	※2.1.21. で確認します。	**<事務局見解>** ・同上。機能は不要。	~~本件結果の調査結過を管理（登録、修正、削除）できること。~~ ~~※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。~~			~~公示送達の調査結過を管理（登録、修正、削除）できること。~~ ~~※更正決定通知・減免決定通知でのみ公示を実施する。~~
	2.2. 申告受付・期限内納											
0390	2.2.1.	申告書登録基本	該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、確定申告・中間申告・予定申告・みなす申告、見込納付等、申告情報の登録ができること。申告情報は履歴管理すること。 <申告申告> ・中間申告（第20号様式） ・修正中間申告 ・予定申告（第20号の3様式） ・見込予定申告 ・みなす申告 ・自己申告（第20号様式） ・見込納付 ・修正確定申告 ・所得税申告（第22号の3様式） ・法人税申告調文書に係る必須申告 ・法人税申告調文書に係る修正必須申告 ・法人税申告調文書に係る修正申告（第20号の2様式） ・法人税申告調文書に係る修正確定申告 ・特定信託に係る予定申告（旧第20号の4様式） ・特定信託に係る確定申告（旧第20号の4様式） ・清算予納申告（第21号様式） ・修正清算予納申告 ・消費税及び地方消費税・修正消費税及び地方消費税予納申告（第22号様式） ・修正清算確定申告（第22号様式） **<納付事項>** ・以下の機能を持つ事業がいますが、現行運用での実装有無、利用有無、実装されていた場合の要否を検討させてください。 ■機能例 前期通知等することなく、管理番号を入力して、特定の入力項目のみで申告書入力ができること。更新後も、調定年月、申告年月日、事業開始日、終了日はクリアされずに続けて入力できること。 ■想定利用シーン ・月末にまとめて申告書を入力する際に、同一申告区分の申告書を、連続して効率良く入力するための機能と考えられます。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、**具体に定める申告書**、みなす申告、見込納付等、申告情報の登録**・管理**ができること。申告情報は履歴管理すること。	**<追加機能事項>** ・APPLICは、以下の申告書は利用機能が少ないことからオプションとすべきとの意見が多いました。恐らく、利用機会が少ないことから最新バージョンのパッケージで実装されていないケースもあるのでは、というためかと想定しています。 ・J的の事前確認結果からも、これらは利用している団体が少ないため、オプションでも問題ないと考えますがいかがでしょうか。 （その場合は、法令に定める「中告書、みなす申告、見込納付等申告情報の登録・管理ができることた だけし、以下の申告書についてはオプションとする」などの要件になります。） **<オプションとすべき登録頻度が高った申告区分>** ・法人税申告調文書に係る中間申告 ・法人税申告調文書に係る修正中間申告 ・法人税申告調文書に係る修正申告（第20号の2様式） ・法人税申告調文書に係る修正確定申告 ・特定信託に係る予定申告（旧第20号の5様式） ・特定信託に係る確定申告（旧第20号の4様式） ・清算予納申告（第21号様式） ・修正清算予納申告 ・消費税及び地方消費税予納申告（第22号様式） ・修正清算確定申告（第22号様式） ・修正清算確定申告			該当する法人、事業年度、申告区分を指定して、**具体に定める申告書**、みなす申告、見込納付等、申告情報の登録**・管理**ができること。申告情報は履歴管理すること。 **【オプション一覧】** **・法人税申告調文書に係る中間申告** **・法人税申告調文書に係る修正中間申告** **・法人税申告調文書に係る修正申告（第20号の2様式）** **・法人税申告調文書に係る修正確定申告** **・特定信託に係る予定申告（旧第20号の5様式）** **・特定信託に係る確定申告（旧第20号の4様式）** **・清算予納申告** **・修正清算予納申告** **・消費税及び地方消費税・修正消費税及び地方消費税予納申告（第22号様式）** **・修正清算確定申告（第22号様式）**
0400	2.2.2.	重複管理	申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。 （修正申告・更正処理を除く）	2.7.	市内のみの要望。「任一可能が実装する機能ですが、重複申告、又は重複登録の入的ミス防止のために必須機能と考えます。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	法知の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※原件に異論なしとして、機能案を確定します。 （天市ご意見について） ・例えば、7月決算法人（5月末申告期限）が、4月に申告したため4月設定とした場合で、5月中に再度出てきた場合（2.2.3. の機能で対応できない場合）でしょうか。		**<追加機能事項>** ・1）申告期限内に確定申告書が再提出されたケースにおいて、納月設定処理後の場合に、申告・決定数減処理はできますか。出来ない場合は、どのような処理をしているかご説明ください。 ・（2）設定処理処理ができるシステム運用の場合、確定申告の取消処理はいつの時点でも出来ますか。（申告期限後はできないなど のシステム制限をしている場合はご教示ください） ※構成員意見から、以下のパターンが確認できました。 ・設定処理が出来ないため、修正申告として入力 ・設定処理のための設定減額処理を実施		申告情報の登録時に、同法人・同事業年度・同申告区分が入力されている場合は重複申告のチェックができ、入力できないこと。 （修正申告・更正処理を除く）
0410	2.2.3.	訂正・削除	申告書入力後も、未設定であれば申告書の訂正入力（同一申告区分で前入力内容の修正）、削除ができること。 ※共の設定処理が済んでいる場合でも、申告年月日、事業年度終期は修正できること。	2.8.	法人方法はのため、原則と考えない訂正入力、台帳処理を行うケースがあると認識しています。（同一申告区分で、1・本1・1付が実装しているケースから、多くの団体で必要とされる基本機能と判断しています。 なお、H市が要求する経字部分（設定済の申告に対する申告年月日と事業年度終期の修正）について、検討項目としています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<検討事項>** （1）申告書は、指定した設定年月までは訂正入力（原則と異さない訂正）できることが必須と の認識ですが 相違ないですか。（設定後も期限内申告なら訂正できる、という内容を定義すべき）ーについて、どのような運用されていますか？（設定後も期限内申告でも、訂正・削除ができますか？） ・例月の設定確定後でも申告年月日は修正できると望ましいが必須ではない。（オプション機能） ・事業年度は、収納時への影響もあれば、不要とする。 **<申請機能事項>** （1）必須 （2）ア　申告年月日修正：H・J・K市が必要 　　イ　事業年度修正：H・K市が機能あり→ただし、必須ではない。	**<事務局見解>** ・申告書の訂正入力、削除処理は必須→2.2.3. で作ありご指摘がある「設定後も期限内申告なら訂正できる、という内容を定義すべき」ーについて、どのような運用されていますか？（設定後も期限内申告でも、訂正・削除ができますか？） ・例月の設定確定後でも申告年月日は修正できると望ましいが必須ではない。（オプション機能） ・事業年度は、収納時への影響もあれば、不要とする。 **<申請機能事項>** （1）必須 （2）ア　申告年月日修正：H・J・K市が必要 　　イ　事業年度修正：H・K市が機能あり→ただし、必須ではない。	申告書入力後も、未設定であれば申告書の訂正入力（同一申告区分で前入力内容の修正）、削除ができること。 ***【オプション】*** ***前期通知等することなく、申告年月日・期限が過ぎたとき、その場合、納期限変更行うなどして期限内申告を可能とすること。***	2.2.2. で確認します。	（2）2. で記載した内容に対して「設定後でも取消可能」というケースがあり、システム機能の制約と現実とが乖離していると考えます。（設定済の申告に対する修正・更正処理を実施できるシステム機能の制約） ・前期の「必須通知」について、5.5.1市のご意見を反映しています。また、地域協議に参加されても意見がありましたがご教示ください。	申告書入力後も、未設定であれば申告書の訂正入力（同一申告区分で前入力内容の修正）、削除ができること。 **【合理処理】** **前期通知等することなく、申告の期日・期限が過ぎたとき、その場合、納期限変更行うなどして期限内申告を可能とすること。**
0420	2.2.4.	メモ機能	課税台帳にメモ・備考入力機能を有すること。 メモは、申告書ごとに200字以上入力できること。	2.7.	課税台帳にメモを要望する任務があり、機能を持つ事業者があります。 法人基本情報の機能として法人ごとのメモ機能は定義していますが、課税台帳へのメモ機能、申告書ごとのメモ機能が必要かを確認いただきます。 たたき台は、H市の要求仕様書を参考に作成しており、検討項目のなかで精査します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**現メモは、APPLICIO版ITへ同期方式の検討を依頼しますが、ITでは同期方式についてお自治体向上の要望を取及び内容を確認します。** **<検討事項>** ・課税台帳にメモを要望する任務があり、機能を持つ事業者があります。 ・法人基本情報の機能として法人ごとのメモ機能は定義していますが、課税台帳へのメモ機能、申告書ごとのメモ機能が必要かを確認いただきます。 たたき台は、H市の要求仕様書を参考に作成しており、検討項目のなかで精査します。 （2）メモの実装方式として各項目に要望があれば詳細を記載ください。 　ア　メモごとのタイトル管理の要否 　イ　年月入力日や入力者の管理の要否 　ウ　メモ管理期限の要否（○月○日までなどの期間指定／年度内のみ管理／期間に関係なく管理） 　エ　メモ1件ごとの入力可能な文字数の上限（○○字以上） ※上記、特段の要望がない、判断が難しいなどの場合はその旨をご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・法人台帳と共通で可：B・J・K市 ・課税台帳には課税台帳からも入力できるようにした上で、法人台帳との共通メモを要望					課税台帳に備考・メモ機能を有すること。 メモは、法人ごとに複数管理ができ、メモごとに300文字以上の任意文字列の入力、メモタイトル、入力日、入力者が登録できること。 過去に登録したメモの修正、削除もできること。
0430	2.2.5.	申告書入力様式	申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）	2.7.	画面に関することですが、様式ごとに入力項目や計算式が異なることと、対応表でも団体、4社に記載があることから必須機能としています。 ただし、但に申告書が異なっていても、画面の入力項目を共通化できる場合は画面方法を制限する必要が無いと想定して、仕様書たたき台に相字の部分を記載しています。 ※対応表中にある7社の「各申告を前後し、それぞれ設定する項目に初期条件」は、2.2.6.～2.2.11. 、2.2.15. などで各申告書登録の共通要件として記載しています。 ※対応表中にある7社の「各種明細入力」については、2.2.19.～2.2.20. で確認します。	法知の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。					申告書の様式ごとに入力画面を用意し、様式別に申告入力ができること。（異なる申告書でも、入力項目を共通化できる場合はこの限りではない）
0440	2.2.6.	申告入力（共通）	法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。	2.7.	法人基本情報から税率判断を行う機能は、正確性の観点から必須と考えています。 但し、対比表とは1市のみが明確に要求しているものの、本機能の必要性について検討項目としています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	以下を確認させてください。 ・なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか）。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。						法人基本情報の法人区分等の登録内容から、非課税や均等割の最低税率適用を判断し、申告書入力時に自動設定できること。
0450	2.2.7.		申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、均等割号数、資本金等、申告区長月数、分割区分、連結区分等法人基本情報から流用できる情報が初期設定されること。	2.7.	事業年度の自動表示や法人基本情報から流用できる場合の初期設定は、業務効率化及びに意図データ上の整合性の観点から必須と考えています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	法知の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。		**<追加機能事項>** ・APPLICIO版ITより修正意見がありました。これについて、実装を設定する必要性はないため、修正意見を受け入れることとします。 （意見概を別途参照）	※APPLICIO版ITより修正意見がありました。 これについて、実装を設定する必要性はないため、修正意見を受け入れることとします。 （意見概を別途参照）	申告区分と事業年度、申告年月日から、法人の現況に応じた事業年度開始、終了を自動表示して入力できること。 均等割月数、~~均等割号数~~、資本金等、申告区長月数、~~分割区分、連結区分~~ の他申告に必要な項目について、法人基本情報から流用できる情報が初期設定されること。
0460	2.2.8.		法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日を考慮して計算すること。納期限を任意に変更することもできること。	2.7.	納期限、申告期限の計算は適切な期限管理、未申告管理等の観点から必須と考えます。 例えの「休日を考慮する」についても、申告・納期限の観点から当然の機能として定義しています。 なお、「市が「任意に変更」できるとしたものの ろ、「納期限」についてはシステム仕様が分からないと考えています。 収納システムとの連携も発生することから、パッケージでの対応可否を確認することが必須と想定しています。	**<検討事項>** （1）現行システムでは納期限は任意の変更もできますか。 （2）任意の変更ができない場合は、災害時などで納期限が特例的に延長された場合、延滞金の計算はどのように処理していますか。 （例）収納システム側で延長分に相当する延滞金を期権免除するなど） 「納期限を任意に変更」が必要となった場合は、APPLICIO版ITへの意見照会を行うことを想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・「納期限の任意変更」については、多くの団体が実施不可としている一方で、新型コロナウイルス対応などの要性が増しているとの意見があります。 中申告期限の延長例として、「定額等による延長」と「災害等による延長」を区別して管理できる機能を必須で定義します。（問題ないかは、1.1.1. の機能に通知します。）当該機能を実装した場合、災害等による延長の対象となる事業年度の申告後に次の設分に関する作業が必要になると想定されます。 ・なお、「納期限を任意に変更」について、収納管理システムで納期の運用が できると想定しております。（法人住民税システムでは延長事由の管理のみで、延滞金計算の処理となる納期限の変更は行わない想定です。） **<申請機能事項>** ・多くの団体では「現行不可」であり、収納管理システムで納期限を変更している。 ・一方で、H市・I市の「新型コロナウイルス」対応などにより、必要性が増したとの意見がある。	法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日を考慮して計算すること。**納期限を任意に変更することもできること。**					法定納期限、申告期限の延長を加味した申告期限を自動計算できること。自動計算においては休日を考慮して計算すること。**納期限を任意に変更することもできること。**
0470	2.2.9.		法人基本情報の法人区分等をもとに、適用税率は当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。任意設定もできること。	2.7.	税制独立で税率が変わるため、マスタ管理している税率をもとに事業年度を判定して自動計算できる機能は必須と考えています。 自治体では市のみの記載ですが、多くの団体では「自動計算」機能の一部として包含していると考えています。 なお、I市が税率の「任意設定」を要求しています。この点について、検討項目におけいます。 ※関連：2.2.4. に法人区分をもとにした最低税率の判断機能を定義	**<検討事項>** ・マスタで設定した税率以外に、申告入力時に任意に税率を切り替える運用は必須でしょうか。 （例）申告入力時に、「1」14.7%、「2」12.3%、「3」12.1%、「4」9.7%のように、コードで適用税率を切り替える機能。 ・本機能が必要がない場合は、その理由をご教示ください。（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・原則、自動計算を必須とする。 ・E市ご意見「任意設定は必須」について確認する。 ※マスタ管理している税率設定ではなく、オンライン入力時に法人・申告ごとに設定変更を行う必要はあるか。		**<追加機能事項>** ・APPLICIO版ITより、均等割と法人税割で異なるため、仕様の意味合いを明確化すべきとして以下等正案が提案されました。 ・均等問題ないと考えるため、以下修正案を採用する想定ですが、ご意見あればお願いいたします。 --- **<APPLICIO版IT　修正案>** 均等割税率については法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。 法人税割税率については当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。	・APPLICIO版ITの修正意見を受け入れ、案件を修正します。また、~~市独自運用されている案件に関しては市単一開発対応が必要となるため~~、**市独自運用**を選択します。（~~「4.問に記載されている、市独自運用に関してはオプション」~~ 問と ください）		法人基本情報の法人区分等をもとに自動設定できること。 **消費税税率については**、当該申告法人の事業年度に合わせて自動設定できること。 **【活用必須案件】** **可能一致調査が行う自治体においては、当人基本情報、当期事業年度の法人税割等を基にした税額の自動設定ができること。**
0480	2.2.10.		法人基本情報で管理する資本金、従業者数を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。	2.7.	多くの団体で要求があり、事業者も対応できる必須機能と想定しています。 業務の効率化や正確性、法人基本情報と申告額の整合性等の観点から必須と考えます。	法知の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・異論なしとして、機能案を確定します。 ※I市の「年度ごとの変動が大きい」点について、ご指摘のとおりですが、市町村向けパッケージシステムのほとんどが法人基本情報と連動する構成になっていると認識しています。					法人基本情報で管理する資本金、従業者数を参照して申告書入力を行えること。資本金等の額と市町村内の従業員数から、均等割の号数判定を自動で行い、申告入力の税額チェックができること。均等割号数は手動でも変更できること。
0490	2.2.11.		最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業者数、分割区分、均等割号数が法人基本情報に反映されること。 申告区長区分、中間申告要否も登録できること。	2.7.	多くの団体で要求があり、事業者も対応できる必須機能と想定しています。 業務の効率化や正確性、法人基本情報と申告額の整合性等の観点から必須と考えます。 （2.2.10. で参照した情報をもとに、情報を新しい場合でも整合が取れることを想定しています）	**<検討事項>** ・申告書入力時に、「申告区長区分」の入力機能は必須でしょうか。理由もご教示ください。 （法人基本情報への入力機能は1.1.1. で検定しています） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・申告書の正本入力、申告画面でも入力することが必要、との意見が多数です。ただし、都道府県知ぞもとに確認する地方税法の運用を前提とすると、本来は申告書段階には申告期限の延長登録は不要とも考えられます。 →申告書の機能として、申告期限の延長の登録は必須でしょうか？ ・「中間申告の要否」は、システム登録しています。予定申告を一括作成の対象としている以上、不要と登録しても差し支えないでしょうか。 **（その他ご意見）** ・F市：様式にある項目であるのであ　むしろこの機会に現行の有無だけでなく延長月数も様式に入れてほしい。（市外本店法人の申請設置の場合、具体的な月数が申告書ではわからない点）		**<追加機能事項>** ・1）確定申告書にある「中間申告の要否」は、オンラインでの個別入力処理やeLTAXの取込などで登録をしています。 ※予定申告書の要否の個別登録又は自動判断する機能は別で定義していますが、（中間申告書の作成）は オプションの機能又は要望が多とする想定です。現行運用をご教示ください。 （2）申告延長区分は、”申告登録”画面の機能として必須でしょうか。その場合は、事業年度ごとに登録する設定でしょうか。（法人基本台帳画面で登録する機能は別で定義しています。） （3）APPLICIO版ITより、以下の修正提案があります。理由は以下ですが、申告区分延長、中間申告要否の登録も画面設定が要ですが、これについて、前半の修正は受け入れ、後半の修正は上記（1）（2）を踏まえて検討する想定ですが、ご意見があれば注ぎたく思います。 --- **<APPLICIO版IT　修正案>** 最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業者数、~~分割区分、均等割号数~~が法人基本情報に反映されること。 ~~中間申告要否、申告区長区分は、法人基本情報に反映されること。~~ **<APPLICIO版IT　修正理由>** 均等割で適用は、申告書様式に記載のある項目のみに絞めるべきと考えるため。また、「原則、標準仕様書に記載されないものは対応保守できない」であることから、当記載がない場合、これまで反映していた均等割且以外の項目の実装が行えなくなるため。		**（1）中間申告の要否登録** ・新入力：B・J・J・K市 ・登録なし：C・E・G・H・I市 ・eLTAX公表値：なし ＜本務見直案＞ ・年度が登録していること、または不意見より、システムが法制度に整合に対応できない場合の処置として個別登録の機能は必須性がある と考えられます。 ・したがって、中間申告要否の登録はそのまま残します。 **（2）「申告延長時」の申告期限延長の入力項目** ・現状是の設行運用は、登録年数が年ごとでばらつきがあるものの、事業年度ごとの登録の必要性があることから課税画面での登録を必須機能とします。 ・また、これまでの紙で自治体のあった区要延長が一定の情報について、市独自で管理することを想定します。政策部分については、法人基本情報に反映されないことを案件化していますので、認識齟齬がないかご確認ください。 **（3）APPLICIO版ITからの修正意見** ・前者意見（法人基本情報に反映されない情報の変更） →受け入れて修正 ・後者意見（延長区分、中間要否の登録機能の削除） →受け入れずにお議案件として字義	最新事業年度の申告書を入力することで、資本金・資本金等、従業者数、~~分割区分、均等割号数~~**その他申告書に関係のある項目**が法人基本情報に反映されること。 申告延長の**有無・期間・延分（延等/その他等）**、中間申告要否も登録**できること。法人基本情報に紐付されること が、、変更による影響については、当人基本情報には反映されないこと。（延長有定の申告に関係しないため）。**	

資料1

	領域名等				課題番号	提案者	提案内容・意見	検討項目（論点案）	検討結果（論点案）	仕様作たたき台（修正案）	追加説明の内容	検討項目（論点案） 令2020/9/9時点	仕様作たたき台（修正案） 令2020/9/9時点
0500	2.2. 12.			均等割の月割計算に関して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でできること。	7.7.	月割計算機能は、事務の効率化や月数をもとにした税額計算の正確性などから、あると望ましい機能と考えています。 ただし、5月、10月のみが規定されていたため、検討項目に上げて詳細を整理します。	**<都道府県>** 下記データベースに選択を加えてください。特に、月数算定が自動算できるケースとできないケースがある場合は、根拠を明確化するため詳細をご教示ください。年計算でも支障ない場合もその旨ご回答ください。 （1）本店が地方税法による法人の支出税額による月割計算（分割法人、支出税額日で自動計算されるか） （2）他団体からの転入による月割計算（初年度の分割法人、転入（新設）日で自動計算されるか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※月数のエラーチェックが除からない旨を追記して、機能案を確定します。	事務所等を有さない法人（清算中の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 均等割月数を自動計算せずに任意に入力	事務所等を有さない法人（清算中の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 ※均等割月数を自動計算せずに任意に入力。月割計算のエラーチェックは除からない。	均等割の月割計算に関して、みなし事業年度の適用、事業年度途中の事務所開設・廃止により12か月に満たない場合は、法人基本情報の登録内容から月割計算が自動でできること。
0510	2.2. 13.			事務所等を有さない法人（清算中の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 均等割月数を自動計算せずに任意に入力	7.7.	原則、自動計算される均等割月数について、事務所等を有さない法人（清算中の状態である法人を含む）は任意の月数を入力するケースがあると考えています。	支配のケースについて、「事務所等を有さない」法人（例、休業中の法人）の均等割月数のシステム入力の運用・仕様を確認したうえで案件を機能化いたします。 他団体がシステムに求める処理を教ご頂き、仕様を検討したいと思います。 **<都道府県>** （1）「事務所等がない状態」の規定区分の有無管理要否（法人基本情報への登録） （2）「事務所等がない状態」の期間・日付休業日管理の要否方法（管理項目の有無、メモ機能でのテキスト管理等） （3）均等割月数の定まらい管理方法（「事務所等がない場合」は申告書提で自動計算が除からない/「事務所等がない状態の年度は初期条件の均月/初期条件は事業年度月数（12月など）で事業年度・月数のエラーチェックは除からない、など） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※月数のエラーチェックが除からない旨を追記して、機能案を確定します。	事務所等を有さない法人（清算中の状態で事務所等を有さない場合を含む）について、事務所等の所在期間に応じた均等割月数が任意で入力できること。 ※均等割月数を自動計算せずに任意に入力。月割計算のエラーチェックは除からない。	
0520	2.2. 14.			自市市町村では、 ・課税区（課税されるお役区）の管理ができること。 ・行政区ごとに事務所等開設日の管理、均等割月数、均等割額計算ができること。	7.7.	自市市の市各時点新管は是記で良いかを確認いたします。（検討項目：設定） そのエモ必要性が認められた場合はオプション機能とすることを想定します。	**<都道府県>** （市町村の構成員の管轄へ） （1）主記の要件は必須でしょうか。また、自市市の独自要件があれば二段機関に。 （2）「課税区」とは、「市内の主たる事業所がある行政区（課税地）」という理解で良いでしょうか。 ※課税区：対比表にはありませんが、他団体で利用していた呼称です。認識齟齬がある場合はご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<都道府県対応>** ・「課税区」管理は、市税事務所等がある場合で、管轄の事務所がどこを内部的に管理するための情報になると考えていました。 ・上記のような運用がなければ、課税区管理は必須ではない、と考えますが、認識に相違あるでしょうか。 （納税地管理、課税地管理は、自市市に関わらずに必要なため、1.1.1 で定義しています。）				*【オプション】* *自市市町村では、* *・**支店ごとに事務所等開設日の管理を行い、開設日をもとに行政区ごとの均等割月数、均等割額計算ができること。***
0530	2.2. 15.			課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力したお金額に誤りがある場合はエラーとなり、エラー箇所を表示できること。	7.7.	自動計算機能は、正確な税額計算・チェックを行うために必須と考えます。また、計算エラーを表示することも必須と考えます。	支配の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※課税台帳から情報を流用して入力結果を固る機能については、以降の「申告入力（○○申告書）」機能で定義しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。				課税標準額、法人税割額、各種控除額、分割基準等を入力し、申告額が自動計算結果と合っているかをチェックした上で登録処理が行えること。入力したお金額に誤りがある場合はエラーとなり、エラー箇所を表示できること。
0540	2.2. 16.			自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。	7.7.	官明値設が対応できていない部分があったり現在の強会減免への対応として設定するケースがあります。 ・ケース7、必須機能とするかは検討対象と考えています。 ※時点の復旧体属編への対応は、2.2.20. で確認します。	**<都道府県>** 自動計算結果の手入力について、交付税資料の集計への影響や収納システムとの連携で延滞金計算がずれるなどの理由から固定不可とする事業者がいる可能性があります。 機能面の取付運用を踏まえて、本案件が必須か否かを検討したいと考えます。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<都道府県>** ・官明値設の結果、多くの団体で必須ときこと。必須案件として定義します。	**自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。**			自動計算と異なる金額についても、強制入力ができること。
0550	2.2. 17.	申告入力（確定中間申告）	自治入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税額・均等割額」「見込納付額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。	7.7.	課税情報の流用による初期設定は、正確性・効率性の観点から必須と考えます。 2.2.10 では法人基本情報から流用し、本案件は課税台帳から流用する内容となります。 なお、記載の内容を初期表示することで足りる、「比が実証する「見込納付」は必須かについて確認いたします。	**<都道府県>** ・申告額に関して初期表示する項目は、「既に確定した当期分・均等割額」「見込納付額」で良いでしょうか。 ・その他、申告額に関して初期表示すべきものがあれば「他ご教示ください（資本金等、法人基本台帳に関するものや税率は別で定義しています）」 ※上記確認後に、初期表示する項目に「見込納付額」を含めるかを整理します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。		**<追加説明事項>** ・E列、R列より、「見込納付額は確定申告時に分かるため、初期表示する項目ではない」とのご意見を頂いています。 ・初期表示の必須としているE・R・J列は、「見込納付額」を申告区分とした「予定」、「確定申告」などに対応する、「予定申告」、「確定申告」、「中間申告」、「修正申告」、「確定申告（中間申告）」、「見込納付額」を用意しています。 ・見込納付額を自動計算するためには、「見込納付額を用意しているか」という情報が必要となります。 ・「見込納付額」を用意しているか、という情報を用いて、「見込納付額を自動計算するか」、「見込納付額を手入力するか」、「見込納付額を用意しているか」の情報を用意しているか、という情報を用意しています。 ・上記のような運用がなければ、課税情報管理は必須ではない、と考えますが、認識に相違あるでしょうか。 （納税地管理、課税地管理は、前年度に関わらずに必要なため、1.1.1 で定義しています。）	・自治編は不要との意見が多くなっています。 ・E列は、見込納付額を管理する機能を必要としています。 **一見込納付額は「オプション機能」を申告時選択して、利用できる仕様とする。その機能を選択すると、2.2.1.の見込納付管理機能も使用します。** **【問題事項】** ・E列は、固定見込額を確認するためとしていますが、E列にあるのでも利用できてしまうか。 ・**前年ベスト、前期データの納付実績をもとにした見込納付管理は必須**であって、オプションで選択で初期設定値設定を入れる仕様でよいと考えています。 ・また、**E列にしかしても管理目的、意図フロー（自治データ）を明確にする。**第1、2二段階関係して。		申告入力時に同一事業年度の「既に納付の確定した当期分の法人税額・均等割額」など、前回の課税情報から流用できる項目は自動的に初期設定されること。 *【オプション】* *見込納付額を使用して動作できること。*
0560	2.2. 18.		内国税控除額の計算項目入力ができること。 標準税率指分、超過税率指分を管理し、内国税控除税額相当額と補正後市町村内従業員数と補正後全従業員数から自治計算を行い、内国の法人税率の税の控除額を計算できること。	7.7.	内国税額の明細入力は申告書入力意日に紐計対税内容は必須であると考えています。 なお、本機能を第20年様式以外でも流用が可能と考えるべき案件かと、について検討します。	**<都道府県>** （1）第20年様式は様式に、以下のシーンでも機能変遷は必要でしょうか。必要な場合は、「申告入力（別表）」として機能名称を変更し、申告内通的な案件として定義しなおします。 ・第21年様式（法人事業税申告書） ・保険20号の4様式（特定信託証券申告書） ・その他 （2）控除未消額の管理は必要でしょうか。（対比表には記載がありません） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<追加説明事項>** ・内国税額控除の計算明細の入力は必須でしょうか？各機成員に関かれて、システム上明細を入力されているかを確認させてください。 ・明細入力をされている場合は、法人税の仕様またきおの内容で問題ないかを確認させてください。 **<都道府県>** ・上記を確認して、明細が必須であれば、第20年様式の機能として内国税額控除を定義する。 ・未消額管理については、必須ではないの回答が多数ひれ、必須機能としては定義しないスタ行です。一方で、外国で法取する企業が多い自治体では対所ターンもあいと思われるため、オプション機能として管理します。（2.2.19.のEnc二重発生防止、控除未消額が参照できることをオプションとしつつ、それにより自動算定やエラーチェックは求めない方針です。）	【**検討事項**】 内国税額控除の計算明細入力ができること 標準税率指分、超過税率指分を管理し、内国税額控除相当額と補正後市町村内従業員数と補正後全従業員数から自治計算を行い、内国の法人税率の税の控除額を計算できること。	**<追加説明事項>** ・E列、R列より、「見込納付額は確定申告時に分かるため、初期表示する項目ではない」とのご意見を頂いています。 ・初期表示の必須としているE・R・J列は、「見込納付額」を申告区分とした「予定」、「確定申告」などに対応する、「予定申告」、「確定申告」、「中間申告」、「修正申告」、「確定申告（中間申告）」、「見込納付額」を用意しています。 ・見込納付額を自動計算するためには、「見込納付額を用意しているか」という情報が必要となります。 ・「見込納付額」を用意しているか、という情報を用いて、「見込納付額を自動計算するか」、「見込納付額を手入力するか」、「見込納付額を用意しているか」の情報を用意しています。 ・上記のような運用がなければ、課税情報管理は必須ではない、と考えますが、認識に相違あるでしょうか。 （納税地管理、課税地管理は、前年度に関わらずに必要なため、1.1.1 で定義しています。） （2）APPLI化対応より、「申告書は、普通交付税算定用資料（市町村税税法人税割の固定額等に関する国）の内国税額控除情報について、標準税率指分、超過税率指分を自治計算できることを求める事件と推察されるため。」に、以下の修正案が妥当との意見があります。これについて、認識ずれはないか、修正案で問題ないかご確認ください。 ――――――

	機能番号		仕様提たたき台	本開発ver.2	要件の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討結果（論点案）	仕様提たたき台（修正案）	追加質問の内容	検討項目（論点案） 令2020/9/9時点	仕様提たたき台（修正案） 令2020/9/9時点
0690	2.2.2.31.	申告入力（清算予納申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	2.7.	2.2.1. で申告対象が登録されたとて、必要となった場合は、2.2.6. ～「申告書入力（共通）」に加えて、たたき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 （理由） ・税額は基準として税率設定がされることから適用基準日の表示と適用税率での計算機能は必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	本申告様式に関して、利用するシーンが少ないこと、特段の意見はないことから詳細な定義は不要と判断しました。 →2.2.1. 0②2.5.に包含されるため、本要件を削除します。	~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。~~		【利用】 ~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。~~
0700	2.2.2.32.	申告入力（清算確定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。	2.7.	2.2.1. で申告対象が登録されたとて、必要となった場合は、2.2.6. ～「申告書入力（共通）」に加えて、たたき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 <理由> ・税額は基準として税率設定がされることから適用基準日の表示と適用税率での計算機能は必須と考えています。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	本申告様式に関して、利用するシーンが少ないこと、特段の意見はないことから詳細な定義は不要と判断しました。 →2.2.1. 0②2.5.に包含されるため、本要件を削除します。	~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。~~		【利用】 ~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~法人税率、均等割税率の適用基準日を表示し、当該基準日の税率を適用して計算できること。~~
0710	2.2.2.33.	申告入力（旧特定信託確定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 申告に係る特定信託の契約期間を入力できること。	2.7.	2.2.1. で申告対象が登録されたとて、必要となった場合は、2.2.6. ～「申告書入力（共通）」に加えて、たたき台に記載の要件を必須として定義する想定です。 ※なお申告入力機能は 2.6. ～の「申告書入力（共通）」機能としたたき台の機能を必須とすることで共通されると考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	本申告様式に関して、利用するシーンが少ないこと、特段の意見はないことから詳細な定義は不要と判断しました。 →2.2.1. 0②2.5.に包含されるため、本要件を削除します。	~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~中間に係る特定信託の契約期間を入力できること。~~		【利用】 ~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~中間に係る特定信託の契約期間を入力できること。~~
0720	2.2.2.34.	申告入力（旧特定信託予定申告書）	様式に合わせて入力、修正ができること。 前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。	2.7.	2.2.1. で申告対象が登録されたとて、必要となった場合は、2.2.6. ～の「申告書入力（共通）」機能としたたき台の機能を必須とすることで共通されると考えます。	左記の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	本申告様式に関して、利用するシーンが少ないこと、特段の意見はないことから詳細な定義は不要と判断しました。 →2.2.1. 0②2.5.に包含されるため、本要件を削除します。	~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。~~		【利用】 ~~様式に合わせて入力、修正ができること。~~ ~~前年度の申告内容、予定申告額を表示して入力できること。~~
0730	2.2.2.35.	合併申告管理	**各所管をまたぐ均等割の月割計算ができること。**	2.7.	市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**<総括事項>** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として要件案を不要（実装不可）で確定します。	~~各所をまたぐ均等割の月割計算ができること。~~		【利用】 ~~各所をまたぐ均等割の月割計算ができること。~~
0740	2.2.2.36.		**各所管をまたぐ固定予告時に、予定申告での税額分割の選択がある場合は自治体に分割入力して提付処理ができること。**	2.7.	市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**<総括事項>** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として要件案を不要（実装不可）で確定します。	~~各所をまたぐ固定予告時に、予定申告での税額分割の選択がある場合は自治体に分割入力して提付処理ができること。~~		【利用】 ~~各所をまたぐ固定予告時に、予定申告での税額分割の選択がある場合は自治体に分割入力して提付処理ができること。~~
0750	2.2.2.37.		**予定申告入力時には、清算確定申告の税額欄の設定ができること。** **固定予告の設に設定した金額分の税額の対応、平均一課税ができること。**	2.7.	市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**<総括事項>** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として要件案を不要（実装不可）で確定します。	~~予定申告入力時には、清算確定申告の税額欄の設定ができること。~~ ~~固定予告の設に設定した金額分の税額の対応、平均一課税ができること。~~		【利用】 ~~予定申告入力時には、清算確定申告の税額欄の設定ができること。~~ ~~固定予告の設に設定した金額分の税額の対応、平均一課税ができること。~~
0760	2.2.2.38.		**申告年度による各自治体固有での中告金税時に、法人税額、均等割のパターン別自動計算ができること。**	2.7.	市町村合併に関する要件ですが、現在、対象自治体は無い認識です。 不要な機能として、「実装不可」になると想定しています。	**<総括事項>** ・本機能は不要と想定しています。認識に誤りはないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なし、として要件案を不要（実装不可）で確定します。	~~申告年度による各自治体固有での中告金税時に、法人税額、均等割のパターン別自動計算ができること。~~		【利用】 ~~申告年度による各自治体固有での中告金税時に、法人税額、均等割のパターン別自動計算ができること。~~
0770	2.2.2.39.	入力結果確認	申告書の入力チェックリスト（システムに入力した内容の確認リスト）が出力できること。	3.8.	システム入力した内容のチェックリストは、誤入力の確認・防止のため必須と考えます。	**<申告月及び>** ・申告書チェックのサイクルは、以下のいずれでしょうか。（抽出条件の検討のため） ①日次 ②月次 ③任意の範囲指定 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<申告月及び>** ・構成高目容より、日次／月次／任意の範囲指定のいずれも使うケースが想定されるため、機能は全てを必須とします。 **チェックリストは、日次、月次、任意の期間を個別指定して出力できること。**	※KK市のご意見について、7.1.7. あるいはEUC（汎用データ抽出）機能にて対応可能と考えます。	申告書の入力チェックリスト（システムに入力した内容の確認リスト）が出力できること。 チェックリストは、日次、月次、任意の期間を範囲指定して出力できること。
0780	2.2.2.40.	一括処理（パンチデータ入力処理）	*申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、認定を行い、申告書取込結果リストを作成できること。* *このとき、申告された要素要素、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無・要素要素等のおのチェック、申告税額の適正かをチェックできること。誤りがある申告書については**エラーとなり**、申告エラーリストが出力されること。* *基本全中の関申告要否など、個別申告入力と同様に法人基本情報の高動登録（履歴作成）ができること。*	2.5. 2.7.	申告書（紙）のパンチデータの一括取込機能です。取込中に型が違確認できるかどうかが、パンチ処理をしている点からとあれ、青字（オプション）など記載されている。 （2）現在の構成高の申告書一括取込後の処理の流れを確認し、仕様を固めたいと考えています。以下①～④で現在の運用に合致しているものがあれば教えてください。 なお、該当機能を利用／又は実装されていない場合はその旨ご回答ください。 ①資料番号を付番して、エラー分は仮登録で登録されている。資料番号等で検索してオンライン修正（修正完了後に課税台帳へ反映されて固定が走）。エラーなしはそのまま登録される。 ②エラー有無に関わらず仮登録は登録となり、オンライン画面又は帳票でエラーが確認できる ※エラーなし分も仮登録となるため、全ての申告情報が本登録の処理を行う。 　また、エラー分は一覧等で抽出できる ③本登録されて、帳票でのみ事後的にエラーが分かる ④その他 ※バンチ取込機能による固定処理は、固定全体の機能として7.1.1. で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<申告月及び>** ・パンチデータとは02ボデーの取込を行っている団体は、現時性があると考えられます。 ・パンチデータ、クシ入力機能としたとき、申告されたとき、法人基本情報の登録有無・要素要素等のおのチェック、申告税額の適正かをチェックできること。誤りがある申告書については**エラーとなり**、申告エラーリストが出力されること。 ・なお、パンチデータ等レイアウトは、システム事業者の設計に委ねます。 【パンチデータ等取込機能の詳細】 ①申告書データを取り込み ②事業年度、法人格区分などもとに、法人基本情報の登録有無、事業年度等の形式チェック、申告税額の適正性のチェック ③エラーがないものは本登録される ④エラーがあるものは、訂正入力を行う　※資料番号で特定する等、詳細の実装方式はシステム事業者に委ねる ⑤エラー有無に関わらず、申告確認リストを出力する →仕様書たたき台は、⑤を「申告書取込結果リスト」「申告エラーリスト」で記載しており、事実上同じものを定義しています。	**<追加質問事項>** ・APPLICO社FCに追加意見を提示し、オプションで問題ない資確認を取ったため、オプション機能として案件を確定します。	*申告書パンチデータファイルを一括で取り込み、課税情報の更新、認定を行い、申告書取込結果リストを作成できること。* *このとき、申告された要素要素、法人税額などをもとに、法人基本情報の登録有無・要素要素等のおのチェック、申告税額の適正かをチェックできること。誤りがある申告書については**エラーとなり**、申告エラーリストが出力されること。* *基本全中の関申告要否など、個別申告入力と同様に法人基本情報の高動登録（履歴作成）ができること。*
0790	2.2.2.41.	一括処理（eLTAX連携）	eLTAXと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、認定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー（申告データ入力システムより計算された税額のギー致） ・団体ワンストラー（法人税額と登録がない団体分） ・重複データエラー（同一年度・同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー *（自動連携オプション）* *外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAXデータを自動連携して取り込みること。*	2.5. 2.7.	eLTAXデータの一括取込機能です。決算部が来ないことから、多くの団体で自治体ビに型がためため、構成高の運用も自主ルつつ必須事件を検討します。 ・現運用として利用要否が分かれる場合は、オプション機能から検討します。 ※自動連携機能は、2.1.19. と同様にオプション機能を想定しています。	**<総括事項>** ・eLTAX一括取込後のシステム上の状態を確認させていただきます。 ・現運用をされている構成高においては、エラーチェックが即からた申告情報は「仮登録」のような状態となり、以下の運用はいかがでしょうか。 ・エラーがあるデータだけをeLTAXで修正して再度取り込み直す仕組みでしょうか。 ・オプション機能から検討します。 ※自動連携機能は、2.1.19. と同様にオプション機能を想定しています。 （運用例） ・システム上に申告データを見に保別に申告画面で修正ができる（資料番号、又は申告区分・法人番号等で申告登録画面に入るとエラーが自動表示される） ・修正登録をすると不仮登録分確に反映されず、固定が確定しないので切換画面きれない ※バンチ取込機能による固定処理は、固定全体の機能として7.1.1. で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<申告月及び>** ・大法人の電子申告義務化等により、eLTAX連携の重要性が高まることからも、eLTAX連携は必須機能として定義します。（取込インターフェースの実装、取込エラーチェック、課税台帳更新、登録結果リストの出力機能を定義） ・基本的なエラーチェックを定義し、エラーなしの申告データは登録され、エラーのものは別途オンラインで訂正入力する運用を想定します。 ・また、自動連携機能はオプションとして定義します。 ※地方税共同機構からのご意見を踏まえて、自動連携オプションの記載を修正しました。その他、仕様書たたき台から変更ありません。 *（自動連携オプション）* *外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAXデータと自動連携する機能を有すること。*	eLTAXと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、認定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー（申告データ入力システムより計算された税額のギー致） ・団体ワンストラー（法人税額と登録がない**団体分**） ・重複データエラー（同一年度・同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー *（自動連携オプション）* *外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAXデータと自動連携する機能を有すること。*	eLTAXと連携し、電子申告データを一括で取り込み、課税情報の更新、認定ができること。取り込んだデータについて、エラーチェックを行い、登録結果をリスト出力できること。 ・税額計算エラー（申告データ入力システムより計算された税額のギー致） ・団体ワンストラー（法人税額と登録がない**団体分**） ・重複データエラー（同一年度・同一申告区分のデータがあるもの） ・事業年度エラー *（自動連携オプション）* *外部媒体を経由することなく、定期的にeLTAXデータと自動連携する機能を有すること。*
0800	2.2.2.42.		電子申告データの取り込み結果結果を画面で一覧表示できること。一覧表から個別選択・一括選択し、登録・修正・取消できること。	2.7.	上の要件で確認します。	上の要件で確認します。	※2.2.41. の要件に対する回答を踏まえて、取込結果リストが出力できれば一覧画面での更新処理は必須ではないと考えます。 ※本要件は、取込結果の確認、更新処理の実装方式の一つであり、特段指定する必要はないため、記載を削除します。（画面表示の方法を含めて、実装方式はシステム事業者の設計に委ねる）	~~電子申告データの取り込み結果結果を画面で一覧表示できること。一覧表から個別選択・一括選択し、登録・修正・取消できること。~~	【利用】 ~~電子申告データの取り込み結果結果を画面で一覧表示できること。一覧表から個別選択・一括選択し、登録・修正・取消できること。~~

資料1

	機能名称			提供たたき台	本庁アロー	提供の考え方・根拠	検討項目（論点案）	検討案たたき台（修正案）	追加説明の内容	検討項目（論点案） 反映2025/9/9時点	提供たたき台（修正案） 反映2025/9/9時点
	2.3. 法人税関係・申告処理										
0810	2.3.1.	都道府県税連携による申告登録（一括処理）	*法・都道府県からの法人税関連データを受け入れ、事業年度単位で一括して申告登録処理ができること。* *法・税務通知と不一致の場合は、エラーとできること。* *チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。*	4.4.	都道府県からの通知データを定期に入力されるとあります。また、自治体の業務仕様にも記載があります。一般事業者が機能を有していたり利用と考えられるため、必要性を確認したうえでプロジェクト機能とすることを想定します。 なお、国税データが連携されるようになりたが、本機能の重要性はかなと考えられるため、こうした動向を踏まえて必須／オプションの整理を行う必要があると考えます。	法定の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 また、通知はまでは課税者への反映もされていませんが、（課税台帳を担当してもらいたくないが） そのうえで、国税データ連携が月次の場合は連携上月次のほうが望ましい、などご意見がありご教示ください。 **<システム要件>** （1）システムで申告登録処理は行っていない。（チェックのみ実施／申告登録の状態を管理） （2）都道府県からの税額通知は提供データ。 （3）税収確保は、チェック処理までのようにやっているか（システム上の処理内容）、データの場合も同様。 （4）オンライン提携入力か、データの場合は一括処理か。 （5）本機能を必須とすべきか、オプションとすべきか。現場も含めてご回答ください。 また、現在国税からの情報で、国税から直接受信している情報の有無について確認します。 （6）国税から直接受信する情報の有無 （7）受信している場合、その内容及び形式（紙かデータか。） ※仮に必要とした場合は、チェック項目についても十分を確認させていただきます。 ※なお、国税修正等で課税標準額が不一致となるものなどは、本機能で不一致チェックを行ったのちに個別で更正処理等を行うことを想定しています。（2.3.2.の機能） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・データ連携による効率化に寄与しますが、同時点で統運用を必ずとしており現体間で運用に差があることからオプション機能とします。 ・また、従業者数に関する情報は国税データにはないため、国税から受信する場合の選択を検討する必要があります。（現在は、都道府県税から受信する情報もそれに従業者数まで定義しています）→詳細な項目は定義せず、まずは国税・都道府県税データとの突合チェックを行う機能として定義します。 **<事務効果効果>** ・必須とすべき（S-7・8・J-1・KT5） ・オプションで良い（B-1 E5） ・各くの自治体は、統一データ受信したり情報を、画面で目視確認している。 ・政令市の場合は、同一法人であっても行政区ごとにデータが送信されるとのことで、処理方法を検討する必要がある。 **<追加検討事項>** ・勘下第で切れより、分税基準の修正があった際の関係市町村への通知（法第321条の14第６項）について、帳票として出力できることが望ましいとの意見がありました。これについて、現在の運用（システム／システム外）を教えてください。	*法・都道府県からの法人税関連データを取り込み、事業年度単位で一括して**申告内容のチェック**が可能であること。税務通知と不一致の場合は、エラーとできること。* ***チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。***	**<追加説明事項>** ・「勘下第で切れより」、O列より、分税基準の修正があった際の関係市町村への通知（法第321条の14第６項）について、帳票として出力できることが望ましいとの意見がありました。これについて、現在の運用（システム／システム外）を教えてください。	・分税連携については、全機域がシステム外です。 ・また、本庁が多いも無市間と、他地域では処理内容がかなり異なることからシステム連携は組まずすることは限界と考えます。 ・一方で、オプション機能とした場合にもシステム事業者が実装する可能性はかなり低いため、現時点ではシステム対応が難しいものと考えます。 ※2.2.22.にて課税額とした賦課業務の有無は、2.3.1.、2.3.2.で必須案件として定義します。	**【オプション】** 法・都道府県からの法人税関連データを取り込み、事業年度単位で一括して**申告内容のチェック**ができること。税務通知と不一致の場合は、エラーとできること。 **【必須】** **導入時における賦課業務の有無が要確認で、有無システムへ連携されること。** **【利用】** ~~チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。~~
0820	2.3.2.	都道府県税連携による申告登録（個別処理）	*法人税関連分と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。* *チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。*	4.4.	上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	・利用可否が分かれるため、オプション機能として整理します。 ・ただ方法には、チェック項目として従業者等が記載されていますが、税務通知や都道府県税通知から分かりないと想定される情報も入っているため、チェック項目の詳細定義は相談します。 **<追加検討事項>** （1）法人の事業年度ごとの国税・未収額の管理を行っていますか。 （2）分割法人（本店所在地が）の分割基準について、法第３２１条の１４による通知を行っていますか。行っている場合、通知はどのように作成されていますか（システム作成か、エクセル等による手作成か。）	*法人税関連分と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。* ***チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。***	**<追加説明事項>** （1）法人の事業年度ごとの国税・未収額の管理を行っていますか。されている場合、システム上で「国税」が別々に管理されていますか。 （2）都道府県税通知等をもとに国税や更正処理を行う場合、どのような項目を確認事項としていますか（例、法人名・事業年度・法人番号等の法人基本情報、課税標準額、外国税額控除額、等）。現在手処理でやっている場合もご回答ください。 ・システム管理する場合に、何の項目をもとにエラーチェックすべきかの検討材料とします。 なお、APPLIC側ではなく、仕様書したたき台のチェック項目から、「前従業者数、該当従業者数、均等割従業者数」を削除すべきとの意見があります。		・APPLIC側ではなく、一括で国税／未収額を処理する機能は、改修を含めても会社対応可能との意見を頂きました。 ・一方で、APPLIC側ではから考慮事項としてはお意見を頂いています。 **①キー情報** →法人番号で良いと考えます。 **②法人／未収額の特徴記事** →各都道府県の意見を踏まえると、以下のようなものがあります。が、想定して国税データ都道府県連知により異なると考えます。（国税連知では分税基準などは確認できない →本件、継続検討事項としたいと思います。 ＜想定項目例＞ ・法人番号 ・法人名 ・事業年度 ・従業員数 ・資本金 ・法人税額 ・課税標準額 ・外国税額控除額 ・法付法人税、特区重税、試験研究費等 ・分割基準 等	**【オプション】** 法人税関連分と法人住民税の申告内容のチェックを法人単位で個別に行えること。 **【必須】** **導入時における賦課業務の有無が要確認で、有無システムへ連携されること。** **【利用】** ~~チェック項目は課税標準額、受金額登録、外国税額控除額、全収業者数、該当従業者数、均等割従業者数とすること。~~
0830	2.3.3.	申告登録の未実施法人抽出	*申告登録が行われていない法人、データ突合処理が行われていない未チェック法人並びに対象申告情報をリストとできること。*	4.4.	上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	・利用可否が分かれるため、オプション機能として整理します。 ・機能とは、チェックを行ったか（処理済）否かの状態を管理することができれば問題ないため、記載を見直しました。	~~*申告登録が行われていない法人、データ突合処理が行われていない*~~*未チェック法人並びに対象申告情報をリストとできること。*			*【利用】* ~~*申告登録が行われていない法人、データ突合処理が行われていない*~~ *【オプション】* *未チェック法人並びに対象申告情報をリストとできること。*
0840	2.3.4.	都道府県税連携による未登録法人抽出	*法人税関連分との突合により、法人分税に未登録の法人を抽出できること。*	4.4.	上の要件を踏まえて確認します。	上の要件を踏まえて確認します。	・記載に変更なしとします。	*法人税関連分との突合により、法人分税に未登録の法人を抽出できること。*			*【オプション】* *法人税関連分との突合により、法人分税に未登録の法人を抽出できること。*
	3. 更正・決定										
	3.1. 更正・決定処理										
0850	3.1.1.	更正入力処理	対象年度について前年度情報を自動表示し、国税の申告基準（修正申告、更正決定）、国税処理日等を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。 ※申告基準＝更正決定事由	4.5.	更正処理は、適正課税のために必須機能と考えます。 国税の申告基準、処理日、更正請求書・日付を登録し、更正入力ができる選択を想定しています。	法定の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・多くの団体で、仕様書たたき台で問題なしでした。 ・（他ご意見）について、「国税処理日」→「国税処理日（処理年月）」と修正しました。 ・「更正請求書」について、「実装していない」「実装は月次処理実施している」点について、オプション機能としたとて、APPLIC側ドド意見照会します。（実装している製品、実装すべきと判断する製品が市場のパッケージに存在するかを確認する）	対象年度について前年度情報を自動表示し、国税の申告基準（修正申告、更正決定）、国税処理日**（法人税更正年月日、法人税の修正申告書の提出日）**を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。 ※申告基準＝更正決定事由 *【オプション】* *更正・決定処理は、団体の設定により月に複数回、任意の年月日で処理できること。* *※APPLIC側ドド意見照会。*			対象年度について前年度情報を自動表示し、国税の申告基準（修正申告、更正決定）、国税処理日（法人税更正年月日、法人税の修正申告書の提出日）を入力して更正処理ができること。 更正請求書に基づく更正の場合は、更正請求日を登録できること。 更正通知書の通知日、納期限は自動設定されること。 ※申告基準＝更正決定事由 *【オプション】* *更正・決定処理は、団体の設定により月に複数回、任意の年月日で処理できること。*
0860	3.1.2.		課税標準、各種控除、分税基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。 特定専付金税額控除や家屋補償控除、外国税額控除がある場合は明細入力ができること。 自動計算した金額について、手動で変更もできること。	4.5.	自動計算機能はミス防止等の観点から必須と考えます。 なお、基本的には確定申告等の申告入力と同等の機能を想定しています。 （「社会特定者付金税額控除、低炭素建築物税額控除」を除く） なお、経平の部分（手動で金額変更）は、2.2.17.に記載する独特入力処理と同意です。2.2.17.で確認した内容を、本業務にも当てはめる想定です。	法定の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・要件に大きな修正はありませんが、「各種控除」と控除内容の判定が重複表現のため、「各種控除」で整理しました。	課税標準、**各種控除**、分税基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。 ~~特定専付金税額控除や家屋補償控除、外国税額控除がある場合は明細入力ができること。~~ ~~**外国税額控除は明細入力もやできること。**~~ 自動計算した金額について、手動で変更もできること。			以下については、確定申告と同等の登録機能を有すること、という記述に変更します。 ・国税 ・外国の法人税等の額の控除額（2.2.18.） ・特定専付金税額控除額（2.2.19.） ・復興特税に基づく控除額（2.2.19.） ・租税条約の実施に係る控除額（2.2.19.）	課税標準、各種控除、分税基準を入力し、増額・減額更正の額が自動計算できること。 ~~特定専付金税額控除や家屋補償控除、外国税額控除がある場合は、全収と入力して更正処理が出来ること。~~ **各控除部については、確定申告と同等の登録機能を有すること。** 自動計算した金額について、手動で変更もできること。
0870	3.1.3.		更正処理登録後も、調定までは取消処理ができること。 **本申告法人への決定処理も同様とする。**	4.5.	調定は申告法人と同様に月次と考えて良さそうです。対象は、申告処理と更正処理を同等の機能で扱っているため、更正に特化した記述はありませんが、課税性担保のため、更正処理も記載しています。 なお、調定されるまで課税台帳に反映されないかを確認させていただく。 ※関連機能　2.2.3.	法定案件及びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 また、通知はまでは課税者への反映もされていませんが、（課税台帳を担当してもらいたくないが） そのうえで、国税データ連携が月次の場合は連携上月次のほうが望ましい、などご意見がありご教示ください。 ※6.連携について、月次で処理するまでは同様に取消処理ができるかご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・重要なのは、調税台帳への反映ではなく、「収納システムへの連携」が実施されていることと認識しました。 ・上記の理解となるとつまり機能案を修正しました。 ・なお、KT5「更正決定処理は月次」について、システム対応可否や実務事例はAPPLIC側ドに確認する必要があると考えます。 ・そのうえで、国税データ連携が月次の場合は連携上月次のほうが望ましい、などご意見がありご教示ください。 ・要件案は3.1.1.に記載しました。 **<追加検討事項>** ・更正決定通知書の発送後、通知となった場合を取消処理を行いますかその場合は、「納期限までは取消処理ができる」など表現の見直しを行います。	更正処理登録も、調定までは取消処理ができ、**自治システムへ連携されない**ことと。 本申告法人への決定処理も同様とする。	**<追加説明事項>** ・更正決定通知書の発送後、通知となった場合も取消処理を行いますかその場合は、「納期限までは取消処理ができる」など表現の見直しを行います。	丁寧文言案について・・・APPLIC側ドド確認したところ、調定処理は以下のような説明でした。基本は即時調定されるものの、【４】で処理連携でも、通知はまでは調定取消ができるのことなので、通知はまでは取消処理ができる旨を明記したうえで、「収納システム＝連携されない」という記述が妥当と判断します。 ~~※参考：調定処理のタイミングについて、基本は即時調定に設定されるものの、「【３】更正決定通知書の発送」の場合の処理・・・30：1：で、の表現にも変更~~ **<APPLIC側ドド意見>** 【１】調定は設定で選択・一部のどちらにも対応か ・対応可能（即時）：2社 ・対応不可（即時のみ）：3社 ・対応不可（選択のバッチ処理のみ）：1社 【２】申告が即時調定されるシステムの場合、更正決定の登録をした場合にも即時で調定されるか ・即時：6社 ・即時ではない：0社 【３】更正決定告知後でかつ通知前の課税台帳はどうなっているか ・通知前には反映なしなら、通知後に確定状態になる：0社 ・依状態はなく、即座に確定状態になる：6社 【４】通知書を発送するまでに、課税後で取消処理した場合は調定も取消になるという情報で良いか（減免も同様） ・調定が取消となる：6社 ・調定は取消とならない：0社	更正処理登録も、調定~~**は**~~**は**は取消処理ができる~~**、自治システムへ連携されない**~~こと。 本申告法人への決定処理も同様とする。
0880	3.1.4.	決定処理	更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。 決定値は課税標準額をもとに自動計算できること。	4.5.	更正処理と同様に、未申告者へ決定処理を行う機能であり必須と考えています。	法定の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。 ※形の通知書に関する意見は、3.1.7.で検討します。				更正処理と同様の入力機能で、決定処理が行えること。 決定値は課税標準額をもとに自動計算できること。
0890	3.1.5.		~~「無税等等がない 法人については、均等割月数（3月を含む）を任意に入力できること。」~~	4.5.	法人税関連知による申告登録処理がある場合、内部的な処理として「事務所等がない」法人の未申告・未処理状態の解消などのために決定を行うケースがあると考えています。	**<物語事項>** 各機械系の運用を確認させて頂きます。 また、3月の決定に特別な機能は必要ない（均等割月数を手入力できれば良い）かを確認します。（例、ゼロ決定の場合は決議書の記載が変わるなど） →特別な要件が必要ない場合は、3.1.2.の「手動での金額変更」で対応できるため、要件削除を検討します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・内部的な処理でゼロ月決定を行うケースがありますが、ゼロ月決定用の特別な機能は不要との見解です。 ・したがって、本要件については削除します。	~~「事務所等がない 法人については、均等割月数（3月を含む）を任意に入力できること。」~~			「利用」 ~~「事務所等がない 法人については、均等割月数（3月を含む）を任意に入力できること。」~~
0900	3.1.6.	更正決定決議・通知書作成	更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。	4.5.	決定処理後に決議書を出力する機能は、更正の決裁を行うために必須と考えます。	法定案件及びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。				更正・決定処理後に、更正・決定決議書を出力できること。更正対象法人一覧を出力できること。
0910	3.1.7.		更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。発行は、個別だけでなく一括でもできること。 再発行もできること。	4.5.	通知書の発行機能は地方税法上の義務であり必須と考えます。 なお、更正決定単位で個別発行に加えて、他の調定年月分の一括発行について、検討項目にしています。	**<物語事項>** ・更正・決定通知書について、「調定年月を指定して」の一括発行機能は必須でしょうか（現在も利用されていますか）。 ・必須ではない場合は、どのようなシステム機能・運用であればご教示ください。 （例）個別に決議処理する際に必ず出力するため、一括出力の必要性は低い。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・通知書の個別発行は、必須とします。 ・通知書の一括発行は、自治体の運用（処理件数）にも影響されると考え、オプション機能とします。 ・3.1.1.で、「月ごとの更正処理」や「個別の更正・決定処理」について、「通知日を変更して再発行ができること。（返戻があった場合の再送対応）」については、オプション機能としたとて、APPLIC側ドに意見照会します。 →月次処理を前提にしているシステムが多いと考えますが、納期限が変わるため、システム上の支障がないかを確認する必要があると思います。	更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。 再発行もできること。 *【オプション】* *通知書は、個別発行だけでなく、調定年月を指定して一括での発行もできること。* *【オプション2】※事務機能* *個別の更正・決定処理について、通知日を変更して再発行ができること。（返戻があった場合の再送対応）* *→APPLIC側ドに意見照会する。*			更正・決定処理後に、更正・決定通知書を発行できること。 再発行もできること。 *【オプション】* *通知書は、個別発行だけでなく、調定年月を指定して一括での発行もできること。* ~~*【オプション2】※事務機能*~~ ~~*個別の更正・決定処理について、通知日を変更して再発行ができること。（返戻があった場合の再送対応）*~~
0920	3.1.8.		増額更正・決定の場合は、通知書発行と**同時**に納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。	4.5.	更正決定の流れで「同時に」納付書を作成する機能は、「同時に」納付書を発行することは必要でしょうか、現行運用を踏まえて、「同時に」以外の発行のタイミングがあればご教示ください。 本件、「同時に」を必須とするかについて検討項目としています。	**<物語事項>** ・「同時発行」、もしくは「調定年月を指定して」全体発行と同程度の処理ができれば、どちらでも構わないと想定します。（不在など） ・自組の納付書を送付しているケースもある。出力しない方がよいとの意見もあることから、各市の運用や人員体制によるとして詳細な実装方式は定義しないこととします。（仕様書たたき台から「同時に」を削除） **<事務効果効果>** ・多くの団体が「同時発行」を要望している。 ・5・6市　自組納付書を発行している。 ・E市　同時発行すると、印刷に時間を取られるため効果が悪い。 ・F市　一括で更正決定処理後に、納付書作成ファイルが出力される。	増額更正・決定の場合は、通知書発行と**同時に**納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。			増額更正・決定の場合は、通知書発行と**同時に**納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。	増額更正・決定の場合は、通知書発行と**同時に**納付額が印字された納付書を発行できること。 再発行もできること。
	4. 申告登録										
	4.1. 未申告法人抽出										
0930	4.1.1.	未申告法人抽出	申告情報（予定・中間、確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。抽出は事業年度や申告類型、申告区分などを任意に選択して作成できること。 未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を出力すること。 ※課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。	6.5.	未申告法人の抽出は、適正課税のために必須であると考えます。 また、事務所等なし・解散などの法人を全てリストに出力したとて、現況をさらに申告時期までかを判断することが望ましいと考えています。	法定案件及びに要件の考え方について、問題ないかご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・仕様書たたき台の内容で、異論なしとします。 ・「市ご意見「事務所等なし」などの現況にある法人は、別リストで出力が望ましいという点について、以下のように要件案を修正します。 　案　未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を出力すること。 　案　未申告法人リストに法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を確認できること。 　　※実装方式を縛るものではなく、別リストにすることが可能。		**<追加説明事項>** ・APPLIC側ドより以下よる、修正提案が来ています。これについて、（１）（２）を確認させてください。 （１）修正ミスについては、申告区分で抽出ができない場合（決算年月又は申告期限のみ）でも実用上は支障ないでしょうか。 （２）修正ミスについては、事前確認結果を踏まえて別リストとすることでも良いとはしていますが、未申告法人の調査用として出力が出来なくても問題はないでしょうか。（オプション機能の現状があるため、パッケージによっては申告調査の機能としては現況分の範囲は実装されますが、その場合、リストで未申告法人の現況が確認できない可能性があります） **<APPLIC側ドド意見>** 【修正提案１】 ・「抽出は事業年度や申告類型、申告区分などを任意に選択して作成できること。」の記載を削除していただきたい。 ※抽出条件は既存分の抽出と同様に、「決算年月または申告期限」で統一化すべきと考えるため。 【修正提案２】 ・「未申告法人リストには法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を出力すること。」について、オプション機能としていただきたい。 ※現況については、確定情報であり、必須情報ではないと考えるため。	・現況の管理の意見を踏まえて、APPLIC側ドの修正案を採用し、案件を修正しました。	申告情報（予定・中間、確定、均等割）を基に申告期限が到来し未申告となっている法人を抽出し、未申告法人一覧が作成できること。~~抽出は事業年度や申告類型、申告区分などを任意に選択して作成できること。~~ 非課税法人や更正決定処理をした法人は、申告書が未提出でも出力されないこと。 ~~***【オプション】***~~ ~~***※参考法人リストには法人の現況（事務所等なし／解散／清算結了など）を出力すること。***~~
0940	4.1.2.		~~申告案未提出の法人に関する未申告調査案が出力できること。~~	6.7.	本調査票を調査行程表に含めている団体がありますが、どのような運用をしているかを確認させてください。	**<物語事項>** 未申告調査票を使用されている構成員においては、その目的や運用をご回答ください。 未申告法人の抽出と、それに対する勧奨通知の発行は別で要件化しています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務負担影>** ・運用している団体はなく、本調査票は不要として削除します。	~~**申告者調査の法人に関する未申告調査票が出力できること。**~~			~~【利用】~~ ~~**申告者調査の法人に関する未申告調査票が出力できること。**~~
0950	4.1.3.	申告勧奨通知	未申告期間を指定して、その期間に申告義務があるが未申告となっているが事務が於い法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。 **申告勧奨通知の発送状況を管理**できること。	6.8.	申告勧奨は適正課税・申告徴収のために必要と考えますが、構成員のシステム運用を確認した上で必要な仕様を整理いたします。 97行め、「未申告通知発送済（不要を管理）」「未申告通知発送済況を管理」すると機能を実装していると考えられるため、機能情報に記載しています。	**<物語事項>** ・未申告調査の運用は、有無が自治体によって分かれ、共通的に必要とは認められないため、オプション機能と想定します。 ・作成処理は、仕様書たたき台の記載を踏襲します（一括が望ましい）。 ・通知書発送は、想定対策に対応する。もしくは発各シールの作成のいずれか、という形で整理します。 ※「未申告となっている」は不要な表現のため削除 **<事務効果効果>** ・多くの団体で運用している。6市は手作成で運用。 ・運用していない団体も多い。	*【オプション】* *未申告調査を設定して、その期間に申告義務があるが~~**申告となっている**~~申告が於い法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。* *法人を選択して個別でのみ申告勧奨通知の発行もできること。* *申告勧奨通知の発送状況を管理できること。* *【オプション追加】* *通知書は想定対策に対応する、又は未申告法人を対象とした宛名シールを作成できること。* *※ 未申告となっているが 部分が重複重複 削除*			【オプション】 *未申告調査を設定して、その期間に申告義務があるが~~**申告となっている**~~申告が於い法人に対して、申告勧奨通知（未申告通知書）を一括で作成できること。* *法人を選択して個別でのみ申告勧奨通知の発行もできること。* *申告勧奨通知の発送状況を管理できること。* *【オプション追加】* *通知書は想定対策に対応する、又は未申告法人を対象とした宛名シールを作成できること。* *※ 未申告となっているが 部分が重複重複 削除*
	4.2. 賦課徴収										
	4.2.1. 賦課徴収										

	機能名称			仕様書たたき台	本部プロード	要件の考え方・根拠	検討項目（論点原）	検討項目（論点原）	仕様書たたき台（修正原）	追加説明の内容	検討項目（論点原）　※2025/9/9時点	仕様書たたき台（修正原）　※2025/9/9時点
0960	5.1.1.	証明書交付		以下の証明書の発行ができること。 分割法人の場合は、本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 ・所在証明書 ・営業証明書 ・地番変更証明書	5.5.	営業証明書等の出力は、多くの事業者が対応する。但当時の要求にも多いです。ただし、法人と必須のものではないと考えており、必須機能とすべきかを確認いただいします。 （5.1.2～5.1.4.）は、本要件が必須となった場合のものです） 証明書の出力機能は帳票一覧のなかでも確認します。	【**検討事項**】 （1）本要件に記載の証明書は必須でしょうか。必須の場合は利用目的をご教示ください。 （2）必須となった場合、ただちにご記載の「分割法人の場合は、～」について、現行運用に照らして、システム処理がどのようにご回答ください。 ※全支店の台帳管理については、本仕様1.1.1.の検討項目に挙げています。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・法定ではないものの、一般的に運用されている実態を踏まえて本機能を必須として定義します。 ・本定義の実効除保なく必要という点を踏まえて、「分割法人の場合は」を削除し、市町村共単独法人であっても複数の事務所等があれば出力可能ることを要件とします。 なお、所在証明／変更証明の違いは帳票町で別途確認します。地番変更証明は、特段使用している旨の回答もなかったため、要件削除でも差し支えないと考えています。「異論あればご教示ください」 ※その他、「所在証明書」等は定義されていないことから、仕様書上の名称は「帳票発行機能」に変更します。 ※システム各事業者には、表現した帳票が届けるように内容を調整します。 **<事務局提案>** ・多くの団体で必須、一般運用されている。 ・本定点の区別に関係無く、登録内の事務所等のすべてが必要とのこと。 ・なお、KPIとは証明書発行件数の開示が求められていると聞ではない、との見事あり。	**法人向けに以下の内容を記載した書面証明書**の発行ができること。 **分割法人の場合は、**本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 **・法人名・所在・営業種目等、台帳登録情報** **・所在証明書** **・営業証明書** **・地番変更証明書**		法人向けに以下の内容を記載した書面証明書の発行ができること。 ~~分割法人の場合は、~~本店・支店の切替ができ、支店ごと、全支店の出力もできること。 ・法人名・所在・営業種目等、台帳登録情報 ~~・所在証明書~~ ~~・営業証明書~~ ~~・地番変更証明書~~
0970	5.1.2.	証明書交付チェック		証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算結了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。	5.5.	5.1.1.で営業証明書等が必須となる場合、解散法人等に証明書を出力しないための警告は必要性が高いと考えます。 なお、「警告」（=アラート）ですので、警告されるが発行は可能という設理をしています。	左記要件は必須でしょうか。左記「案件の考え方・根拠」と異なる場合、又は必須でない場合は、理由を合わせてご教示ください。 また、法人住民税でも「発行制限」（SV等での発行抑止設定）が必要なケースがあれば、教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・法定ではないものの、一般的に運用されている実態を踏まえて本機能を必須として定義します。 ・なお、E市、H市の回答から、「所在証明書」と呼んでいるものの趣旨が異なる可能性が考えられます。営業証明／所在証明とは、何を証明しているものか、を帳票町で別途確認します。 **<事務局提案>** ・必須：S・D・J市 ・E市：所在証明書ではアラート必須 ・I市：所在証明書のみの発行のため、アラート不要	**法人向けに**各**証明書**発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算結了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。		~~証明書~~各証明書発行時に、現況が事務所等なし、解散・清算結了、除却など営業が確認できない場合は警告メッセージが表示されること。
0980	5.1.3.	証明書交付記録変更		証明書の再発行ができること。	5.5.	5.1.1.で証明書の発行が必須である場合、再発行についても必須機能と考えます。	左記要件は必須でしょうか。左記「案件の考え方・根拠」と異なる場合、又は必須でない場合は、理由を合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、機能案を確定します。 【質疑応答】 ・K市：再発行とは、申請があればその都度発行可能との解釈でよいか。→ご認識のとおりでございます。	**証明書各証明書**の再発行ができること。			~~証明書~~各証明書の再発行ができること。
0990	5.1.4.	証明書交付記録変更		証明書の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。	5.5.	帳票の出力文言を、保守機能で設定することは必須と考えますが、発行時の処理の流れで文言を変更することがあるかは検討項目とします。	【**検討・検討事項**】 オンライン画面で出力する際のUIについてご回答ください。 （1）出力時に文言変更ができますか。（マスタ管理の場合は「いいえ」） （2）法人基本情報で管理している情報も文言変更ができますか。 （3）上記（1）（2）は、実務上の必要性が高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・帳票の名称等をマスタにより変更できること自体は必須と考えます。 **<事務局提案>** （1）できる（S市、G市、J市）　できない（E市、H市、K市） （2）同上 （3）必須（J市）、不要・必須ではない（S市、E市、H市、K市）　※E市：修正できる機能があると、支所では修正不可とするなど権限設定が必要。	**【必須】** **表**証明書の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。			各証書面の名称、認証文、備考等を任意に設定できること。

資料1

	機能名称		仕様書たたき台	本部プロー	要件の考え方・根拠	検討項目（論点原）	検討項目（論点原）	仕様書たたき台（修正原）	追加説明の内容	検討項目（論点原） 2025/9/9時点	仕様書たたき台（修正原） 2025/9/9時点
6. 減免											
6.1. 減免基本設定管理											
1000	6.1.1.	減免対象抽出・減免申請書作成	減免対象法人（前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人）を特定し、抽出できること。	4.8.	法人基本情報から減免対象を特定する機能は、減免管理全体の基礎となるものの必須と考えます。（EUCでのリストから等も想定） ただし、一部団体では「課税免除」等の仕組みを税条例で定めているため、仕様の策定にあたっての確認をさせてください。 ※なお、減免・課税免除の対象としているものについては、1.1.4 で法人基本情報に登録された法人を抽出する想定です。手動で登録が必要ですが、自治体の非登録法人の業務に関係無く、減免対象が設定できます。	検討項目 1 > 以下に該当の番号があれば、該当番号とる項目に記載の運用詳細（ア、イ、ウ）をご回答ください。代替運用ができるか、等を含めて必要な機能を整理します。 （1）課税免除を実施している場合 ア．システムで課税免除の運用ができているか（免除対象法人は一旦課税台帳に0円免額処理をするなどの運用か、それとも個別に減免処理するか） イ．システムとて、法人区分又は減免区分をもとに免除対象を設定して、そこへは申告書を送付しない（一般社団法人等だけ送付する）ような制御ができているか。 ウ．システムとて、免除対象は未申告状態で残らないか、どのような状態となっているか。 （2）課税免除を実施していない（減免）の場合 ア．システムで減免対象の法人区分をパラメタ等で設定できるか、あるいは「減免区分」を法人区分とは別に管理しており、それで判断しているか（特に、一般社団法人等を減免対象とする場合）。 →1.1.4.の検討項目で確認した最終と同じです。 （3）初回申請の受理し、以後は課税免除とする場合 ア．前年度申請があった法人のみを抽出したり、自動で減免するなどの特別な機能を利用していますか（申請がある場合の減免処理と、まめられる機能は同一でしょうか）。。 （4）上記の①②③にあてはまらない場合 ア．制度、業務内容、システム処理の詳細を教えてください。 **<相談事項1>** 普通法人の「事務所等なし」・解散中の場合に減免申請書を受領する団体の場合、当該普通法人の減免をどのように処理しているか。（一点に該当があればご回答（ください）。 ①減免申請書を提出しない場合の対応 ②減免申告で税額欄の金額の入力で、更正処理ので税額して均等割月数の計入力できる等） ③減免申告処理はせず決定処理で減額分を入力する ④均等割減免を入力する（前項は無い想定） ※運用を確認し、一般に想定される申告・減免入力機能で運用できるかを確認させて頂きます。代替運用の場合、統計上の不備があるなどのご意見を合わせてお願いします。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。						減免対象法人（前年度減免した法人、法人基本情報にて「減免・課税免除」と登録した法人）を特定し、抽出できること。
1010	6.1.2.		減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。 個別での作成もできること。	4.8.	本機能要件2.1.4 で均等割法人については申告書作成機能を定義しています。ただし、減免対象法人は申請書を同時するなどを処理すると想定されるため、機能を分けています。 これらの機能が必須の要件として、検討項目の内容を確認します。	**<相談事項>** 現行の運用上、均等割申告書の作成時に減免対象法人についての該当選用を①～③でご回答ください。（減免対象法人にの法人は申請書を同時するなどを処理すると想定されるため、減免対象でない場合は納付書を同封する、などの違いがシステム機能に影響するかを整理するため） 1)分けて作成（減免対象分には納付書は送付している） 2)分けて作成（減免対象分には納付書を送付していない） 3)分けずに作成（減免対象分は作成後に引き抜く） また、分けて作成できるがしていない、などあれば理由を合わせてご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・構成団体間の運用差異は見られないことから、仕様書たたき台の基本案を確定します。 **<事務局提案>** ・回答団体の多くが①　※均等割減免法人を分けて作成（減免対象分にも納付書は送付している） ・K市：③				減免対象法人に対して、均等割申告書及び納付書を一括で作成できること。 個別での作成もできること。
1020	6.1.3.		減免対象法人に対して、減免申請書を一括出力できること。	4.8.	減免申請書の作成機能を用いている場合、運用上も利用していますか。 （1）減免申請書に発生等が出力される場合、対入エスのリストをもると考えます。本機能は業務上必須のものでしょうか。 （3）（必須とする場合）多くの団体ではPDFに申請書を載せています。再送の必要性は低いと考えるもの（一括出力）が文義しています。個別出力機能は必須でしょうか。必須とする場合は理由を教えてください。（例　インターネットが利用できない団体が実際にある等） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・実装していようとしても、使用有無は自治体により異なると想定されます。 ・現在実装しているパッケージシステムもあり、実装している自治体もあることから、本機能はオプションとして整理します。 **<事務局提案>** ・B市、D市、E市、G市、H市、K市は不要 ・F市、J市は、機能はないがニーズありとのこと。（J市は要望中）	*【オプション機能】* *減免対象法人に対して、減免申請書を一括出力できること。*	**<追加説明事項>** ・APPLICは同じように、「全ての減免対象法人に申請書が必要なわけではないため、”一括”出力は不要。個別で良い」との意見がありました。 ・個に個別出力のみの機能であれば、そもそも機能として不要であると考えます。（プレプリントしたお知らせ申請書で送付されたり、 ・申請書を送付すること自体が選用がかかるためオプション機能としていますが、個に一括でなく”個別”出力でもってもオプション機能としては必要という意見があれば、理由とともにご回答ください。	<追加説明結果> ・減免申請書の個別出力については、ほとんどの構成員がオプション機能としても不要としています。 ・また、一括出力は可、J市から要望がありますが、その他の構成員の意見のとおりにプレプリントしたお知らせ等とする考えもあるため、必須要件とはせず、機能案件からは削除する案をご提示します。	【利用】 **減免対象法人に対して、減免申請書を一括出力できること。**
1030	6.1.4.	減免情報管理	対象法人の減免内容を登録し、減免決議書が出力できること。減免登録の修正、削除もできること。	4.11.	各自治体が定める減免対象法人への減免処理は必須であり、システム管理の必要と考えます。また、決裁に必要な構築出力、株式会社等の普通法人への減免の取扱いは確認を行います。	**<相談事項>** （1）減免決議書はシステム帳票を利用されていますか。（必須構築でしょうか） （2）6.1.1.の「確認事項2」で、均等割申告法人以外の減免がある場合、減免決議書や通知書はシステムとて作成されていますか。 （3）減免の登録処理は、法人ごとの処理のみですか。（対象法人を一括選択して処理する、などの運用はされていますか、あるいは必須ですか。）	**<事務局見解>** ・減免決議は、内部帳票であり、自治体間の利用有無が分かれるものであることから、オプション機能と整理します。 *【オプション機能】* *減免決議書が出力できること。*	対象法人の減免内容を登録できること。減免登録の修正、削除もできること。 **減免決議書が出力できること。**	ご意見を踏まえて、減免決議書は減免決定通知書と対になるものであるため、必須機能として定義しました。	対象法人の減免内容を登録できること。減免登録の修正、削除もできること。 **減免決議書が出力できること。**
1040	6.1.5.		減免不許可の情報についても管理できること。	4.12.	条例上、減免不許可・不所可認定の制度を有している（不許可通知書を送付している）ケースを想定しています。ただし、不許可情報を管理する機能は、対象者が少なく費用対効果が見込めない可能性があるため、要件の必要性を確認いただいています。	**<相談事項>** （1）減免不許可の制度を用いていますか。 （2）制度がある場合、 ア．システムとて不許可フラグがありますか。（メモ管理でしょうか） イ．不許可フラグがある場合、不許可通知書の出力ができますか。（Excelexcel等でしょうか） ウ．システムで対応する必要性（対象者数、業務の優先性）は高いですか。理由を合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・減免不許可通知書を出力するケースは多くなく、構成員からもシステム出力は不要という意見が多いことから、本要件は削除します。	~~減免不許可の情報についても管理できること。~~		【利用】 ~~減免不許可の情報についても管理できること。~~
1050	6.1.6.	減免決定通知書発行	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。	4.11.	減免対象者への減免にも対、金額等を通知する必要があるため、本機能は必須と考えます。また、減免入力、あるいは決議後のタイミングで個別出力する想定です。	要件、要件の考え方が問題ないかをご確認ください。（要件の考え方に ある「個別出力」というふるもご確認ください） ※均等割申告書の減免は外は、6.1.1.で確認します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<追加説明事項>** ・減免決定通知書はシステム出力が必須でしょうか（減免決議書等はオプションとしているため）。		**<追加説明事項>** ・減免決定通知書はシステム出力が必須でしょうか（減免決議書等はオプションとしているため）。	必須要件で確定します。	減免決定者に対し、減免決定通知書を出力できること。
7. 賦課処理・統計資料作成											
7.1. 賦課処理											
1060	7.1.1.	課定処理	申告情報をもとに課定額を確定し、課定処理を行えること。 ~~申告時に各種区分を設定し自動で収納システムへ自動連携されること。~~ ~~収納連携プラットフォームの開発状況とは異なりますが、申告、更正決定、減免のいずれにも適用するための基礎的要件として定義しています。~~ ※地方ラは申告／更正決定／減免のいずれかがあるため。 なお、課定が収納システムに連携される「タイミング」は業務運用、システム仕様がかかわるため確認が必要と考えます。	5.1.	課定機能は収入を確定させるために必須機能と考えます。 （前提事項） ・地域情報プラットフォームの開発状況とは異なりますが、申告、更正決定、減免のいずれにも適用するための基礎的要件として定義しています。 ※地方ラは申告／更正決定／減免のいずれかがあるため。 なお、課定が収納システムに連携される「タイミング」は業務運用、システム仕様がかかわるため確認が必要と考えます。	現行のシステム仕様・運用を前提に以下をご回答ください。 **<相談事項>** ・現行の課定データの収納システムへの連携頻度を教えてください。 ア．申告書の課定　　即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） イ．更正決定・減免課定　　即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） （2）随時反映の場合、システムとてのような処理をしていますか（画面で申告一覧をもとに選択して反映、など）。 （3）即時・随時反映以外の場合、収納システム宛日分の納税証明書を要望されるケースはどのように対応していますか。（Excel で作成、など） （4）相互事項（1）イで、更正決定の課定反映が月次一括の場合、課定まで更正決定の情報は課税台帳に反映されませんか。 （5）以上を踏まえて、望ましいと考える課定データの連携を教えてください。 ア．申告書の課定　　即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） イ．更正決定・減免課定　　即時／日次一括／月次一括／随時（職員任意） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・課定の連携頻度は、自治体により大きく「即時」「月次一括」に分かれることを確認しました。 ・D市意見のとおり、自治体で選択できるとのが、幅広い自治体の運用に合わせるのは望ましいと考えます。ただし、更正決定、減免については通知日をもとに処理するケースを想定して、月次を基本としつつ即時処理をオプションとします。 ・以上から、機能案をエのとおり修正します。 【修正機能案：必須機能】 申告情報をもとに課定額を確定し、課定処理を行えること。 申告時に各種区分を設定し、設定により、即時・月次が選択できること。 更正決定処理、減免処理に係る課定は月次で収納システムに反映できること。 【修正機能案：オプション】 更正決定処理、減免処理に係る課定を、設定により、即時・月次が選択できること。	**【修正理由案：必須理由】** 申告情報をもとに課定額を確定し、課定処理を行えること。 申告時に係る設定は、**設定により、即時・月次が選択できること。** 更正決定処理、減免処理に係る課定は月次で収納システムに反映できること。 ***【修正理由案：オプション】*** ***更正決定処理、減免処理に係る課定を、設定により、即時・月次が選択できること。***	**<追加説明事項>** ・APPLICは同じように、以下の意見がありました。本件、法人ごとの事前確認結果としては、以下のとおりと設定しています。 ・APPLICは年の意見を踏まえると、課定・収納連携のタイミングは団体意思というよりパッケージ性様に合わる形になると想定されますが、APPLICは7月意見のく理由3-1・2に対して、受け入れしべきかかな、その理由をご説明願います。 **自治入IITの見解（回）** ・自治体課題・相関設定等は団体によって異なることもあり、本来的には標準システムとしてどちらのパターンにも対応できることが望ましい ・更正／減免処理は月次でけりケースが最も多いことから、基本的には月次処理（入力の度に課定反映されることは想定していない） ~~~

機能名称				仕様提たたき台	本様式コード	提件の考え方・根拠	検討項目（論点原）	検討項目（論点原）	仕様提たたき台（修正原）	追加検討の内容	検討項目（論点原）　※2025/9/9時点	仕様提たたき台（修正原）　※2025/9/9時点
1190		2.2.2.	固定シミュレーション	年度末の固定資産をもとに固定シミュレーションができること。シミュレーションの結果としての法人税額・地方法人税・法人事業税データを一覧化できること。	D-1	固定シミュレーションを行う機能です。税額の機能一覧に記載がありますが、この機能の運用有無、要否、機能詳細について明記させてください。	**<検討事項>** （1）現行システムに本機能は実装されていますか。 （2）本機能が実装されている場合、 ア．現在使用していますか。 イ．使用している場合、様々な経済条件等を設定してシミュレーションができますか。 ウ．使用していない場合、使用しない理由を教えてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・多くの提体が不要と回答しており、原則不要と想定します。 一部の二回答に対について、運用上必要と考えられる場合は、オプション機能化するかを検討します。				【利用】 ~~年度末の固定資産をもとに固定シミュレーションができること。シミュレーションの結果としての法人税額・地方法人税・法人事業税データを一覧化できること。~~

	機能名称			仕様書たたき台	本稿フロー	案件の考え方・根拠	検討項目（論点原）	検討項目（論点原）	仕様書たたき台（修正原）	追加説明の内容	検討項目（論点原） 第2025/9/9時点	仕様書たたき台（修正原） 第2025/9/9時点
	7.3. 文付税・課税状況関係											
1200		7.3.1.	各種統計資料作成	交付税関係資料の作成ができること。（全国統一様式含む） 【交付税資料１】 ・法人税割に関する額（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する該付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・地域環境に関する額（第1表分明細） ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 【交付税資料２】 ・法人税割に関する額（第2表）、調定額に関する該付表4・・・5月及び6月作成 ・地域環境に関する額（第2表分明細） ・法人税割に関する額・・・8月～11月の各月作成 【報告資料】※交付税資料１をもとに作成 ・市町村税税法人税割の調定経緯に関する該 ・市町村税税法人税割額の高額納税義務者に関する該 ・法人住民税高額納税法人之は100社一覧表 ・市町村税税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する該 ・市町村税税法人税割額徴収法人一覧 ・法人住民税の調定額に関する該 ・徴収猶予もしくは法人に関する該 ・外税控除をした法人に関する該 ・法人税割額控除徴収猶予該 ・法人税割額控除徴収猶予額 （その他）※不明一覧対応 ・不明一覧税調査決定額（不明一覧税市町村） ・不明一覧税市調査結果の明細（不明一覧税市町村）	7.1.	交付税資料の出力は必須ですが、統一様式以外は出力要否が分かりかねると考えています。帳票一覧でも確認します。 なお、対応者を確認すると、各自治体、各社で「交付税資料」の範囲が異なると見受けられます。 もっとも規模が多い市を参考に、町立の「法人税割額控除減税権自題」「法人税税額自別計額減税権自題」を追加してたたき台を作成しました。 その帳票が必要か、過不足があるか、等についてご教示ください。	**<検討項目>** 1次、2次と参考にしたたき台について、以下の①～⑤で整理しました。以下の交付税資料で必須となる帳票をご教示ください。不足があればおやすくご教示ください。 ①地方できるが利用していない、内部不明、EDCで対応可なども合わせてご教示ください。 **【交付税資料１】** ①法人税割に関する額（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する該付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ②地域環境に関する額（第1表分明細） ③資本金別集計表・・・6月及び12月作成 **【交付税資料２】** ④法人税割に関する額（第2表）、調定額に関する該付表4・・・5月及び6月作成 ⑤地域環境に関する額（第2表分明細） ⑥法人税割に関する額・・・8月～11月の各月作成 **【報告資料：東京付税資料１をもとに作成** ⑦市町村税税法人税割の調定経緯に関する該 ⑧市町村税税法人税割額の高額納税義務者に関する該 ⑨法人住民税高額納税法人之は100社一覧表 ⑩市町村税税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する該 ⑪法人住民税の調定額に関する該 ⑫徴収猶予もしくは法人に関する該 ⑬外税控除をした法人に関する該 ⑭法人税割額控除徴収猶予該 **【その他：東京都一覧関係**　※不要と考えるため、仕様たたき台にも記載しておりません。 ⑮不明一覧税調査決定額 ⑯不明一覧税調査決定額の明細	**<修正原見直案>** ・案件を仮確定したとて、帳票数で、各関係のどんな情報の集約が必要かを整理します。 ・なお、現時点でEDCの「集計データ」の出力で足りる（帳票様式自体は不要）ものはご指摘ください。	交付税関係資料の作成ができること。（全国統一様式含む） 【交付税資料１】 ・法人税割に関する額（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する該付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・地域環境に関する額（第1表分明細） ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 【交付税資料２】 ・法人税割に関する額（第2表）、調定額に関する該付表4・・・5月及び6月作成 ・地域環境に関する額（第2表分明細） ・法人税割に関する額・・・8月～11月の各月作成 【報告資料】※交付税資料１をもとに作成 ・市町村税税法人税割の調定経緯に関する該 ・市町村税税法人税割額の高額納税義務者に関する該 ・法人住民税高額納税法人之は100社一覧表 ・市町村税税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する該 ・市町村税税法人税割額徴収法人一覧 ・法人住民税の調定額に関する該 ・徴収猶予もしくは法人に関する該 ・外税控除をした法人に関する該 ・法人税割額控除徴収猶予該 ・法人税割額控除徴収猶予額 （その他）※不明一覧対応 ・不明一覧税調査決定額（不明一覧税市町村） ・不明一覧税市調査結果の明細（不明一覧税市町村）			交付税関係資料の作成ができること。（全国統一様式含む） 【交付税資料１】 ・法人税割に関する該（第1表、付表1、付表2）、調定額に関する該付表3、比較項目別納税者一覧・・・7月及び12月～4月の各月作成 ・地域環境に関する額（第1表分明細） ・資本金別集計表・・・6月及び12月作成 【交付税資料２】 ・法人税割に関する該（第2表）、調定額に関する該付表4・・・5月及び6月作成 ・地域環境に関する額（第2表分明細） ・法人税割に関する額・・・8月～11月の各月作成 【報告資料】※交付税資料１をもとに作成 ・市町村税税法人税割の調定経緯に関する該 ・市町村税税法人税割額の高額納税義務者に関する該 ・法人住民税高額納税法人之は100社一覧表 ・市町村税税法人税割額の変動の大きい税義務者に関する該 ・市町村税税法人税割額徴収法人一覧 ・法人住民税の調定額に関する該 ・徴収猶予もしくは法人に関する該 ・外税控除をした法人に関する該 ・法人税割額控除徴収猶予該 ・法人税割額控除徴収猶予額 （その他）※不明一覧対応 ・不明一覧税調査決定額（不明一覧税市町村） ・不明一覧税市調査結果の明細（不明一覧税市町村）
1210		7.3.2.		課税状況関の集計表を作成できること。（全国統一様式） ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する該 ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する該（総括表） ・第1表明細 　・建設関係（その１・３） 　・建設関係（その２） 　・均等割のみの納税義務法人の明細 　・法人均等割に関する該＜（関金表１２） 　・新設・廃止・区分変更表（関金表１２） 　・段立一覧 　・税納転一覧 　・異動一覧 ・第2表　市町村民税の法人税割額の該 ・第2表　市町村民税の法人均等割に関する該（総括表） ・第2表明細 　・内訳表 　・外国税額・仮算経理控除一覧 　・本社分一覧 　・ロ2.欠損金一覧 　・ロ3.欠損金一覧 　・非申告法人一覧 　・廃止後に申告書提出一覧 　・事業年度超金一覧 　・その他一覧の出力機能 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該（総括表） ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該 ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該（総括表）	No.7.1.2.4.6	課税状況関の各帳式出力は必須と考えます。帳票一覧でも確認します。 第1～4表の課税状況関〜は必須と考えますが、その他でもっとも詳細な記載をしていると思われる帳票の関連を確認仮定して、どのような明細が必要かと思案します。 たたき台はは下をもとに整理しています。 【第1表明細】（年比参考） ・建設関係（その１・３） ・建設関係（その２） ・均等割のみの納税義務法人の明細 ・法人均等割に関する該＜（関金表12） ・新設・廃止・区分変更表（関金表12） ・段立一覧 ・税納転一覧 ・異動一覧 【第1表明細】（年比参考） ・段立一覧 ・税納転一覧 ・異動一覧 【第2表明細】（年比参考） ・内訳表 ・外国税額・仮算経理控除一覧 ・本社分一覧 ・ロ2.欠損金一覧 ・ロ3.欠損金一覧 ・非申告法人一覧 ・廃止後に申告書提出一覧 ・事業年度超金一覧 ・その他一覧の出力機能	**<検討項目>** ・見直し、たたき台に記載した第1表・第2表明細について、以下に整理しましたので必要な帳票をご教示ください。不足があればご教示ください。 ①地方できるが利用していない、内部不明、EDCで対応可なども合わせてご教示ください。 **【第1表明細】** ①建設関係（その１・３） ②建設関係（その２） ③均等割のみの納税義務法人の明細 ④法人均等割に関する該＜（関金表12） ⑤新設・廃止・区分変更表（関金表12） ⑥段立一覧 ⑦税納転一覧 ⑧異動一覧 **【第2表明細】** ⑨内訳表 ⑩外国税額・仮算経理控除一覧 ⑪本社分一覧 ⑫ロ2.欠損金一覧 ⑬ロ3.欠損金一覧 ⑭非申告法人一覧 ⑮廃止後に申告書提出一覧 ⑯事業年度超金一覧 ⑰その他一覧の出力機能	**<修正原見直案>** ・見直し、たたき台に記載した第1表・第2表明細について、以下に整理しましたので必要な帳票をご教示ください。不足があればご教示ください。 **<帳票明細見直案>** ①地方できるが利用していない、内部不明、EDCで対応可なども合わせてご教示ください。 ・なお、現時点でEDCの「集計データ」の出力で足りる（帳票様式自体は不要）ものはご指摘ください。 **<帳票明細見直案>** ①地方できるが利用していない、内部不明、EDCで対応可なども合わせてご教示ください。 ・なお、現時点でEDCの「集計データ」の出力で足りる（帳票様式自体は不要）ものはご指摘ください。 **<帳票明細見直案>** ①建設関係（その１・３） ・建設関係（その２） ・均等割のみの納税義務法人の明細 ・法人均等割に関する該＜（関金表１２） ・新設・廃止・区分変更表（関金表１２） ・段立一覧 ・税納転一覧 ・異動一覧 ・第2表　市町村民税の法人税割額の該 ・第2表　市町村民税等の納税義務者等に関する該（総括表） ・第2表明細 ・内訳表 ・外国税額・仮算経理控除一覧 ・本社分一覧 ・ロ2.欠損金一覧 ・ロ3.欠損金一覧 ・非申告法人一覧 ・廃止後に申告書提出一覧 ・事業年度超金一覧 ・その他一覧の出力機能 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該（総括表） ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該 ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該（総括表）			課税状況関の集計表を作成できること。（全国統一様式） ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する該 ・第1表　市町村民税等の納税義務者等に関する該（総括表） ・第1表明細 　・建設関係（その１・３） 　・建設関係（その２） 　・均等割のみの納税義務法人の明細 　・法人均等割に関する該＜（関金表１２） 　・新設・廃止・区分変更表（関金表１２） 　・段立一覧 　・税納転一覧 　・異動一覧 ・第2表　市町村民税の法人税割額の該 ・第2表　市町村民税の法人均等割に関する該（総括表） ・第2表明細 　・内訳表 　・外国税額・仮算経理控除一覧 　・本社分一覧 　・ロ2.欠損金一覧 　・ロ3.欠損金一覧 　・非申告法人一覧 　・廃止後に申告書提出一覧 　・事業年度超金一覧 　・その他一覧の出力機能 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該 ・第4表　市町村民税の法人均等割に関する該（総括表） ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該 ・第4表　市町村民税の法人税割の分割法人に関する該（総括表）
	7.4. 汎用データ抽出（EDC）											
1220		7.4.1.	EDC	EDC機能（汎用のデータ抽出機能）を用いること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出ができること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができて、保存した条件でデータ抽出ができること。	4.6.	特に統計や内部帳票などで対応しきれない情報を扱うことなどから、EDCにより任意にデータを抽出できる機能は必須と考えます。 また、各システムのテーブル構造に関からず本機にデータ抽出できること、内部帳票の代替として使用するために使用頻度が高いものを登録する必要があることから、「テーブル結合」「条件保存」も必須要件としています。	記載の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、案件案を確定します。 ※地方税共同機構様ご指摘の点については、原則としてシステム管理項目であるため抽出対象にはなります。					ISO機能（汎用のデータ抽出機能）を用いること。 ・任意の抽出条件を指定し、条件に該当するデータを抽出できること。 ・テーブル結合によるデータ抽出ができること。 ・抽出結果は、CSVなど加工可能なデータ形式で出力できること。 ・任意の抽出条件を保存することができて、保存した条件でデータ抽出ができること。
	8. システム共通											
	8.1. 検索											
1230		8.1.1.	検索照会	法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。		基本情報、課税情報の検索照会機能です。課税台帳では一覧で表示され個別単各内容を確認できる機能まで含めて必須と考えています。 なお、「社が検索結果→同一法人の設定の機能を実装しています。これについて、機能の必要性を確認させてください。 ①同一法人の設定を、主となる法人で指定して行う機能 ②同一法人の設定を、登録済の法人一覧から選択して行う機能 ③同一法人リストを出力する機能 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。 ※7台の延長を、選付加案全の計画は、収納対で定義する想定です。	**<追加説明要求>** ・（２）同一法人の絞づけ機能、について、利用するシーンを確認させてください。 1. 同一法人を直接登録してしまった場合に、1.1.5 の「台帳検索」（課税情報が分い場合）があれば、事実上は利用するシーンはありませんか？（法人住民税システムの機能として必要ではない） 2. 上記の場合でも、後人住民税「特徴事業所」など、他税目で利用している法人間をと一致させることが望ましいため、同一法人管理は必須（関名管理システムとしての必須機能） **<事務局見直>** （１）検索・照会機能は、異論なしとして案件案を確定します。 （２）同一法人の絞づけ機能は、多くの自体が必要としていますが、上記追加確認事項を確認した上で用途を明確化します。（下記、必須要件案） 【同一法人管理機能（案）】 ・該当の法人を検索して、同一法人の登録ができること。 ・同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。	法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。 **【追加必要説明】** （同一法人管理機能：案） ・同一法人を直接登録してしまった場合に、同一法人の登録ができること。 ・同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。	**<追加説明要求>** ・（２）同一法人の絞づけ機能、について、利用するシーンを確認させてください。 ・同一法人を直接登録してしまった場合に、1.1.5 の「台帳検索」（課税情報が分い場合）があれば、事実上は利用するシーンはありませんか？（法人住民税システムの機能として必要ではない） ・上記の場合でも、後人住民税「特徴事業所」など、他税目で利用している法人間をと一致させることが望ましいため、同一法人管理は必須ですか？（関名管理システムとしての必須機能） **<事務局見直>** **・**<u>**同一法人の絞づけ機能は、同一法人の登録ができること。**</u> **・**<u>**同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。**</u> **・**<u>**地方税共同機構システムとの関係を定義する。**</u>	・台帳画面は利用しない機従員が多いです。 ・本件、地方税システムの案件ですが、今回の標準仕様では税名管理システムが前提ないため、法人税名機能は法人ID で確認します。 ・同一法人の管理機能は必須として定義し、関名管理システムでの実装を可とする旨を申し送ります。 【追加必要件】 **・**<u>**税名の法人を検索して、同一法人の登録ができること。**</u> **・**<u>**同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。**</u> **・**<u>**地方税共同機構システムとの関係を定義する。**</u>	法人台帳情報、課税台帳情報を検索・照会できること。 ・法人台帳情報は、異動履歴を含めて照会できること。 ・課税台帳情報は、照会した法人について一覧表示が可能であり、一覧から個別の課税情報へ展開できること。 【追加必要件】 **・**<u>**税名の法人を検索して、同一法人の登録ができること。**</u> **・**<u>**同一法人の登録をした法人をリスト等で確認できること。**</u> **・**<u>**地方税共同機構システムとの関係を定義する。**</u>
1240		8.1.2.	検索条件	法人名（カナ・漢字・アルファベット）、法人番号、法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者ID での検索ができること。 清音も検索、あいまい検索ができること。		検索機能です。使用頻度も高く必須です。 なお、検索項目が必要十分か、特の「法人番号」、「ID」の「決算月、申告月」の妥当について、確認いただいて。	**<検討事項>** ・各前提認証案を提示まして、仕様たたき台の検索項目を以下の様に整理します。 一覧表（カナ・漢字・アルファベット）、法人番号、**決算月**、法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者ID **<申告情報見直>** ①法人名　　8桁、8桁、6桁、6桁、8桁、J桁 ②法人番号　　13桁 ③法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）　　8桁、8桁、6桁、6桁、8桁、J桁 ④法人番号（マイナンバー法に定める法人番号） ⑤決算月　　6桁、8桁、J桁 ⑥申告月　　6桁、8桁、J桁 ⑦eLTAX利用者ID ⑧代表者氏名　※8.1.5 に規定 ⑨その他（　　）	法人名（カナ・漢字・アルファベット）、法人番号、**決算月**、法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者ID での検索ができること。 清音も検索、あいまい検索ができること。 **<申告情報見直>** ①法人名　　8桁、8桁、6桁、6桁、8桁、J桁 ②法人番号　　13桁 ③法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）　　8桁、8桁、6桁、6桁、8桁、J桁 ④法人番号（マイナンバー法に定める法人番号） ⑤決算月　　6桁、8桁、J桁 ⑥申告月　　6桁、8桁、J桁 ⑦eLTAX利用者ID　　6桁、6桁、8桁、J桁 ⑧代表者氏名　　8桁、J桁 ⑨その他（eLTAX利用者ID　一連加工要見 --- **<APPLICATION見直>** 【修正案】 ・検索項目から以下の項目を削除していただきたい。 ・所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者ID 【理由】 ・利用機会がない、または利用頻度が低いと想定されるため。	<追加説明要求> ・APPLICATION上は、以下のとおり修正案見がありました。 ・事前確認事項で確認させていただいた項目と重複しますが、改めて下記項目について、検索条件として必要か確認させてください。 ①　所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店 ②　決算月 ③　申告月 ④eLTAX利用者ID --- **<APPLICATION見直>** ・APPLICATIONは、以下のとおり修正案見がありました。 ・事前確認事項で確認させていただいた項目と重複しますが、改めて下記項目について、検索条件として必要か確認させてください。 ①　所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店 ②　決算月 ③　申告月 ④eLTAX利用者ID	<追加確認> 必須項目としたものについて、 ①所在地（本店・支店）・・・C＆XLT形 ②決算月・・・6桁 ③申告月・・・6形 ④eLTAX利用者ID・・・6.X形 ※①所在地・・・必須として残します。 ※②決算月・・・電話等問合せ時に使うケースは少ないと考えます。どのようなときに利用されますか。 ※③申告月・・・法人検索では利用頻度が低いと考えます。 ※④eLTAX利用者ID・・・11.1.5 で追加修正しています。それの結果一致づけ実施します。 ・なお、上記はすべて法人番号の管理が完成されたれば須機能ではなくなる可能性があると、事務局案にしたいと考えます。	法人名（カナ・漢字・アルファベット）、法人番号、法人管理番号、所在地（本店（所在地が管轄外も含む）・支店）、決算月、申告月、eLTAX利用者ID での検索ができること。 清音も検索、あいまい検索ができること。 *[オプション]* ・***決算月*** ・***申告月*** ・***eLTAX利用者ID***

資料1

	機能名称		仕様提たたき台	本部プローブ	案件の号九冷・概要	検討項目（論点案）	検討項目（論点案）	仕様提たたき台（修正案）	追加提案の内容	検討項目（論点案） 2025/9/9時点	仕様提たたき台（修正案） 2025/9/9時点
1250	8.1.3.		事名検索ができること。 ・「商（名称「○○商店」かつ住所が「A県B市」など）」		検索効率の向上に資するものですが、利用頻度や必要性を確認させてください。	**<検討事項>** （1）複合検索は現行システムでも実装されていますが、 （2）実装されている場合、利用頻度は高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・必須とは言えないが、検索効率の向上に寄与する機能との回答が見受けられます。 ・本機能は、オプション機能として整理する想定です。	*【オプション提案】* *複合検索ができること。* *（（例）名称「○○商店」かつ住所が「A県B市」など））*			*【オプション提案】* *複合検索ができること。* *（（例）名称「○○商店」かつ住所が「A県B市」など））*
1260	8.1.4.		検索履歴を保持し、検索履歴から検索ができること。		検索効率の向上に資するものですが、利用頻度や必要性を確認させてください。	**<検討事項>** （1）検索履歴からの検索は現行システムでも実装されていますが、 （2）実装されている場合、利用頻度は高いですか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・各現場員、利用頻度は高いという回答でしたので、本件必須機能として定義します。				検索履歴を保持し、検索履歴から検索ができること。
1270	8.1.5.		法人代表者氏名での検索ができること。		代表者氏名での検索は、1.1.1 で代表者を台帳登録している前提の機能です。	※8.1.2 で確認します。	**<事務局見解>** ・8.1.2 で確認したとおり、不要要件として削除します。	~~法人代表者氏名での検索ができること。~~			~~【利用】~~ ~~法人代表者氏名での検索ができること。~~
1280	8.1.6.		宿泊法人名、宿泊所での検索ができること。 各便宜法人名でも検索できること。		変更前の法人名で設定するときなど、宿泊法人名での検索は一定想定されると思いますので、必須機能と想定しています。 なお、宿泊所選択は「宿泊所」での検索については必須性を確認させてください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<検討事項>** ・宿泊所での検索は必要でしょうか。理由・想定シーンを合わせてご回答ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・宿泊所での検索は不要として、削除します。	宿泊法人名、~~宿泊所~~での検索ができること。 各便宜法人名でも検索できること。	**<追加提案理由>** ・APIL仕様下より、宿泊人名・各便宜法人名による検索は利用機会が少ないことからオプションとすべきとの見方がありました。 ・宿泊法人名・各便宜法人名による検索について、必須とすべき方否定について、各現場の意見を伺いたいと思います。必須とした場合、確認についてもご教示いただきたいと思います。	宿泊法人名・各便宜法人名の検索要件 ・必須・・・B.1型 ・オプション・不要・・・C.D.E.F.G.H.J.K型 **変更していないパッケージへの実装を要求するものではありません。** データ移行の観点等既存にもならないと考えられるため、オプション機能として定義します。	*【オプション】* *宿泊法人名での検索ができること。各便宜法人名でも検索できること。*
	8.2. 金銭出力										
1290	8.2.1.	法人表引簿作成	法人表引簿（一覧表）を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。 法人表引簿には、法人基本情報（法人管理番号、法人名、住所、郵便区分、決算期、法人区分など）を出力できること。 ・組織区分、法人区分、分類区分、業種区分、相等料号等の区分を指定可能なこと。 ・指定、範囲、単独を実現し、業務所等とは、報酬、除認等の区分区分を指定できること。 ・最新年月日で範囲指定ができること。 ・連結、経者法人等の各種条件を指定できること。		法人表引簿は、多くの団体が要求、事業者も実装しています。各種条件を指定して出力することは必須機能と考えます。 なお、一覧出力する目的を詳細まで、どのような情報、抽出条件が必要かについて、検討項目としています。 ※たたき台は、本引簿に出力する情報として、対比表から高速化に求めていると考えられる法人基本情報の表現的情報を記載しています。抽出条件は、「FIDの「最動年月日」での範囲指定、様々な区分（組織・法人・分類・業種・相等料号等）、連結・経者など個別に抽出して管理するケースが考えられるため、現況区分を記載しています。 ※法人表引簿は、多くの事業者が実装しているとは考えます。業務上はあまり頻繁に利用しないと想定しています。 ※法人表引簿は、多くの団体が要求、事業者が実装しています。現金時などに参照するケースがあるため必須機能と想定しています。 なお、詳細な作成機能、抽出条件は検討項目とします。（「住」「住」条件を記載しています）	**<検討事項>** （1）法人表引簿は利用されていますか。どのような目的で利用しているかもご教示ください。 （2）（必須の場合）法人表引簿の利用目的を踏まえて、出力データ情報に過不足がないかご教示ください。（「など」と、利用されている情報以外は何ないか、という意図です） （3）様々な抽出条件を記載していますが、必要な条件設定に過不足がないかご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・法人表引簿は、多くの団体が利用していない（又は試で問題ない）ため、不要機能として整理しました。	~~法人表引簿（一覧表）を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。~~ ~~法人表引簿には、法人基本情報（法人管理番号、法人名、住所、郵便区分、決算期、法人区分など）を出力できること。~~ ~~・組織区分、法人区分、分類区分、業種区分、相等料号等の区分を指定可能なこと。~~ ~~・指定、範囲、単独を実現し、業務所等とは、報酬、除認等の区分区分を指定できること。~~ ~~・最新年月日で範囲指定ができること。~~ ~~・連結、経者法人等の各種条件を指定できること。~~		~~【利用】~~ ~~法人表引簿（一覧表）を出力できること。法人管理番号で範囲指定ができ、法人名五十音順で出力できること。~~ ~~法人表引簿には、法人基本情報（法人管理番号、法人名、住所、郵便区分、決算期、法人区分など）を出力できること。~~ ~~・組織区分、法人区分、分類区分、業種区分、相等料号等の区分を指定可能なこと。~~ ~~・指定、範囲、単独を実現し、業務所等とは、報酬、除認等の区分区分を指定できること。~~ ~~・最新年月日で範囲指定ができること。~~ ~~・連結、経者法人等の各種条件を指定できること。~~
1300	8.2.2.	申告表引簿作成	申告表データが一覧化されたり申告表引簿が出力できること。		申告データが一覧化されたり申告表引簿が出力できること。	**<検討事項>** ななどの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・FIDの「申告」は、専用の帳票は必要ないと判断しました。 ・なお、「申告」は、FIDの「課税所金」に関しては、8.1.1 の機能で対応可能と判断しております。	~~申告データが一覧化されたり申告表引簿が出力できること。~~			~~【利用】~~ ~~申告データが一覧化されたり申告表引簿が出力できること。~~
1310	8.2.3.	法人台帳出力	法人ごとの基本情報（法人台帳）を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ名名、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		台帳出力です。多くの団体が要求、事業者が実装しています。現金時などに参照するケースがあるため必須機能と想定しています。 なお、詳細な作成機能、抽出条件は検討項目とします。（「住」「住」条件を記載しています）	**<検討事項>** （1）作成は、基本的に一括作成ですか。（法人台帳を個別出力するケースはあるリレか） （2）抽出条件は、たたき台の「カナ名名」「法人管理番号」範囲指定のみで問題ありませんか。過不足がある場合は理由も合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・キー情報として法人番号の利用を促進していく趨勢等からも、FIDの「法人番号」による範囲指定を追加します。 ・なお、FIDの詳細な条件指定は、EUCでの対応も可能なことから、必須要件とまではしない想定です。	法人ごとの基本情報（法人台帳）を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ名名、**法人番号**、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		法人ごとの基本情報（法人台帳）を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、カナ名名、法人番号、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。
1320	8.2.4.	課税台帳出力	法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、開定年月、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		台帳出力です。多くの団体が要求、事業者が実装しています。現金時などに参照するケースがあるため必須機能と想定しています。 なお、詳細な作成機能、抽出条件は検討項目とします。（「住」「住」条件を記載しています）	**<検討事項>** （1）作成は、基本的に一括作成ですか。（課税台帳を個別出力するケースはあるリレか） （2）抽出条件は、たたき台の「開定年月」「法人管理番号」範囲指定のみで問題ありませんか。過不足がある場合は理由も合わせてご教示ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・キー情報として法人番号の利用を促進していく趨勢等からも、FIDの「法人番号」による範囲指定を追加します。 ・なお、FIDの詳細な条件指定は、EUCでの対応も可能なことから、必須要件とまではしない想定です。	法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、開定年月、法人番号、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。		法人ごとの課税台帳を出力できること。作成は一括でできること。 対象の台帳については、開定年月、法人番号、法人管理番号の範囲指定で抽出できること。
1330	8.2.5.	税理士一覧	税理士情報と関与法人の一覧が出力できること。 関与法人一覧は、指定した税理士に関係づけされている法人が、税理士単位で確認できること。		関与税理士と税理士に紐づく法人の一覧は、対応表でも事業者機能に多く記載されていますが、自治体の業務としては印のみ明細に定義しています。 本機能の必要性について、詳細を確認させてください。 ※システム上で、税理士情報をマスタ管理している前提になります。	**<検討事項>** 以下について確認させてください。 （1）なぜこの機能が必要かなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） （2）その他に、具体的に明記すべき実装必須機能があるか。	**<事務局見解>** ・FIDの中の法人との回答を頂いています。一他団体では不要だが、どのように利用されていますか。 ・なお、本機能は税理士をマスタ管理している前提となります。税理士のマスタ管理が必須ではないとした場合に、運用上支障はありますか。 ※自にマスタ管理をしている場合は、EUC機能で法人一覧と税理士情報を出力すれば、専用の帳票は必要ありませんか。		第1.1.5 に合わせてオプション化しました。	*【オプション】* ***税理士情報と関与法人の一覧が出力できること。*** ***関与法人一覧は、指定した税理士に関係づけされている法人が、税理士単位で確認できること。***
	8.3. 共守機能										
1340	8.3.1.		各種設定コードや度算分類等のメンテナンスができること。 外部機関の通知者やコロボデータ等のメンテナンスができること。 管理情報、コードの一覧表が発行できること。		メンテナンス機能であり、必須と考えます。なお、「社の管理情報」コード一覧などは、競員だけでなくシステムエンジニアが利用するケースがあいと考えられます。	支配の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、要件案を確定します。				各種設定コードや度算分類等のメンテナンスができること。 外部機関の通知者やコロボデータ等のメンテナンスができること。 管理情報、コードの一覧表が発行できること。
1350	8.3.2.	マスタ保守	法人税割、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正管理できること。 均等割ランクの条件設定、均等割税額の設定ができること。		税率設定機能であり、税率の正しい管理・計算のために必須と考えます。	支配の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、要件案を確定します。				法人税割、均等割の適用税率に対する適用期間を登録・修正管理できること。 均等割ランクの条件設定、均等割税額の設定ができること。
1360	8.3.3.		~~各団体自治体の不同一課税のための登録・管理ができること。~~ ~~都道府県の個別登録、課税時間単位設定ができること。~~		合併自治体の対応であり、現在不同一課税を行っている自治体はないと認識しているため、不要な機能と考えます。	・本機能は不要と考えますが、認識齟齬ないでしょうか。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして、要件案を確定します。	~~各団体自治体の不同一課税のための登録・管理ができること。~~ ~~都道府県の個別登録、課税時間単位設定ができること。~~			~~【利用】~~ ~~各団体自治体の不同一課税のための登録・管理ができること。~~ ~~都道府県の個別登録、課税時間単位設定ができること。~~
1370	8.3.4.		法人台帳に登録する税理士のマスタ管理ができること。 税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。		税理士をマスタ管理するケースでは必須となります。1.1.0 の税理士関係要件で確認します。	支配の認識に問題がなければ必須機能として定義を想定します。管理項目（税理士番号、氏名、住所、電話番号）に過不足がないかもご確認ください。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	**<事務局見解>** ・税理士をマスタ管理する前提の機能となります。他の要件の議論を踏まえて検討します。				***【オプション】*** ***個人台帳に登録する税理士のマスタ管理ができること。*** ***税理士情報は、税理士番号、氏名、住所、電話番号を登録、修正、削除できること。***
	8.4. 他システム関係										
1380	8.4.1.		税名管理システムに法人基本情報を連携できること。		法人税名を含めて統合管理されている前提のもと、必須要件として定義を想定します。 なお、共通データベースなど連携方式は問わない想定です。 システム構成に依存しますが、必須機能を前提としつつ、他税目の要件とも整合を取りながら要件化します。	法人税名を含めて統合管理されている前提のもと、必須要件として定義を想定します。 なお、共通データベースなど連携方式は問わない想定です。 ※その他に具体的に明記すべき実装必須機能はありますか。	※異論なしとして要件案を確定します。				
	8.5. その他（何要件）										
1390	----	その他	----		非常合名なしとして、標準仕様書への既最対象件とする想定です。 ※収納・滞納機能は法人住民税システムの標準化対要件としています。	印対要件					
1400	----		----						**<追加提案理由>** ・APIL仕様下より、以下の要件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・本件、以下の「要件の考え方・根拠」に記載されているケースは実際にあるのでしょうか。（本件と異なる自治体が受け付けた時点で、eLTAX・紙の両方で法人基本台帳・課税台帳との不整合が発生しないか） ・本件、下で示した必須消去機能は、固定減額処理の運用ケースをご確認いただき、必要か否か・その理由をご回答いただければと思います。 ＜案件の追加要望＞ カテゴリ　：2.2. 申告書登録・課税作成 追加したい行：2.2.26.　の後ろ オプション機能：予定申告の取消処理を行えること。 要件の考え方・根拠 税制の改正などに所在する法人の場合、予定申告書の送付を誤って本来とは異なる自治体に送付してしまうケースがあります。 税制がその申告書を受け付け、開定の時日を迎えた後に法人より取消の連絡が入った場合、単純に予定申告データを削除してしまうと過去開定月の開定額に影響を及ぼしてしまう為、過去開定月の開定額を変動させたくないケースも考慮し、当月分として前だに開定減額データを生成する「予定申告の取消」機能をオプションとして提案します。	・APIL仕様下の提示した事例に該当するケースは想定しがたいものの、意見のない法人から申告を受領した場合の取消はできる方が良いという意見が見られました（E.G.R.I.J型） →一方で、紙で運営のような形で、開定金額等でも取消が必要であれば、2.2.1 の修正案でご対応可能でしょうか。 →2.2.1 の修正案を前提条件とすれば、本件オプション追加する必要はないと考えます。	※オプション追加不要
1410	----		----						**<追加提案理由>** ・APIL仕様下より、以下の要件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・「FIDとの関係」と題中と同じ（個人住民税の特徴事業所等を想定）ですが、本件はオプション等で追加とさせていただくも、完全管理システムの為やすが、各現況員の運用で特徴事業所等とは別で管理の際に法人管理番号まで変えられているから、年度用や必要性に関してご意見を頂ければと思います。 ＜案件の追加要望＞ カテゴリ　：1.1. 基本情報登録・修正 追加したい行：1.1.17. オプション機能：法人管理番号を別の番号に変更できること。 要件の考え方・根拠 法人住民税システムで使用している法人管理番号を、他税目で使用している「共通税名の管理番号」に変更したいという要望があります。 将来とすると、同一の法人に対し、できるだけ複数の税名データを作成したくないという団体内の想合があります。 要件システムとして必須ということではないま為、オプションとして提案します。	・各機成員の現行運用をもとにすると、必要性が分かりづらいですが、実装されているパッケージは存在する認識です。 ・名寄・紐づけ管理ができれば柔軟性は高くないかも知れませんが、開名管理システムの実装方法は各社異なることから、全体整合が取れることを条件にオプション機能として追加します。 →1.1.2. の要件に追記しました。	
1420	----		----						**<追加提案理由>** ・APIL仕様下より、以下の要件をオプション追加すべきとの意見がありました。 ・既成員に対かれては、システム間の開定ズレが発生する中、発生した場合はどのように対応しているかをご回答ください。 ・なお、「オプション機能」であれば下の追加要望機能が実装されていることが有用であるか否かについて、ご意見をお聞いたします。 ＜案件の追加要望＞ カテゴリ　：7.2. 開定表作成 追加したい行：7.2.8. オプション機能：収納システムと法人住民税システムで開定額に不一致が発生している法人を抽出できること。 要件の考え方・根拠 月次の事務として、収納システムと法人住民税システムの開定額比較を行う場合があります。 基本的には同者は一致するはずですが、収納担当者が収納システムの画面から開定額を変更してしまったり等、何らかの理由により差異が発生するケースがあります。 両システムの開定表の比較時に差異が発生した場合、対象のデータを特定するのに時間を要することとなるため、オプションとして機能を提案します。			<追加確認結果> ・必須・・・なし ・オプション・・・E.H.I型 ・不要or不明・・・B.C.D.G.J.K型 **【確認事項】** ~~「過去の開定は、開税台帳は現在である、という認識で良いでしょうか。開税台帳側の開定が開税側に合わせる。~~ ~~「収納システムとの差が発生する構成自体がない、どのような状態で発生するかご教示ください。（それを踏まえて、収納側と開税側とする。」~~	